伊 賀 市 地 域 防 災 計 画

ー震災対策編ー

令和７年２月修正

伊 賀 市 防 災 会 議

目　次

第１部　総　　則
第１章　計画の目的・方針 1
第１節　計画の目的及び構成 1
第２章　計画関係者の責務等 4
第１節　県・市・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割 4
第２節　県・市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 6
第３章　伊賀市の特質及び既往の地震災害の状況 15
第１節　伊賀市の特質 15
第２節　伊賀市における既往の地震災害の状況 19
第４章　被害想定等 20
第１節　プレート境界型地震にかかる被害想定 20
第２節　内陸直下型地震にかかる被害想定 27
第３節　地震に関する調査研究の推進 31
第２部　災害予防・減災対策
第１章　自助・共助を育む対策の推進 32
第１節　市民や地域の防災対策の促進 32
第２節　防災人材の育成・活用 37
第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 39
第４節　ボランティア活動の促進 44
第５節　企業・事業所の防災対策の促進 47
第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 51
第２章　安全な避難空間の確保 53
第１節　避難対策等の推進 53
第３章　地震に強いまちづくりの推進 64
第１節　建築物等の防災対策の推進 64
第２節　公共施設等の防災対策の推進 67
第３節　危険物施設等の防災対策の推進 70
第４節　地盤災害防止対策の推進 73
第４章　緊急輸送の確保 76
第１節　輸送体制の整備 76
第５章　防災体制の整備・強化 78
第１節　災害対策機能の整備及び確保 78
第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 81
第３節　医療・救護体制及び機能の確保 85
第４節　応援・受援体制の整備 88
第５節　物資等の備蓄・調達・供給体制の整備 90
第６節　ライフラインにかかる防災対策の推進 93
第７節　防災訓練の実施 101
第８節　災害廃棄物処理体制の整備 104
第６章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 106
第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応 108
第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策 109
第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策 112

第３部　発災後対策
第１章　市災害対策本部機能の確保 113
第１節　活動態勢の整備 113
第２節　通信機能の確保 117
第３節　自衛隊への災害派遣要請の要求 125
第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 132
第５節　広域的な応援・受援体制の整備 143
第６節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 146
第７節　災害救助法の適用 148
第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 151
第１節　緊急の交通・輸送機能の確保 151
第２節　水防活動 156
第３節　ライフライン施設の復旧・保全 157
第４節　公共施設等の復旧・保全 164
第５節　ヘリコプターの活用 166
第３章　救助・救急及び医療・救護活動 170
第１節　救助・救急及び消防活動 170
第２節　医療・救護活動 174
第４章　避難及び被災者支援等の活動 180
第１節　避難指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 180
第２節　避難行動要支援者・要配慮者対策 191
第３節　学校・園における児童生徒等の安全確保 193
第４節　ボランティア活動の支援 195
第５節　防疫・保健衛生活動 198
第６節　災害警備活動 200
第７節　遺体の取扱い 201
第５章　救援物資等の供給 203
第１節　緊急輸送手段の確保 203
第２節　救援物資等の供給 205
第３節　給水活動 209
第６章　特定災害対策 212
第１節　危険物施設等の保全 212
第７章　復旧に向けた対策 216
第１節　廃棄物対策活動 216
第２節　住宅の保全・確保 220
第３節　文教・保育等対策 222
第４節　中小企業・農林漁業復旧対策 226
第５節　災害義援金等の受入れ・配分 227
第４部　復旧・復興対策
第１章　復旧・復興対策 229
第１節　激甚災害の指定 229
第２節　被災者の生活再建に向けた支援 233
第３節　復興体制の構築と復興方針の策定 239

第１部　総　　則

第１章　計画の目的・方針

第１節　計画の目的及び構成

第１項　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。本章において以下「基本法」という。）第 42 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第５条第２項の規定に基づき、伊賀市防災会議（以下「防災会議」という。）が、伊賀市地域防災計画の「震災対策編」第１部第４章に掲げる「被害想定等」を前提に、伊賀市の地域に係る地震災害に関し、市内の災害予防・減災対策、発災後対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の行う防災活動及び住民が自ら展開する自主防災活動などについて、自助、共助、公助が有機的に結合し、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的とする。

第２項　計画の構成

この計画の構成及び内容は、次のとおりである。

第１部　総　　則	○計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、想定される地震災害の被害等について記している。
第２部　災害予防・減災対策	○発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平常時において地震災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について記している。
第３部　発災後対策	○市災害対策本部の活動を中心に、市や防災関係機関、市民等が地震発生後に取り組むべき対策について記している。
第４部　復旧・復興対策	○被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について記している。

第３項　計画の基本方針

この計画は、南海トラフ地震特別措置法第５条第２項に規定する南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものであり、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明らかにし、地震災害に対処するための基本的な計画である。

なお、本計画の中で、南海トラフ地震防災対策推進計画に該当する箇所については、第２部第６章「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」全体のほか、文章末尾に「(推進計画)」と標記をしている。

また、この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び市民・地域が、有機的に結合し、総合的かつ計画的な地震防災計画の推進を図り、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とし、市民自らが人的・経済的被害を軽減させるための備えを実施する市民運動に発展するよう計画する。

第４項　計画の修正

本計画は、基本法第 42 条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは防災会議に諮り修正する。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

１　防災会議は、関係機関の意見を聞き、地域防災計画修正（案）を作成する。
２　防災会議は、作成した地域防災計画修正(案)について基本法第 42 条第５項の規定により知事に報告する。
３　防災会議を開催し、地域防災計画を審議、決定する。
４　基本法第 42 条第５項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。

公表の手段としては、市ホームページ及び広報紙等により周知する。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとその実現を図る。

第５項　用　　語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ以下に定めるところによる。

１	市災害対策本部	……	伊賀市災害対策本部をいう。
２	市地域防災計画	……	伊賀市地域防災計画「風水害等対策編」をいう。
３	県災害対策本部	……	三重県災害対策本部をいう。
４	県地域防災計画	……	三重県地域防災計画をいう。
５	県地方災害対策部	……	三重県災害対策本部の地方災害対策部を示し、伊賀地域では伊賀地域防災総合事務所に設定される。
６	南海トラフ地震に関連する情報	……	南海トラフ地震臨時情報等、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて発表される情報をいう。
７	判定会	……	気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
８	基本法	……	災害対策基本法をいう。
９	救助法	……	災害救助法をいう。
10	大震法	……	大規模地震対策特別措置法をいう。
11	復興法	……	大規模災害からの復興に関する法律をいう。
12	防災関係機関	……	県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
13	要配慮者	……	平成 25 年６月の災害対策基本法の改正後、高齢者、障がい者、乳幼児等その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」という。

14　避難行動要支援者避難支援プラン　……　平成 25 年６月の災害対策基本法の改正を受けて、これまでの災害時要援護者の避難支援を見直し、災害時の避難行動に特に支援が必要な避難行動要支援者の名簿の作成・活用に必要な事項を定め、地域の共助により災害時の避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を安全かつ確実に行うことができるよう、地域の防災体制の確立をめざして令和元年 10 月に策定した計画をいう。

15　避難行動要支援者　……　市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

16　避難支援等関係者　……　避難行動要支援者の安否確認や避難支援などを担う消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉専門職、自主防災組織などの関係者をいう。

14　その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第２章　計画関係者の責務等

第１節　県・市・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割

第１項　県・市・防災関係機関の実施責任及び役割

１　市

(1) 市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 市は、市民、住民自治協議会、自治会等、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災･減災対策を推進する。

２　県

(1) 県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、市及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進するものとする。

(2) 県は、地震災害の規模が大きく、市単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

(3) 県は、市及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行うものとする。

３　指定地方行政機関

(1) 指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災･減災対策及び防災活動を実施するものとする。

(2) 指定地方行政機関は、市の防災･減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するものとする。

(2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、市の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するものとする。

(2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市その他の防災関係機関の防災･減災対策及び防災活動に協力するものとする。

第２項　市民・住民自治協議会・自治会等・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

１　市　民

(1) 市民は、常に地震災害に対する危機意識を持って「自らの身の安全は自ら守る」自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努めるものとする。

(2) 市民は、地域において、住民自治協議会・自治会等・自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努めるものとする。

２　自主防災組織等

(1) 住民自治協議会・自治会等・自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努めるものとする。

(2) 住民自治協議会・自治会等・自主防災組織は、地域において県や市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、地震災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

３　事業者

(1) 事業者は、常に地震災害に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時には従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努めるものとする。

(2) 事業者は、地域において地域住民等、住民自治協議会・自治会等・自主防災組織、県や市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

第２節　県・市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第１項　市の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内　　容
市	(1) 防災会議及び市災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災情報システムの整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 自主防災組織等の育成強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難指示等 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受け入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理 (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置 (23) 関係機関への応援要請に関すること
消防本部 消防団	(1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等 (5) 消防団等の育成及び強化

第２項　県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内　　容
県及び県の地域機関 **（伊賀地域防災総合事務所、伊賀保健所、伊賀農林事務所、伊賀建設事務所）**	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受け入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20)避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (21)その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県警察 **（伊賀警察署、名張警察署）**	(1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10)被災者等への情報伝達活動 (11)相談活動 (12)ボランティア活動の支援

第３項　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　指定地方行政機関

機関名	内　　容
東海財務局 **津財務事務所**	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整 (5) 金融上の諸措置
東海農政局 **三重県拠点**	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
近畿中国森林管理局	(1) 防災を考慮した森林施業 (2) 国有保安林、治山施設の整備 (3) 国有林における予防治山施設による災害予防 (4) 国有林における荒廃地の復旧 (5) 災害対策用復旧用材の供給
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡 (2) 電力、ガスの供給の確保に関すること (3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整 (4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置 (5) 必要に応じて県災害対策本部への職員の派遣を行う
東京管区気象台 **（津地方気象台）**	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

機関名	内　　容
中部地方整備局 北勢国道事務所 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所	１　災害予防 (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）に関する計画等の情報共有 ２　初動対応 (1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施 ３　応急・復旧 (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 (4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (7) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (9) 所管施設の緊急点検の実施 (10) 情報の収集及び連絡 (11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (12) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両等を被災地域支援のために出動

２　自衛隊

機関名	内　　容
自衛隊	(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

３　指定公共機関

機関名	内　　容
西日本電信電話 株式会社 三重支店	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 (4) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ア　電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 イ　非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ウ　被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社ＮＴＴ ドコモ東海支社 三重支店	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
ＫＤＤＩ株式会社 中部総支社	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンク 株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
楽天モバイル 株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

機関名	内　　容
日本銀行 名古屋支店	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨及び金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整
日本赤十字 三重県支部 （伊賀市地区）	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の発令に伴う医療救護の派遣準備 (2) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (3) 救援物資の配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整 (6) 義援金の受付及び配分 (7) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 津放送局	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための市民への周知 (4) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (5) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
独立行政法人 水資源機構 （木津川ダム総合管理所、川上ダム管理所）	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の発令時における警戒本部の設置並びに地震防災、応急対策の推進 (2) 水資源開発施設等（ダム）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施

機関名	内　　容
西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の発令時の正確、迅速な伝達 (2) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (3) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (4) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (5) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (6) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理 (7) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (8) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理 (9) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
中部電力パワーグリッド株式会社三重支社（伊賀営業所）	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
日本郵便株式会社（上野郵便局、名張郵便局）	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア　郵便物の送達の確保 イ　郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ　被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

４　指定地方公共機関

機関名	内　　容
公益社団法人三重医師会（伊賀医師会、名賀医師会）	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
三重テレビ放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。
三重エフエム放送株式会社	(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。

機関名	内　　容
三重交通株式会社	(1) 災害応急活動のための市災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人 三重県トラック協会（伊賀支部）	(1) 災害応急活動のための市災害対策本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
近畿日本鉄道 株式会社	(1) 災害により線路が不通となった場合のバスによる代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
一般社団法人 三重県ＬＰガス協会	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
公益社団法人 三重県歯科医師会	(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施
株式会社ケーブルコモンネット三重	災害発生に際して、県内 CATV 事業会社８社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。 (1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づく、要員、資材、輸送方法等の確保並びに早急な災害復旧措置を行う。 (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行う。 (3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 (4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。

５．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内　　容
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、商工会等）	災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）	被災者の救助活動及び義援金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	市等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施

機関名	内　　容
土地改良区	防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施
一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）	三重交通株式会社に準ずる。
伊賀鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社に準ずる。
ガス事業者（一般社団法人三重県ＬＰガス協会を除く）	一般社団法人三重県ＬＰガス協会に準ずる。

６　住民自治協議会、自治会等、自主防災組織

機関名	内　　容
住民自治協議会	(1) 地域における防災研修、講習会の開催、防災訓練等に関すること (2) 災害時の避難所運営に関すること (3) 災害時における地域の情報収集に関すること (4) 地域内の自主防災組織等の連携に関すること (5) 地区防災計画の策定に関すること
各自主防災組織及び自治会等	(1) 防災研修、講習会の開催、防災訓練に関すること (2) 資機材の緊急調達、配分に関すること (3) 災害発生の初期活動に関すること（安否確認・けが人の救助・救出、災害への初動対応等）に関すること (4) 自主防災組織の活動計画の策定に関すること (5) 住民自治協議会内の自主防災組織等の連携に関すること

（推進計画）

第３章　伊賀市の特質及び既往の地震災害の状況

第１節　伊賀市の特質

第１項　地理的条件

１　位　置

伊賀市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接している。近畿圏、中部圏の２大都市圏の中間に位置し、それぞれ約１時間の距離である。

地形は北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地を形成しており、低地・台地は少なく、丘陵地が多くなっている。このため、限られた平地や台地を農地や宅地として利用しており、近年では丘陵地等を開発し、住宅団地なども形成されている。

市域は東西約 30 ㎞、南北約 40 ㎞の縦長で、面積は約 558㎢ である。

土地利用としては森林が全体の約 62％を占める一方、農用地が約 14％、宅地は約５％となり、森林などの自然と共生しつつ限られた土地の有効利用を図ることが必要となっている。

２　地質・地盤

地質は、花崗岩及び片麻岩の基礎が浅く、その上を古琵琶湖層群が被っている。プレート境界地震に対してはほとんど被害を受けたことはないが、安政元年（1854 年）６月の内陸直下地震の際には盆地の沖積低地で亀裂、小断層、泥水の噴出を伴っている。

地盤は、主に地盤型Ａ（山地地形に相当）と地盤型Ｄ（扇状地・沖積錐に相当）で構成されており、地盤型Ａは、主に第三期鮮新統（520～160 万年前に堆積した地層）により古い岩石からなる山地地形に相当する。この地形は地震動に対しては安定しているものの、花崗岩類は地振動に対しても斜面崩壊を起こしやすく、小規模な崩壊地が多数発生するのが特徴である。地盤型Ｄは、主に砂礫層からなる堆積平野で、地盤に砂礫が卓越しているので沖積低地の中では地盤条件は良い。

３　気　候

気候は夏の蒸し暑さと冬の底冷え、朝夕と日中の気温の差など寒暖の差が激しい典型的な内陸型気候である。また、県内では比較的降水量が少ない地域でもある。

近年における気温の変化（1993 年～2022 年）を見ると、日最高気温の平均・日最低気温の平均及び年間の最高気温・最低気温、いずれもわずかに上昇傾向にある。

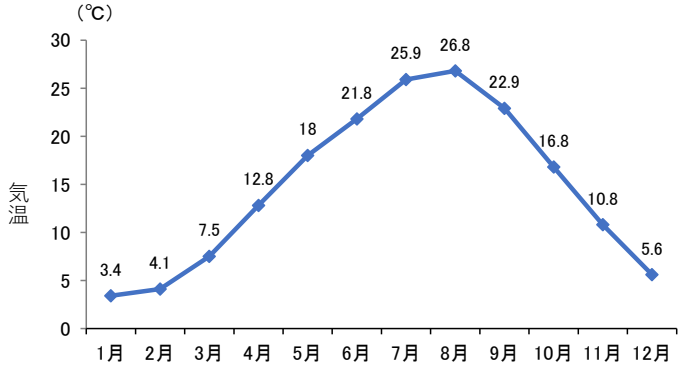

伊賀市上野における月別の平均気温（1993-2022）

※気象庁HP_上野（三重県）日平均気温の月平均値（℃）のデータをもとに作成

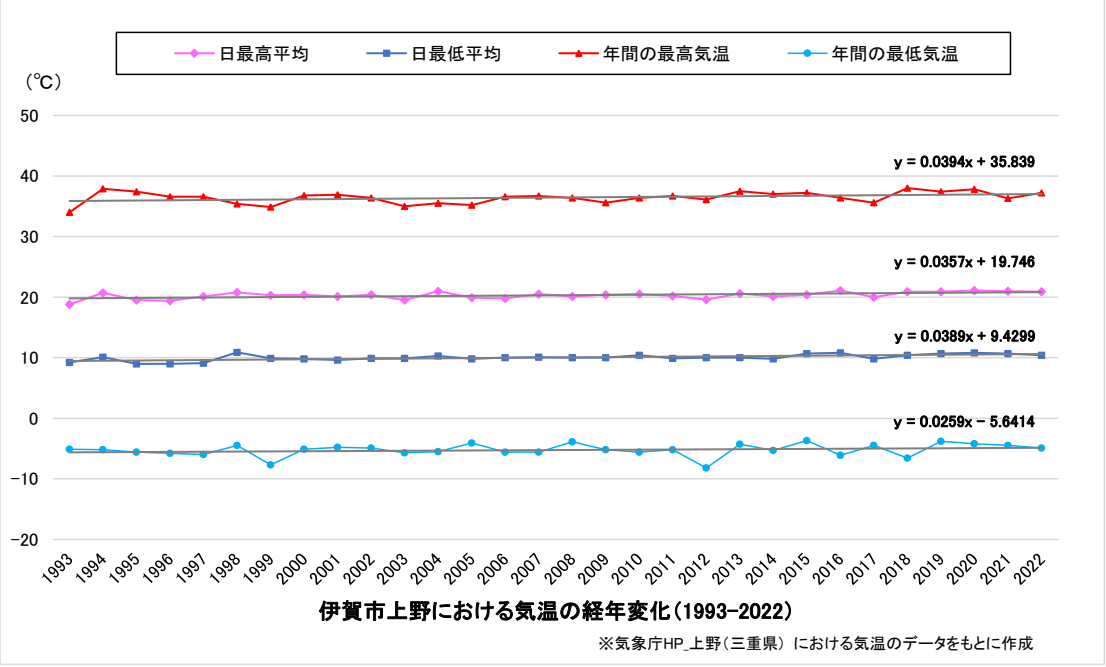

伊賀市上野における気温の経年変化（1993-2022）

※気象庁HP_上野（三重県）における気温のデータをもとに作成

年間の平均降水量は 1,438mm であり（1993 年～2022 年の平均）、県内では比較的降水量の少ない地域となっている。また、近年の降雨状況（1993 年～2022 年）について、年間降水量、最大日降水量、最大 1 時間降水量、いずれも顕著な増加・減少の傾向は見られない（下図）。

年間の降雪量は 0cm～74cm（1954 年～1996 年）の範囲で変動があるものの、顕著な増加・減少の傾向は見られない（気象庁資料、上野地点）。

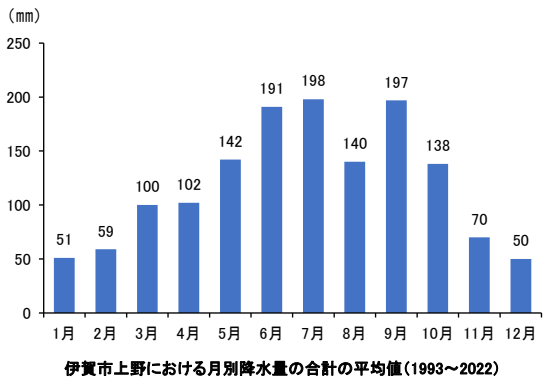

伊賀市上野における月別降水量の合計の平均値（1993～2022）

※気象庁HP_上野（三重県）における降水量の月合計値のデータをもとに作成

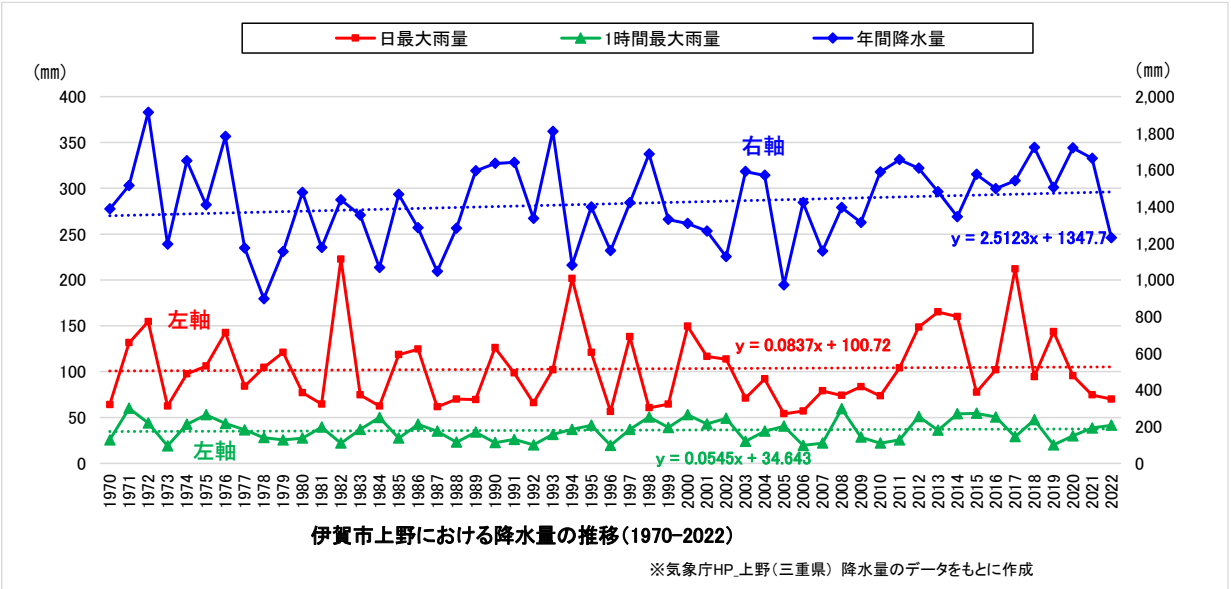

伊賀市上野における降水量の推移（1970-2022）

※気象庁HP_上野（三重県）降水量のデータをもとに作成

第２項　社会的条件

１　人口・世帯数の推移

本市の人口は企業の進出や住宅団地の開発などにより平成 10 年頃まで緩やかに増加してきた。平成 10 年以降は経済の低迷や住宅団地への人口流入が落ち着きを見せるとともに、高齢化等により最近では人口は減少傾向で推移している。住宅団地を抱える地域では同世代の世帯が急激に流入したため、高齢化も急激に訪れることが予測される。なお、北部地域は昼間人口、夜間人口に大きな差異は見られないが、南部地域では大阪方面への通勤・通学者が多く、昼間人口が少なくなっている。

本市の人口は、令和６年３月末現在で 85,340 人、世帯数は 40,448 世帯となっている。世帯数については核家族化や住宅団地への流入等により増加しているが、１世帯あたりの人員は年々減少の傾向にある。

２　年齢別人口

年齢別人口においては、少子高齢化傾向が今後急速に進んでいく状況にある（図）。

65 歳以上の高齢者人口の比率は、平成 17 年には 24.6%であったものが令和６年３月末には 34.1%と高齢化が進んでいる。高齢者の中には地震災害時に自力で避難行動をとることが困難な避難行動要支援者も多く、東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると全体の約 65%を 60 歳以上の高齢者が占めており、老年人口割合の増加は全人口に占める要配慮者の割合の増加にもつながる。

避難行動要支援者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、市民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなり得る防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図る。

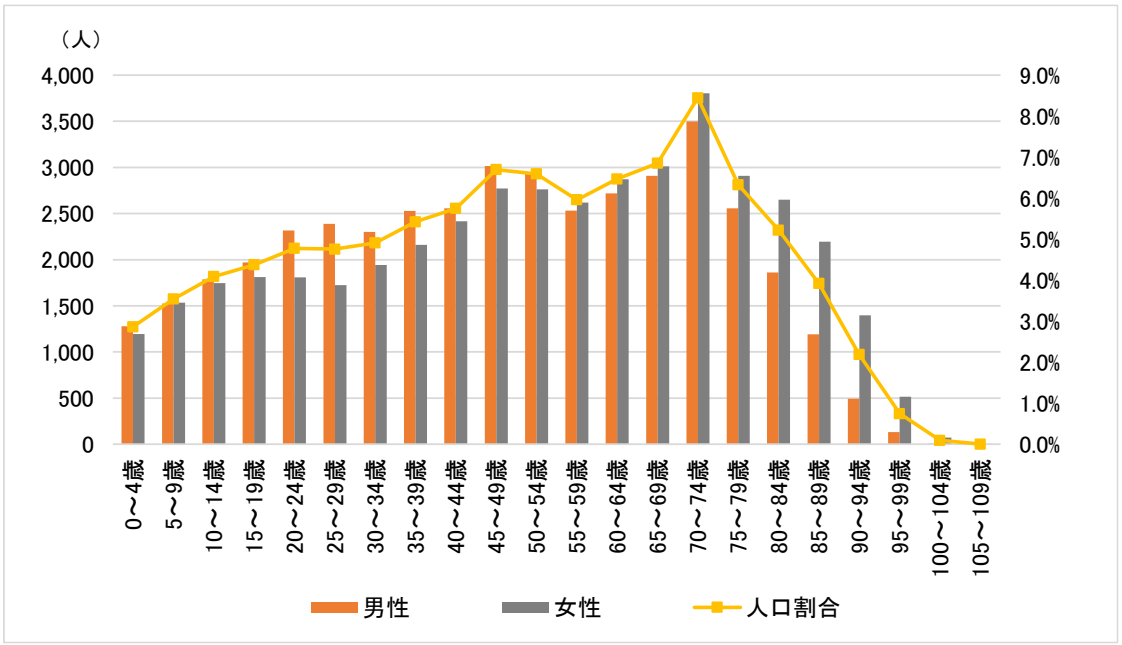

伊賀市の年齢別人口構成

（令和５年３月末現在、伊賀市住民基本台帳より）

３　地域別人口

伊賀市の地域別人口は、上野だけで全体の約 2/3（64.0%）を占め、偏在している（表）。

地域別人口・世帯数　（令和６年３月末現在：伊賀市住民基本台帳より）

支所	上野	伊賀	島ヶ原	阿山	大山田	青山	伊賀市(計)
総人口（人）	54,670	8,979	1,913	6,279	4,707	8,792	85,340
男	27,155	4,383	895	3,068	2,261	4,228	41,990
女	27,515	4,596	1,018	3,211	2,446	4,564	43,350
世帯数	26,698	4,115	812	2,710	2,032	4,081	40,448

４　グローバル化の進展

近年、在日・訪日外国人が増加し、令和６年３月末の市の外国人住民数は約 6,000 人にのぼり、観光目的で伊賀市を訪れる外国人観光客とともに地震災害発生時の外国人に対する防災対策が課題となりつつある。

外国人の場合、言葉の問題等から地震災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、地震災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる。また、特有の文化や生活習慣を持つ外国人が避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活で必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

５　観光客及び帰宅困難者対策

本市を訪れる観光客は、平成元年まで入り込み客数で年間約 236 万人となっていたが、令和２年以降は新型コロナウイルス感染症の流行等による影響のため、年間約 150 万人前後で推移している。一方、奈良、京都、滋賀、兵庫、和歌山を含めた関西圏からの観光客が約 45%を占めている。そのため、観光の繁忙期や週末などに大規模な地震災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。

本市の地理に詳しくない観光客が被害を受けたり、風水害等により多くの箇所で道路や鉄道が途絶し、帰宅困難者として相当な期間を市内に滞在することが考えられる。また、通勤・通学や業務による帰宅困難者も考えられることから、関係者が一体となった防災・減災対策の検討が求められる。

第２節　伊賀市における既往の地震災害の状況

伊賀市に関係のあった地震の被害は、概ね次のとおりである。

(1) 伊賀上野地震（1854 年）伊賀・伊勢・大和及びその隣国、Ｍ＝7.0～7.5
活断層（木津川断層帯）を震源とする内陸直下型地震
市内で死者 625 人、負傷者 994 人、家屋倒壊 2,270 戸、蔵の倒壊 306 戸

(2) 東南海地震（1944 年）東南海沖、Ｍ＝7.9
南海トラフ沿いの巨大地震
震源が熊野灘沖約 20km と近くであったため、直接的被害も大きいものであった。
県内で死者・行方不明者 406 人、負傷者 607 人、住宅全壊 1,826 棟、同流失 2,238 棟

(3) 南海地震（1946 年）南海道沖、Ｍ＝8.0
南海トラフ沿いの巨大地震
震源は潮岬南方約 50km の地点であったため、東南海地震に比較して被害も少なかった。
県内で死者 11 人、負傷者 35 人、住家全壊 65 棟、同流失 23 棟

(4) 三重県中部を震源とする地震（2007 年）
三重県亀山市を中心とする県内北中部、M=5.4
亀山市で震度５強、鈴鹿市、津市、市内平田で震度５弱を観測したが被害は少なかった。
市内で重傷者１人、公共施設等被害

（三重県地域防災計画添付資料（令和５年３月修正）による）

第４章　被害想定等

第１節　プレート境界型地震にかかる被害想定

第１項　想定する地震モデル

平成 24～25 年度に三重県が実施した地震被害想定調査では、主にハザードとリスクという２つの面から予測を行っている。

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性など、地震によって発現する可能性のある事象を予測することをいう。

一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れ等による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することをいう。

地震被害想定調査のうち、プレート境界型地震については「過去最大クラスの南海トラフ地震」と「理論上最大クラスの南海トラフ地震」の２つの地震モデルについて調査が行われた。

なお、「過去最大クラスの南海トラフ地震」とは、過去約 100 年から 150 年間隔で三重県周辺地域を襲い、揺れと津波で甚大な被害をもたらしてきた歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、この地域で起こり得る最大クラスの南海トラフ地震のことである。

一方、「理論上最大クラスの南海トラフ地震」とは、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こり得るこの地域における最大クラスの南海トラフ地震のことである。

地震被害想定調査結果の被害想定項目のうち、以下の項目の予測結果の概要を示す。

（ハザード予測結果）

１　強震動予測結果（震度分布）
２　強震動予測結果（液状化危険度）

（リスク予測結果）

１　人的被害（死者）
２　建物被害
３　交通施設障害（道路施設）
４　生活支障等（避難者）
５　生活支障等（帰宅困難者）
６　生活支障等（物資不足）

第２項　ハザード予測結果

１　強振動予測結果（震度分布）

過去最大クラスの南海トラフ地震（以下「過去最大クラスの地震」という。）では、伊賀市の大半は震度５強、一部の地域で震度６弱及び５弱と想定されている。

一方、理論上最大クラスの南海トラフ地震（以下「理論上最大クラスの地震」という。）では、大半は震度６弱、一部の地域で震度６強及び５強が想定されている。

想定地震における震度予測図

過去最大クラスの南海トラフ地震　　理論上最大クラスの南海トラフ地震

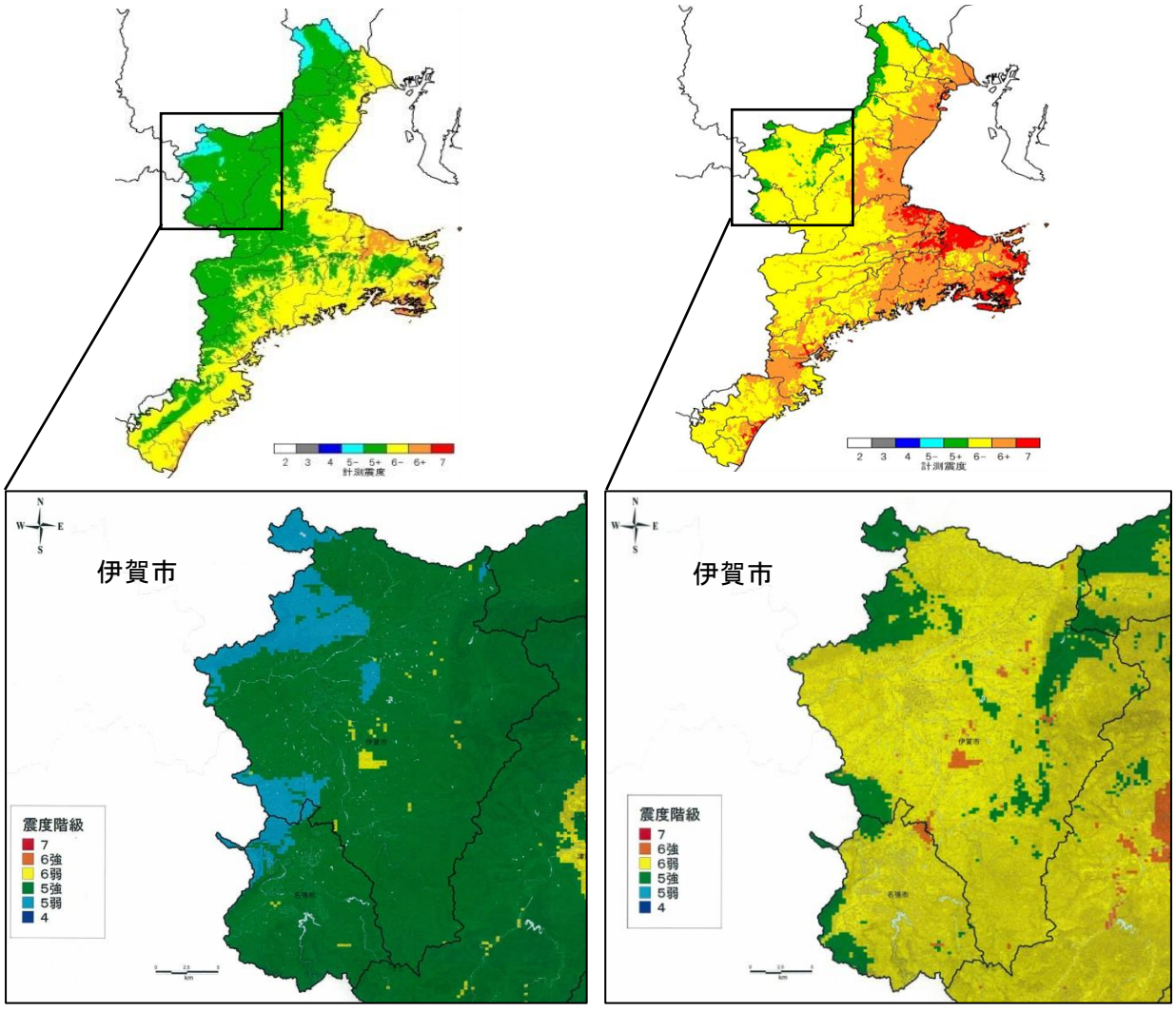

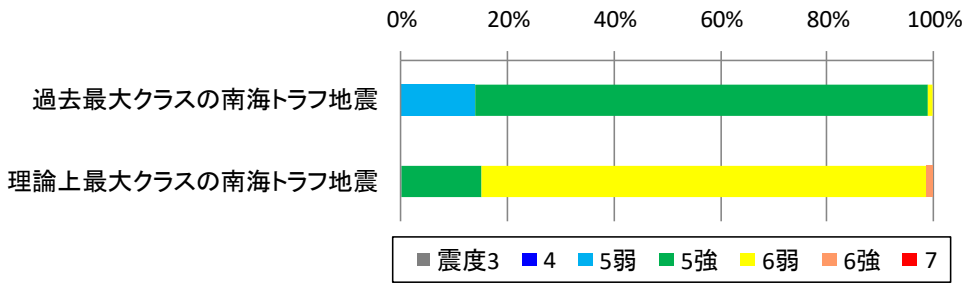

南海トラフ地震による伊賀市での震度別面積割合

２　強振動予測結果（液状化危険度）

南海トラフ地震による液状化危険度は、県下で危険度が極めて高い範囲は新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中している。

伊賀市については液状化の危険度が低い内陸部に属するものの、盆地という地形条件下で木津川、柘植川、服部川周辺を中心に液状化の危険が想定されている。

想定地震における液状化危険度

過去最大クラスの南海トラフ地震　　理論上最大クラスの南海トラフ地震

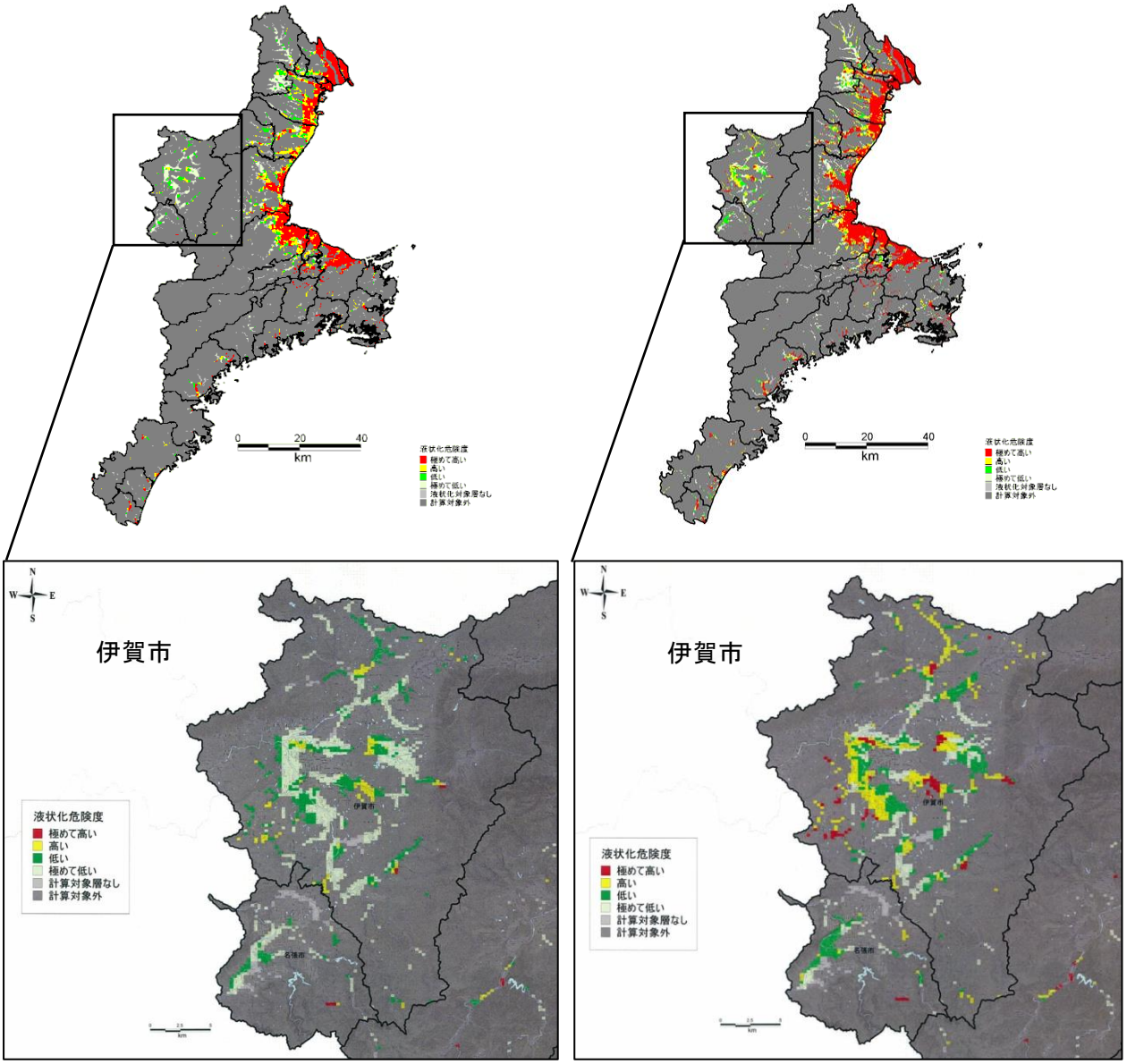

第３項　リスク予測結果

１　人的被害（死者）

地震による人的被害（死者）では、多くの人が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多い「冬・深夜」ケースを想定した予測結果を示す。

過去最大クラスの地震による伊賀市での死者数はわずかであると予測された。

一方、理論上最大クラスの地震では、市で約 70 人が死亡すると予測された。

区　分	死者数（冬・深夜の発災ケース）（人）					
	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
過去最大クラスの南海トラフ地震	－	－	－	－	－	－
理論上最大クラスの南海トラフ地震	約 70	－	－	－	－	約 70

２　建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕 18 時」ケースを想定した予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、市で約 60 棟の建物被害が予測された。そのうち、揺れに伴い約 50 棟が全壊し、液状化で約 10 棟が全壊すると予測されている。

理論上最大クラスの地震では、市で約 1,900 棟の建物被害が予測された。そのうち、揺れに伴い約 1,900 棟が全壊するとされ、急傾斜地等により約 40 棟、液状化で約 20 棟が全壊、火災で約 20 棟が焼失すると予測されている。

区　分	全壊・焼失棟数（冬・夕 18 時の発災ケース）（棟）				
	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
過去最大クラスの南海トラフ地震	約 50	約 10	－	－	約 60
理論上最大クラスの南海トラフ地震	約 1,900	約 20	約 40	約 20	約 1,900

注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

３　交通施設障害（道路施設）

過去最大クラスの地震による緊急輸送道路への影響は、伊賀市内の地域間を結ぶ道路（国道 163 号、国道 165 号、国道 368 号）などにおいて、大きいと予測されている。

また、理論上最大クラスの地震では、各道路の被害は過去最大クラスの地震より多少大きくなるものの、全体的にほぼ同じ傾向となっている。

緊急輸送道路の復旧日数目安（伊賀市周辺）

過去最大クラスの南海トラフ地震　　理論上最大クラスの南海トラフ地震

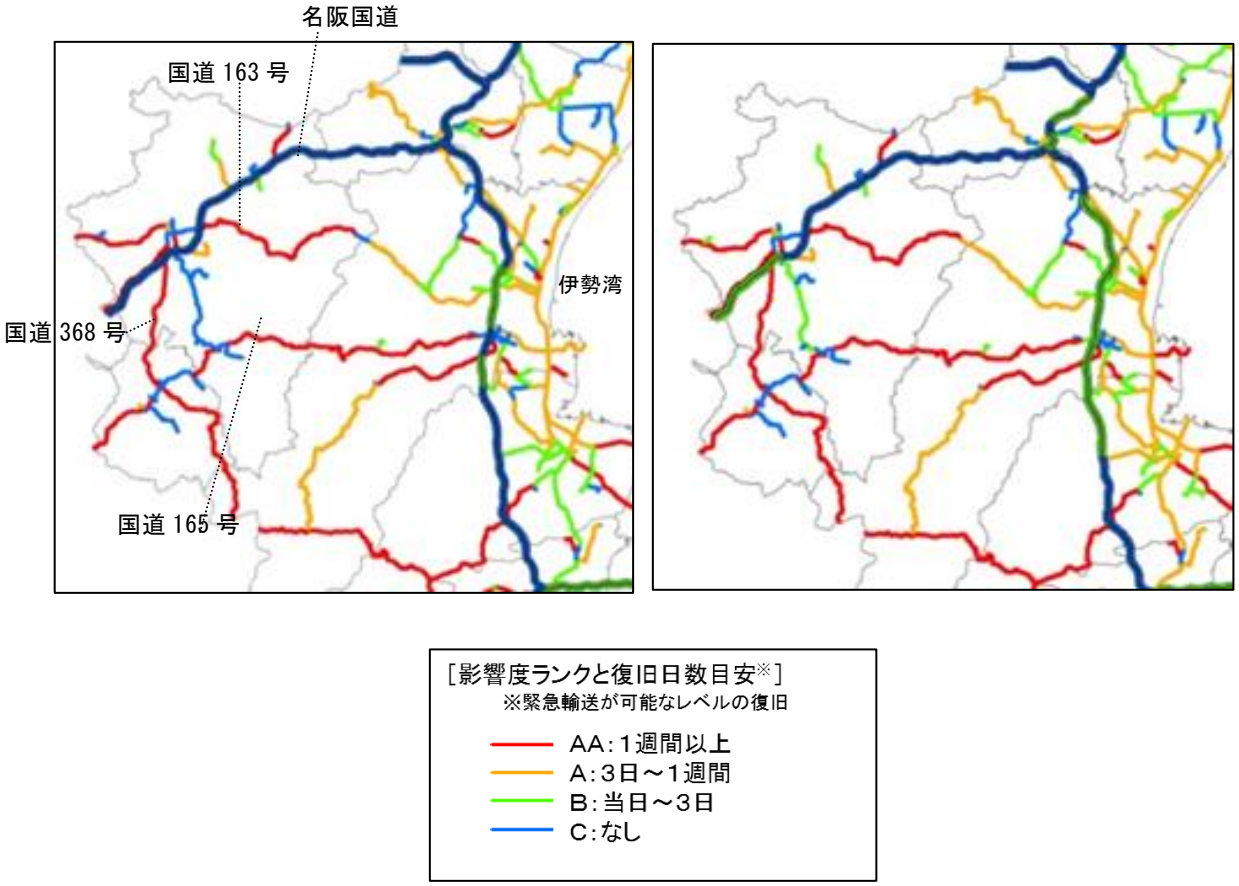

４　生活支障等（避難者）

地震による避難者数の予測は「冬・夕 18 時」ケースを想定した結果を示す。

これは、火災発生による建物の焼失等を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースである。

地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難など避難所外で生活する避難者に区分した。

伊賀市での避難者は、発災後の時間の経過とともに表のような推移をたどると予測されている。特に１週間後の避難者数は、過去最大クラスのケースで約 8,400 人（人口の１割弱）とされている。

区　分	発災１日後の避難者数			１週間後の避難者数			１ヶ月後の避難者数		
		（うち避難所）	（うち避難所外）		（うち避難所）	（うち避難所外）		（うち避難所）	（うち避難所外）
過去最大クラスの南海トラフ地震	約 300	約 200	約 100	約 8,400	約 4,200	約 4,200	約 300	約 90	約 200
理論上最大クラスの南海トラフ地震	約 5,900	約 3,600	約 2,400	約 20,000	約 9,900	約 9,900	約 5,900	約 1,800	約 4,200

注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

５　生活支障等（帰宅困難者）

過去最大クラスの南海トラフ地震による帰宅困難者数は、伊賀市に流入する他市町からの人口をもとに算出し、約 5,600 人と予測されている。

６　生活支障等（物資不足）

主要備蓄量（飲料水については給水可能量）と需要量との差から、物資の不足量が算出されている（下記は算出方法、その下は結果）。

なお、これは本市のみで対応した場合の不足量であり、飲料水と食料の不足量を発災後 1～3 日目の合計と 4～7 日目の合計で集計している。

飲料水及び食料ともに、発災後 4～7 日目に不足量が大きく増大すると予測されている。

計算式	市内の物資不足量 ＝需要量－供給量（市の供給量＋被災地域内外の市町からの応援量＊＋県の供給量） ＊市町の供給余剰の半分を不足市町への応援量として拠出する。
食料不足量に関する設定	・食料需要は阪神・淡路大震災の事例に基づき、避難所避難者の 1.2 倍を対象者として、１日１人３食を原単位とする。 ・食料の供給は、県・市の持つ自己所有備蓄量及び家庭内備蓄量を想定 ・対象とする備蓄食料は、乾パン、即席めん、米、主食缶詰
飲料水不足量に関する設定	・断水人口を給水需要者として、３日目までは飲料水を考慮して１日１人３リットル、４日目以降は生活用水を含め１日１人 20 リットルを原単位とする。 ・飲料水供給量は、県・市によるペットボトルの自己所有備蓄量・家庭内備蓄量及び給水資機材による応急給水量を想定

区　分	給水不足量（トン）		食料不足量（食）	
	1～3 日目の計	4～7 日目の計	1～3 日目の計	4～7 日目の計
過去最大クラスの南海トラフ地震	188	2,748	0	22,117
理論上最大クラスの南海トラフ地震	293	5,060	25,825	100,116

第２節　内陸直下型地震にかかる被害想定

第１項　想定する地震モデル

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られている。

近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても十分に備えておくことが必要である。

ここでは、三重県の地震被害想定調査において、県内に存在が確認されている活断層のうち、深刻な被害をもたらすことが想定される３つの活断層（「養老－桑名－四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」）を選定し、揺れに伴うハザード予測とリスク予測の結果について整理を行った。

地震被害想定調査結果の想定項目のうち、以下の項目の予測結果の概要を示す。

（ハザード予測結果）
１　強震動予測結果（震度分布）
２　強震動予測結果（液状化危険度）

（リスク予測結果）
１　人的被害（死者）
２　建物被害

第２項　ハザード予測結果

１　強振動予測結果（震度分布）

３つの内陸直下型地震（「養老－桑名－四日市断層帯での地震」「布引山地東縁断層帯での地震」「頓宮断層での地震」）について、伊賀市における震度別の面積割合を図で示す。

本市では、「養老－桑名－四日市断層帯での地震」と「布引山地東縁断層帯での地震」による震度は５強が多くを占め、一部に６弱の地域がある。一方、「頓宮断層での地震」は市東部で南北に活断層が走ることから、震度６弱が面積の約６割、震度６強と震度５強がともに約２割を占めている（下図と次ページの図）。

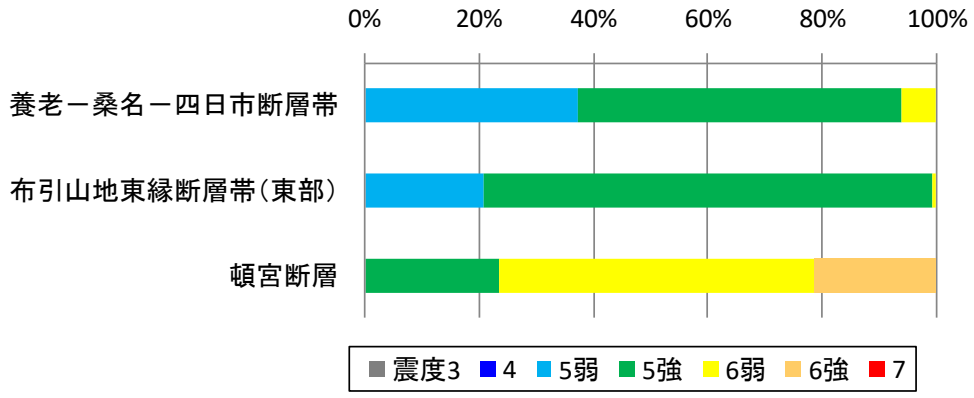

内陸直下型地震による伊賀市の震度別面積割合

頓宮断層での地震による震度予測図

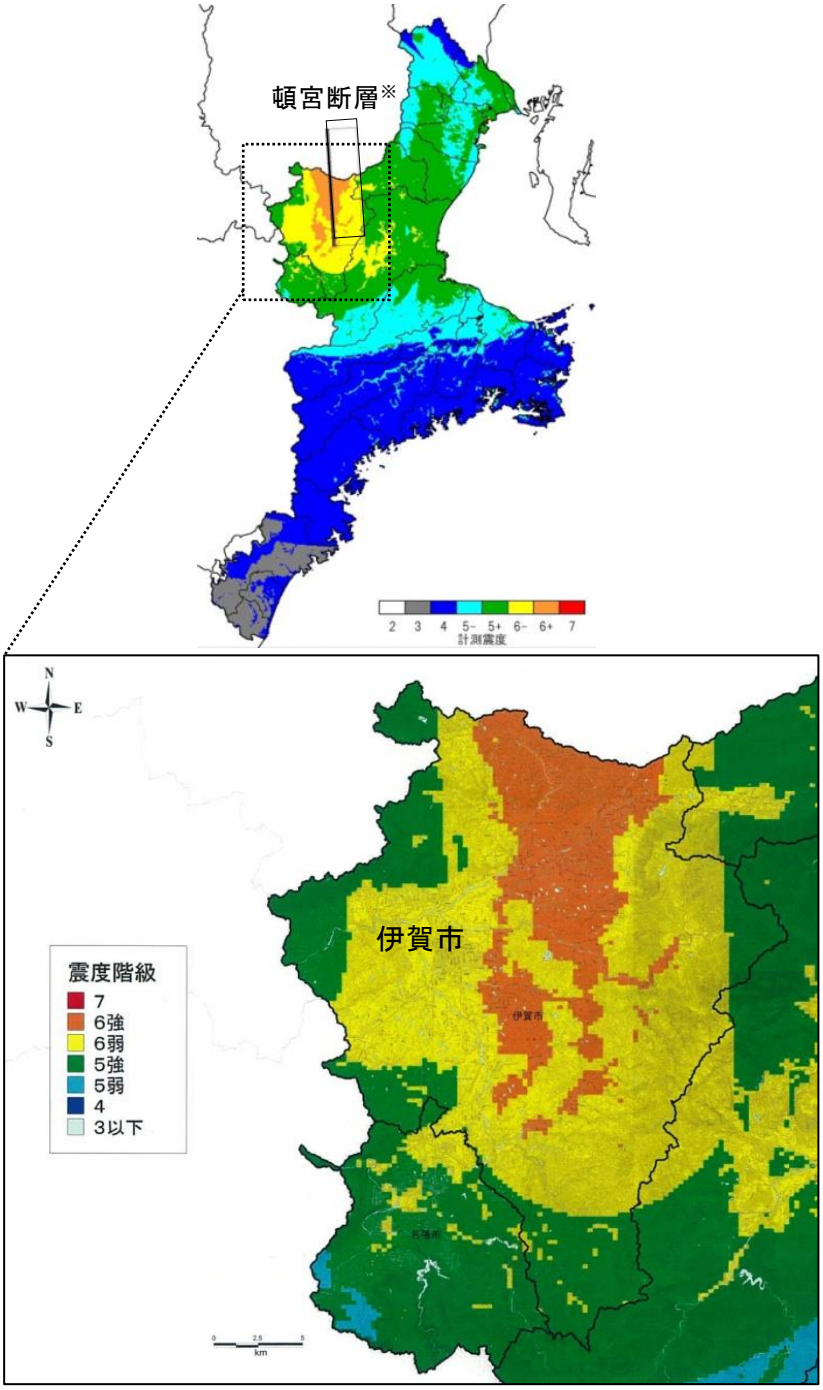

２　強振動予測結果（液状化危険度）

頓宮断層での地震では、伊賀市内において木津川、柘植川、服部川周辺を中心に液状化の危険が想定されている。

頓宮断層での地震における液状化危険度

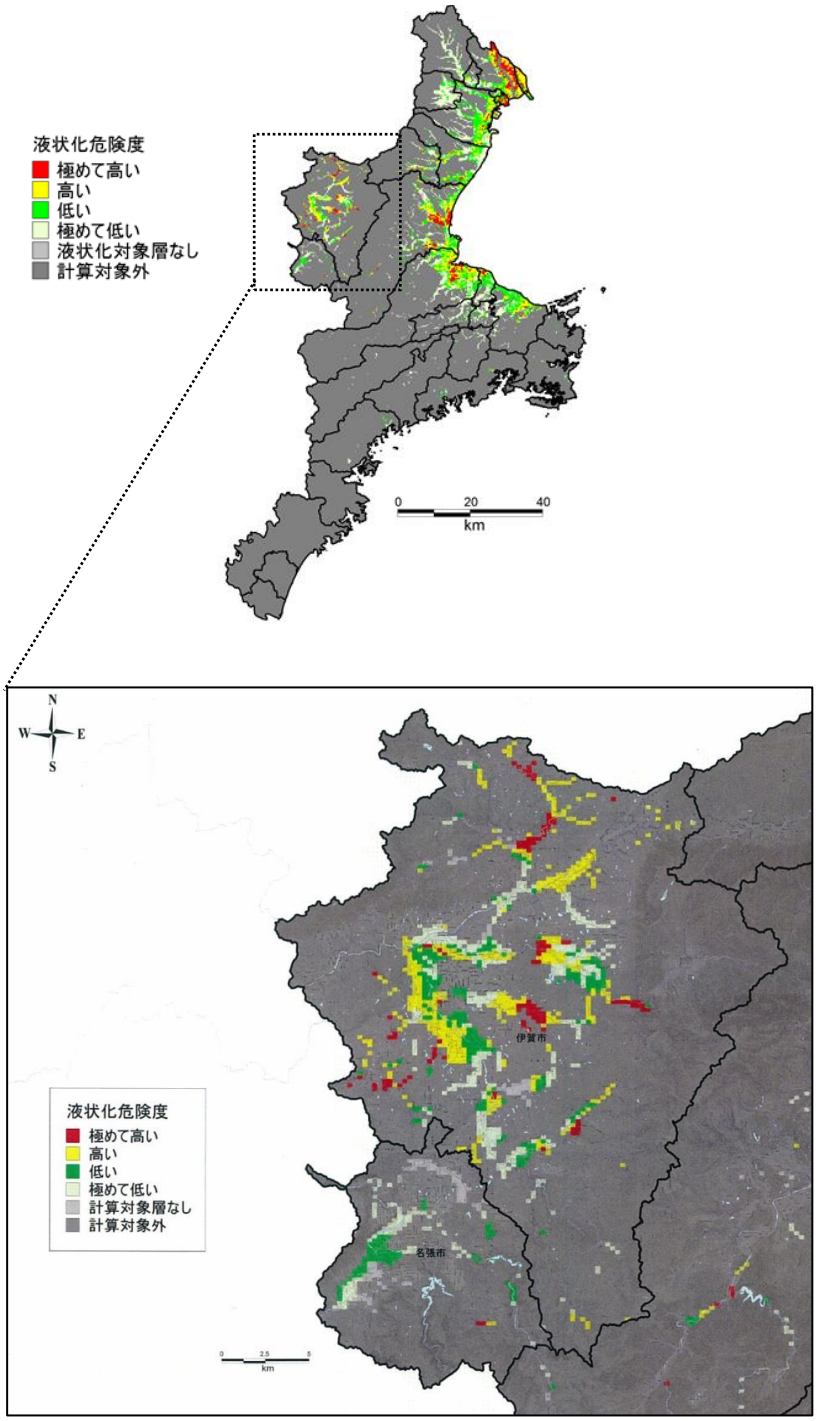

第３項　リスク予測結果

１　人的被害（死者）

内陸直下型地震について、「養老－桑名－四日市断層帯での地震」「布引山地東縁断層帯（東部）での地震」いずれの場合も、市における死者数はわずかであると予測された。

一方、頓宮断層での地震による本市の死者数は約 200 人と予測されている。

区　分	死者数（冬・深夜の発災ケース）					
	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
養老－桑名－四日市断層帯での地震	－	－	－	－	－	－
布引山地東縁断層帯（東部）での地震	－	－	－	－	－	－
頓宮断層での地震	約 200	約 10	－	－	－	約 200

注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

２　建物被害

「養老－桑名－四日市断層帯での地震」では、市で約 100 棟の建物被害が予測され、そのうち揺れに伴い約 70 棟が全壊し、急傾斜地等で約 30 棟、液状化で約 10 棟が全壊すると予測されている。

また、「布引山地東縁断層帯（東部）での地震」では、市で約 70 棟の建物被害が予測され、そのうち揺れに伴い約 30 棟が全壊し、急傾斜地等で約 30 棟、液状化で約 10 棟が全壊すると予測されている。

一方、「頓宮断層での地震」では、市で約 4,500 棟の建物被害が予測され、そのうち揺れに伴い約 4,400 棟が全壊すると予測されている。さらに、急傾斜地等で約 40 棟、液状化で約 20 棟が全壊、火災により約 30 棟が焼失すると予測されている。

区　分	全壊・焼失棟数（冬・夕の発災ケース）				
	揺れ	液状化	急傾斜地等	火災	合計
養老-桑名-四日市断層帯での地震	約 70	約 10	約 30	－	約 100
布引山地東縁断層帯（東部）での地震	約 30	約 10	約 30	－	約 70
頓宮断層での地震	約 4,400	約 20	約 40	約 30	約 4,500

注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

第３節　地震に関する調査研究の推進

第１項　基本的な考え方

地震発生のメカニズムは複雑多様であり、ほぼ同時かつ広範囲にわたって大規模な被害を生ずる。このような地震災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、地震災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となる。

国の中央防災会議が設置した「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が平成 25 年５月に公表した南海トラフ巨大地震対策についての最終報告では、「科学的知見の蓄積と活用」として、以下のとおり述べられている。

○　地震・津波等に関する理学分野での調査研究のみならず、施設設計やまちづくり、地震災害時の状況把握手法等に関する工学分野の調査研究、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野の調査研究等、相互の連携を図りながら、防災対策の観点で研究を推進する仕組を検討する必要がある。

○　緊急地震速報については、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、地方公共団体を含め関係機関で観測データの共有を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める必要がある。

○　安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、宅地造成地の地盤強化対策、建物等の不燃化技術、被災時の通電による出火防止技術、ガス供給設備のガス漏洩防止技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及、早期復旧技術の開発についても推進する必要がある。

防災関係機関は、相互に連携協力しながら各種の調査研究を実施し、その成果を積極的に地震対策に取り込み、充実を図る。

本市では、以下の地震に関する調査研究を実施していく。

(1) 地震時の地盤性状に関する調査研究
(2) 建築物、土木構造物等の耐震性に関する調査研究
(3) 地震時のライフラインの影響に関する調査研究
(4) 公共施設の耐震性に関する調査研究
(5) 地震に伴う社会心理に関する研究
(6) 人的被害及び避難に関する研究
(7) その他地震防災に関する研究

第２部　災害予防・減災対策

第１章　自助・共助を育む対策の推進

第１節　市民や地域の防災対策の促進

第１項　防災･減災重点目標

○大規模地震発生時には全市が甚大な被害を受けることが想定されるため、市民は「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持つ。
○地震発生時の“揺れ”から生命を守り、家族が地震発生後３日間以上を生き延びるための自助の備えや避難対策に取り組む。
○住民自治協議会、自主防災組織、自治会等における多様な主体の関わりの中で、防災教育を普及・推進することで頓宮断層等での地震や南海トラフ地震等が発生しても被害を最小限に抑える、地震災害に強い地域をつくる。

【主担当部署】防災危機対策局・地域連携部・消防本部・教育委員会

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	住民自治協議会・自主防災組織・自治会等	(1) 地震対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 本計画への地区防災計画の位置づけ
	市民	(1) 市民に対する普及計画

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
住民自治協議会 自主防災組織 自治会等	地域住民	(1) 市の防災思想･防災知識の普及･啓発事業への協力
防災活動に取り組むＮＰＯ等	市民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 市の防災思想･防災知識の普及･啓発事業への協力
市民を顧客として事業を展開している防災関係機関	市民	(1) 事業活動を通した防災思想･防災知識の普及･啓発事業の実施 (2) 市の防災思想･防災知識の普及･啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 家族での防災についての話し合い (2) “揺れから命を守るため”の防災対策の推進 (3) “発災後 72 時間生き延びるため”の防災対策の推進 (4) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　住民自治協議会・自主防災組織・自治会等を対象とした対策

（1）地震対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。また、市からの防災情報等の発信や地域からの情報発信も可能な伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）の利活用の促進を図る。

ア　地域独自の防災訓練実施等への支援

イ　地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援

ウ　地域の実情に応じた「三重県避難所運営マニュアル策定指針」による地域の避難所運営マニュアル作成支援

エ　南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発

（2）本計画への地区防災計画の位置づけ

住民自治協議会等から地区防災計画の提案があった場合には、市防災会議は、その必要性を踏まえ、本計画に定める。

２　市民に対する普及計画

（1）普及計画の趣旨等

市民が地震防災の正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事に配布するとともにホームページ等や各種マスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努め、いつでもどこでも起こり得る地震災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えを充実し、その実践を促進するための市民運動を展開する。また、その内容は次の事項を含むものとし、防災知識の普及にあたっては特に要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女共同参画や性の多様性への配慮等に対応できる防災体制を確立するよう努める。加えて、平常時や地震災害時などの社会の状態に関わらず、いずれの状況下においても適切な生活の質を確保する上で支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策及びそれを実現する概念である「フェーズフリー」の普及啓発に努める。

さらに、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し適切な避難行動に関する理解の促進を図る。併せて、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

なお、地域を防災的見地から評価したうえで、住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや地震災害時の行動マニュアル等を作成・配布するとともに、地域独自の防災知識の普及啓発に努める。

（2）普及計画の内容

ア　南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

イ　南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識

ウ　地震に関する一般的な知識
エ　南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
オ　住民が緊急地震速報やその利用の心得について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれるよう、気象台や市等はこれらについて、周知・啓発を行う。
カ　正確な情報入手の方法
キ　防災関係機関が講ずる地震防災応急対策、災害応急対策等の内容
ク　各地域における、土砂災害警戒区域等に関する知識（警戒避難に関する知識）
ケ　各地域における避難場所及び避難路、避難方法、要配慮者が避難する際の支援のあり方に関する知識
コ　避難生活に関する知識
サ　平素住民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、家屋・ブロック塀の倒壊防止等対策の内容
シ　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
ス　伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）による防災情報の取得、地域の情報発信の活用に向けた普及啓発

(3) 普及の方法

ア　講習会、研修会、出前講座の実施
イ　広報紙、行政情報チャンネル、伊賀市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）、ＳＮＳ（フェイスブック・ＬＩＮＥ）等による広報
ウ　伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）による防災関係情報の提供及び地域内の情報共有の推進
エ　ハザードマップの作成・配布
オ　防災ビデオ等の貸し出し　　（推進計画）

■住民自治協議会・自主防災組織・自治会等や防災活動に取り組むＮＰＯ等が実施する対策

１　住民自治協議会・自主防災組織・自治会等の対策

(1) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

市が実施する市民の自助･共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等、地域独自の防災訓練への積極的な協力に努めるものとする。

２　防災活動に取り組むＮＰＯ等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

市民の防災意識の向上及び自助･共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに市民に対して必要な協力を呼びかけるよう努めるものとする。

(2) 市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、市が実施する市民の自助･共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力に努めるものとする。

■市民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

１　事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、市民の自助･共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに防災対策上、発災時に市民の協力が必要な防災関係機関に

ついては、その内容についても積極的に啓発を図るものとする。

２　市の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、市が実施する市民の自助･共助の促進にかかる防災思想･防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力するものとする。

■市民が実施する対策

１　家族での防災についての話し合い

家族で地震の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることについて、家族での話し合いを定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努めるものとする。また、就学児童・生徒を持つ家庭においては、家族での防災についての話し合いにおける「防災ノート」の活用に努めるものとする。

２　“揺れから命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努めるものとする。また、空き家を保有、管理している市民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努めるものとする。

なお、市は、平常時より空き家の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

３　“発災後 72 時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において最低３日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに取り組むものとする。特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組むものとする。

４　“被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

地震により被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、前述の“揺れ”への対策の徹底のほか、地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努めるものとする。

【参　考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

○一時避難所

住民自治協議会や自主防災組織、自治会等の行う自主避難や避難準備体制のための住民参集（集合）拠点

○指定緊急避難場所

基本法第 49 条の４第１項の規定に基づき、洪水等の災害種別ごとに市が指定する当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所

○指定避難所

基本法第 49 条の７第１項の規定に基づき、市が指定する規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所

○福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として市が指定した施設

また、本計画においては、原則として「地域」とは市内の住民自治協議会で区分される単位、「地区」とは自治会等で区分される単位、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。なお、「住民」と「市民」については、基本的に「市民」を用いつつも、文脈から居住者という意味合いが比較的強い場合は「住民」としている。

第２節　防災人材の育成・活用

第１項　防災･減災重点目標

○女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引する。

【主担当部署】防災危機対策局・地域連携部・消防本部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用
	住民自治協議会及び自主防災組織・自治会等	(1) 住民自治協議会内の自主防災組織・自治会等の交流及び連携の促進 (2) 自主防災組織･自治会等構成員に対する教育･啓発
	「伊賀市災害ボランティアセンター」関係団体等	(1) 関係団体が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
住民自治協議会	自主防災組織・自治会等	(1) 地域内の自主防災組織・自治会等の連携
自主防災組織・自治会等	自主防災組織・自治会等構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
「伊賀市災害ボランティアセンター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 市等の防災人材育成事業等への参加

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材（外国人防災リーダー等を含む。）の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダー等と連携して、伊賀市災害ボランティアセンターが養成する災害ボランティアコーディネーターやみえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

２　住民自治協議会及び自主防災組織・自治会等を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育･啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 住民自治協議会内の自主防災組織の交流及び連携の促進

地域の防災力を高めていくためには自主防災組織相互の交流及び連携が必要となることから、まずは住民自治協議会内の自主防災組織の交流及び連携を促進する。

３　防災活動に取り組むＮＰＯ等を対象とした対策

(1) 伊賀市災害ボランティアセンターが行う人材育成への支援

ＮＰＯ等と連携・協力し、伊賀市災害ボランティアセンターが行う人材育成への支援を行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等の活用により､自主防災組織の相互連携を促進する。

■住民自治協議会・自主防災組織・自治会等や防災活動に取り組むＮＰＯ等が実施する対策

１　住民自治協議会・自主防災組織・自治会等の対策

(1) 地域内の自主防災組織の連携

各住民自治協議会は、地域の防災力を高めるため、地域内の自主防災組織の交流・連携に努めるものとする。

(2) 構成員に対する教育・啓発

市等が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努めるものとする。

２　「伊賀市災害ボランティアセンター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「伊賀市災害ボランティアセンター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

① 災害ボランティアセンター運営に関わる人材の育成研修等への参加

②多様な支援主体をつなぐ研修、交流の場への参加

(2) 構成員に対する教育・啓発

市等が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努めるものとする。

■市民が実施する対策

１　市等の防災人材育成事業等への参加

市民は、市や住民自治協議会、自主防災組織・自治会等が実施する防災人材育成事業等に積極的に参加し、地域の防災活動等への協力に努めるものとする。

第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第１項　防災･減災重点目標

○南海トラフ地震等大規模な地震が発生した時に「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、自治会等及び事業所単位で自主防災組織の結成を促進するとともにその育成・強化を推進する。
○自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有を行い、各々の活動を活性化し、住民自治協議会内のネットワーク化を進める。
○関係機関と連携し、実践的な訓練や研修を実施する。

【主担当部署】防災危機対策局・地域連携部・健康福祉部・消防本部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	住民自治協議会	住民自治協議会内の自主防災組織の連携
	自主防災組織	自主防災組織の育成・強化
	消防団	消防団の育成及び活性化の推進
	市民	自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
住民自治協議会自主防災組織等	住民自治協議会内の自主防災組織や他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 住民自治協議会内のネットワーク化及び自主防災活動の活性化 (2) 地域支援ネットワークの構築
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化 (2) 地域防災力の充実強化

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 住民自治協議会・自主防災組織や消防団の活動への参画 (2) 地域住民の自主防災組織における訓練等の実施 (3) 地域支援ネットワークの構築（住民自治協議会の防災部会等）

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　住民自治協議会・自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織には平常時及び地震災害時の活動計画等の作成を指導し、住民自治協議会内の自主防災組織等のネットワーク化を支援し、住民自治協議会による地区防災計画の策定を推進する。

(2) 自主防災組織への女性の参画促進など組織化、組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携を推進するとともに組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成

するなど積極的な育成に努める。

(3) 市は、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ管内自主防災組織の名簿等を調製し、相互に連絡が取り合える体制の構築に努める。

(4) 自主防災組織の結成

新規自主防災組織の結成については、次のア～ウの活動等ができる組織となるよう支援する。

ア　組織体制

地震災害時の自主防災活動の体制としては、基本的には情報収集班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等とする。

イ　活動計画に定める事項

○　平常時の活動

① 防災知識の普及
② 防災予防計画の策定
③ 組織の編成及び任務分担
④ 自主防災訓練の実施
⑤ 資機材等の点検、整備

○　「南海トラフ地震臨時情報」発表時に実施が必要となる事項

① 正確な情報の把握
② 適切な避難（要配慮者等）

○　「警戒宣言」発令時に実施が必要となる事項

平常時の準備を活かし、自主防災活動を中心に概ね次の事項が実施できるようにする。

① 正確な情報の把握
② 火災予防措置
③ 非常持出品の準備
④ 適切な避難及び避難生活
⑤ 自動車の運転の自粛

○　地震災害時の活動

① 地域住民に対する情報の伝達及び広報
② 住民の安否確認
③ 火災発生時における初期消火
④ 被災者の救出・救護
⑤ 要配慮者の避難誘導
⑥ その他の防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動協力

ウ　平常時の具体的な活動指針

○　防災知識の学習

正しい防災知識を一人一人が持つよう、ビデオ上映会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。

主な啓発事項は、南海トラフ地震等の知識、南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、自宅建築物の耐震化、南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等発令時の対応、地震災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等とする。

○　計画的な防災活動

自主防災組織の活動について定期的に十分話し合う機会を設け、地域の危険度（危険箇所等）を確認し、ハザードマップ等を活用した地域の危険度の把握により、それ

ぞれの地域に合った実践的な防災活動について検討を重ねるとともに防災点検の日を設けるなどして、家庭と地域を結びつけた防災活動を計画的に実施する。

また、地域内の要配慮者への対応にあたっては、個人情報保護の観点から要配慮者及び避難行動要支援者やその家族等の意見を尊重し、民生委員・児童委員や障がい者相談員、福祉関係団体、自治会等との連携により、地域の実情に合った対応に努める。

○　自主防災組織の「活動計画」及び住民自治協議会単位の「地区防災計画」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割を定めた活動計画や住民自治協議会内の各自主防災組織が連携して、各自主防災組織の活動計画と避難所運営、防災訓練の実施等をまとめた地区防災計画の策定を図る。

○　防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる地震災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練の実施を支援する。この場合、住民自治協議会や自主防災組織、他の地域の住民自治協議会や自主防災組織、職域の防災組織、市、消防団、防災関係機関、自衛隊等と有機的な連携をもって行う。

また、要配慮者に対しても非常時における生活の講習会などを開催し、地震災害時において的確な判断と行動ができるよう地域の実情に応じた体験的な訓練を行う。

① 情報の収集及び伝達の訓練
② 出火防止及び初期消火の訓練
③ 避難訓練
④ 救出及び救護の訓練
⑤ 炊出し訓練

○　地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(5) 自主防災組織への支援

ア　自主防災組織の活動に必要な資機材の整備に対する助成を行う。

イ　自主防災組織の活性化を図るため、防災訓練等に必要な経費に対する助成を行う。

ウ　自主防災組織の育成、活性化を図るため、その中核となるリーダーを各地域のコミュニティ活動の中心となっている人や専門的知識を持つ人などから人材を発掘し、県と連携して研修会等への参加を促し防災リーダーを育成する。

(6) 個別指導・助言

自主防災組織の活性化、効率的な組織運営等を推進するため、組織編成や活動内容に関する相談を受け、今後の活動に対する個別指導・助言を行う。また、整備されていない地域については、住民自治協議会を通じて組織づくりを啓発していく。

(7) 自主防災意識の啓発

自主防災組織の活動に対してできるだけ多くの住民が参加できるよう、啓発活動や啓発パンフレットの活用等により意識の高揚を図り、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

２　消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が地震災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。　（推進計画）

３　市民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発・研修等を行う。また、同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となって有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認めるときは、共同して自主防災組織を設け、あるいは自主防災組織協議会を設けるよう指導する。

■住民自治協議会・自主防災組織や消防団が実施する対策

１　住民自治協議会・自主防災組織等の対策

(1) 住民自治協議会内の自主防災組織のネットワーク化

ア．住民自治協議会内の自主防災組織のネットワーク化を図り、災害時の相互協力体制の構築を進めるものとする。

イ．地域支援ネットワークの構築（住民自治協議会の防災部会等）

現状の住民自治協議会の体制を踏まえ、各住民自治協議会内の自主防災組織、自治会等、民生委員・児童委員、福祉専門職等の避難支援等関係者による「地域支援ネットワーク」（住民自治協議会の防災部会等）の構築に努めるものとする。

【平常時の活動】

(1) 要配慮者に関する情報の収集と管理
(2) 地震災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり
(3) 避難行動要支援者の避難支援に関する情報の収集と管理
(4) 要配慮者が居住する住宅の防災対策支援
(5) 構成員同士が日頃から連絡を密にし、地震災害発生時の対応についての打合せ等

【地震災害発生時の活動】

(1) 地区の要配慮者の安否確認等の集約を行うとともに、市からの問い合わせ等への対応
(2) 必要に応じて要配慮者、特に支援を要する避難行動要支援者の避難場所等への誘導、引継ぎ、搬送等の対応

(2) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに必要な資機材等の整備等により、自主防災組織活動の活性化を図るものとする。また、地域の消防団等との連携を強化する体制の整備に努めるものとする。さらに、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の活用等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図るものとする。

２　消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、消防活動への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図るものとする。また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図るものとする。

(2) 地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、事業者や公務員、大学等と消防団活動において協力・連携を図るものとする。また、教育訓練の標準化により消防団活動の質的向上に努めるとともに、地域の自主防災組織等に対して教育訓練の指

導的な役割を果たすものとする。

■市民が実施する対策

１　住民自治協議会・自主防災組織や消防団の活動への参画

市民は、地域等における防災活動の活性化のため、住民自治協議会・自主防災組織や消防団が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努めるものとする。

２　地域住民の自主防災組織における訓練等の実施

地域の防災力を高めるため自主防災組織において、平常時から訓練等の実施に努めるものとする。

また、自主防災組織の結成、運営にあたっては、住民の日常生活上、基礎的な地域として一体性を有し、かつ住民の連帯感が得られる程度の規模（自治会等）を想定するものとする。

第４節　ボランティア活動の促進

第１項　防災･減災重点目標

○地震災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、支援していくための環境整備を行う。
○行政、ボランティア関係機関、災害救助ボランティアグループ等は、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が地震災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

【主担当部署】地域連携部・健康福祉部・産業振興部・防災危機対策局

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	伊賀市災害ボランティアセンター関係団体等	(1) 伊賀市災害ボランティアセンターの活動環境の整備、体制強化 (2) 伊賀市災害ボランティアセンターによる人材等の育成支援 (3) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築
	ＮＰＯ･ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体	(1) 防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援 (2) 災害ボランティアの活動環境の整備
	市民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
企業・事業所等	従業員等	(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 災害ボランティア等への参画

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市等の災害ボランティア担当機関が実施する対策

(1) 伊賀市災害ボランティアセンターの活動環境の整備、体制強化（災害ボランティアの活動環境の整備）

地震災害時に効果的なボランティア活動を助長するためには、市及び社会福祉協議会など関係団体とボランティア間の連携強化が求められる。

平常時からこうした連携を行うためには、ボランティアとの連携体制や活動拠点の整備が必要である。このため、伊賀市における災害ボランティアセンターに関する協定書により、特定非営利活動法人みえ防災市民会議と伊賀市社会福祉協議会と伊賀市の三者による常設の「伊賀市災害ボランティアセンター」を設置、平常時から相互に協議、連携し、ボ

ランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営を行う。活動拠点については、市全域を統括する「伊賀市災害ボランティアセンター」を伊賀市社会福祉協議会内に設置する。

また、地震災害発生時においては、災害ボランティアの参集受付場所としての機能や受入活動配備を可能とする現地本部機能を備えた「伊賀市○○地区災害ボランティアセンター現地本部」を本庁及び各支所単位に１箇所以上設置するため、あらかじめ関係者と協議し、事前に公共施設を中心に活動拠点を選定しておく。

(2) 伊賀市災害ボランティアセンターによる人材等の育成支援

ア　専門性を持ったボランティアの登録を促進する。

イ　災害救援ボランティアの育成、研修への支援を行う。

ウ　災害救援ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーターの育成・研修等を行い、組織化を促進する。

エ　実践的、活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

オ　地震災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、災害ボランティアコーディネーター等を事前に登録し、その育成に努める。

(3) ボランティア受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

伊賀市災害ボランティアセンターは､災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等と研修を通じて交流を深め、地震災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を図る。さらに、情報共有や連携・協働するための「地域協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの交流を通じて地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制を構築する。

２　ＮＰＯ・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるＮＰＯ・ボランティア等の活動を支援する。

(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

市は、ＮＰＯ法人みえ防災市民会議及び社会福祉協議会との三者で常設する伊賀市災害ボランティアセンターの運営委員会で、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の実施、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報収集・提供方策等について運営委員会で情報共有、意見交換を行い、災害ボランティアの活動環境の整備を推進する。

３　市民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティア等への参画促進

災害ボランティア活動の広報･啓発等により、市民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■企業・事業所等が実施する対策

１　企業・事業所の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業・事業所の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努めるものとする。

■市民が実施する対策

１　市民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努めるものとする。

第５節　企業・事業所の防災対策の促進

第１項　防災･減災重点目標

○各事業所における顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図る。
○事業所と地域住民及び地域における様々な団体との連携強化を図る。
○企業・事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、地震災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動を進める。

【主担当部署】防災危機対策局・地域連携部・産業振興部・上下水道部・消防本部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	企業･事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成支援 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛消防組織の活動支援
	住民自治協議会・自治会等・自主防災組織	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 地震災害発生時のライフライン復旧対策の構築

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
企業・事業所等	市(住民自治協議会･自治会等・自主防災組織)	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災ネットワーク	関係企業・事業所	(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
住民自治協議会自主防災組織、自治会等	企業･事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
企業・事業所等	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1) 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成支援

地震災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検を促進する。

また、大規模地震災害においても市内の経済活動が停滞することのないよう、事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成を推進するための情報提供等を進めるとともに条件整備を行う。

＜支援の内容＞

・商工会議所、商工会等事業所による支援

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに災害時に市や地域、各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための避難者の受入れや救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

＜地域との連携の例＞

ア　地域の住民や地域におけるさまざまな団体との協働関係の構築

・地域住民との合同防災訓練等、防災活動の実施、参加

イ　地震災害発生時の人的資源、物的資源、ノウハウの地域への提供等地域貢献

・住民の救援・救護、消火活動、避難誘導、避難所運営

・避難場所、資機材・物資置き場の提供

・自社製品の提供、備蓄品・資機材の提供

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

２　住民自治協議会・自治会等・自主防災組織を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

■ライフライン事業者が実施する対策

１　企業・事業所を対象とした対策

(1) 地震災害発生時のライフライン復旧対策の構築

地震災害時において発生する電気・ガス・上下水道・通信・鉄道等、地域住民の生活に大きな影響を与えるライフライン被害について、ライフライン関係企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフライン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討するものとする。

■企業・事業所等が実施する対策

１　市（住民自治協議会・自治会等・自主防災組織）を対象とした対策

(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努めるものとする。

ア　平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、地震災害時において地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

イ　業種や事業規模に応じ、地震災害時に市や各種団体と協働で地震災害対応を行うための避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努めるものとする。

２　企業・事務所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成

各企業・事業所において、地震災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに地震災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、過去の災害の教訓などを踏まえた防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成・点検に努めるものとする。

また、事業者は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともにリスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

(2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないようにすること、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努めるものとする。

３　従業員等を対象とした対策

(1) 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに防災訓練への参画を促し、地震災害時の対応能力の強化に努めるものとする。

ア　従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努めるものとする。

イ　定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進するものとする。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

１　関係企業・事業所を対象とした対策

(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力を行い、防災力診断やＢＣＰ等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図るものとす

る。

■住民自治協議会・自治会等・自主防災組織が実施する対策

１　企業・事業所を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで地域の防災力の向上に努めるものとする。

第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○学校や園などにおいて必要な耐震対策や避難対策を行い、児童生徒等、教職員等の安全を確保するとともに防災教育の徹底により、児童生徒等の安全確保と家庭や地域への防災啓発を図る。

【主担当部署】防災危機対策局・健康福祉部・教育委員会・消防本部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	児童生徒等	(1) 児童生徒等に対する普及計画
	教職員等	(1) 教職員等に対する防災教育
	地域（地域住民）	(1) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
	私立高等学校、民間の園、児童福祉施設等の管理者	(1) 私立高等学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　児童生徒等を対象とした対策

(1) 児童生徒等に対する普及計画

地震の発生時に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等、地震災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校（幼稚園・保育所（園）等を含む。）においては地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

また、各学校（幼稚園・保育所（園）等を含む。）で危機管理マニュアルを作成し、校内研修等で教職員等に周知徹底を図るとともに学級懇談会や地区懇談会等で児童生徒の緊急時の対応や連絡方法について保護者に周知徹底を図る。

ア　普及の内容

①　地震・津波に関する一般知識と過去の地震災害等の紹介
②　地震災害時の心得
③　地震災害予防の心得
④　防火、応急救護の実務
⑤　地震災害時の対応

イ　普及の方法

① 防災関係授業の実施
② 防災訓練の実施
③ 防災ビデオ等の貸し出し
④ 通学団集会、学級懇談会、地区懇談会
⑤ 学校だより、学級新聞
⑥ 防災ノート等を活用した家庭との連携

２　教職員等を対象とした対策

(1) 教職員等に対する防災教育

教職員、保育士等は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が必要であるため、職員研修等を利用して地震防災教育の徹底を図るものとし、その内容は次の事項を含むものとする。また、地震災害時に迅速・的確な行動がとれるよう地震災害時の事務マニュアルを作成し、職員に周知徹底を図る。さらに、学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

ア　教育の内容

① 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
② 南海トラフ地震に関連する情報に関する知識
③ 地震に関する一般的な知識
④ 南海トラフ地震に関連する情報が出された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
⑤ 緊急地震速報やその利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
⑥ 教職員等が果たすべき役割
⑦ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
⑧ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

イ　教育の方法

① 講習会、研修会の実施
② 地震災害現地調査等の実施
③ 合同訓練等を通じた地域との連携

３　地域（地域住民）を対象とした対策

(1) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、地震災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

４　私立高等学校、民間の園、児童福祉施設等の管理者を対象とした対策

(1) 私立高等学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

公立小中学校・園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努めるものとする。

■保護者・児童生徒等が実施する対策

１　家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努めるものとする。

第２章　安全な避難空間の確保

第１節　避難対策等の推進

第１項　防災･減災重点目標

○南海トラフ地震等大規模地震が発生したときに住民等を安全に避難させるための避難場所、避難所を指定する。
○住民が迅速な避難活動ができるよう、これらの施設等を事前に住民等に周知する。
○避難や避難所運営における要配慮者や多様なニーズに配慮するとともに社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定を進めるなど、避難行動要支援者の避難対策に配慮した地域づくりを進める。

【主担当部署】防災危機対策局・健康福祉部・建設部・消防本部・人権生活環境部・施設所管部（指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所）

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	地域住民等	(1) 避難情報 (2) 避難情報の周知 (3) 避難所等の指定 (4) 避難指示等の基準策定 (5) 避難行動要支援者情報の把握・共有 (6) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 (7) 要配慮者の避難支援体制の整備 (8) 避難所の管理運営体制 (9) 住民への周知 (10) 観光客、帰宅困難者等への対策 (11) 外国人住民への対策 (12) 避難所の区分 (13) ペット対策 (14) 避難所外避難者対策 (15) 感染症対策

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
住民自治協議会・自治会等・自主防災組織	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者利用施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 地域の避難対策への協力 (2) ペットの同行避難対策

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　地域住民等を対象とした対策

(1) 避難情報

ア　避難情報伝達体制の整備

基本法に定める「高齢者等避難」や「避難指示」などの避難情報ができるだけ多くの市民に伝達できるよう、防災情報システム等により多様な伝達方法の整備を図る。

イ　避難情報の類型

類　型	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、安全確保できる場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともにそのいとまがない場合は生命を守る最善の行動をとる。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫した状況 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。	・既に災害が発生している状況であり、生命を守る最善の行動をとる。

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の状況等に応じて、屋内や屋外の安全な場所に避難する。

ウ　避難指示等の基準

避難指示等について気象台や県等の協力を得つつ、地震災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

市長は、避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求める。

また、市長不在時における避難指示等の発令について、その判断に遅れを生じることが

ないよう代理規定等を定める。なお、代理順位については、伊賀市災害対策本部設置運営要綱（以下「本部要綱」という。）第３条第３項に規定の順序とする。

(2) 避難情報の周知

避難指示等による避難情報に基づく避難行動について市民へ周知するとともに、迅速で多様な情報発信による避難情報の伝達に努める。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者と連携しつつ避難情報の周知に努める。さらに、障がい者や外国人住民など避難情報の把握や理解が困難な要配慮者への配慮に努める。

ア　広報の手段

避難情報の広報は緊急を要するため、防災情報システムによる緊急速報メールを活用するとともに住民自治協議会単位の避難情報について、伊賀市防災・情報アプリ（HAZRADON）、防災情報メール、ＳＮＳ（フェイスブック・ＬＩＮＥ）、L-アラート（テレビ、ラジオ等）、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送）など多様な手段により、避難情報の広報に努める。

イ　広報の内容

避難情報の内容と市民の行動規範を中心に説明する。

避難情報の種類	避難対象	主　　体
高齢者等避難	発令地域の災害想定区域内の居住者（要配慮者）	市民・住民自治協議会・自主防災組織・自治会等・消防団等
避難指示	発令地域の災害想定区域内の居住者（地域住民）	市民・住民自治協議会・自主防災組織・自治会等・消防団等
緊急安全確保	発令地域の災害想定区域内の居住者（地域住民）	市民・住民自治協議会・自主防災組織・自治会等・消防団等

(3) 避難所等の指定

ア　指定緊急避難場所の指定と住民等への周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを地震、洪水、土砂災害の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ指定し、必要な資機材等の備蓄を図り地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮し、民間事業者等と積極的に協議しながら避難場所の確保に努め、伊賀警察署、名張警察署及び他の防災関係機関と協議して定めておく（災害種別の指定緊急避難場所リストは資料編を参照）。

また、指定後は三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民・観光客等に対する周知を図る。

イ　指定避難所の指定と住民等への周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを指定避難所としてあらかじめ指定し、地域・住民に周知する。

指定避難所の指定にあたっては、要配慮者や多様なニーズに十分配慮するとともに必要な資器材等の備蓄を図る。（推進計画）

また、感染症対策等を踏まえ、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災危機対策局と健康福祉部が連携して必要な措置を講じるよう努める。さらに、平常時から指定避難所の場所や受入人数、災害発生時の開設状況や混雑状況等が確認できる伊賀市防災・情報アプリ（HAZADON）の住

民への周知と登録の推進を図る。

このほか、市及び避難所施設の管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保を図るため、専門家やＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の指定基準及び相互の関係は、次に示すとおりである。

区分	指定緊急避難場所（法第 49 条の４）	指定避難所（法第 49 条の７）
定義	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
基準	安全な区域外にある施設については、以下の全てを満たすこと。 ・被災者等を受け入れる適切な規模 ・耐震性がある ・想定される水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある	以下の全てを満たすこと。 ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模 ・速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布できること ・想定される災害の影響が比較的少ない ・車両などによる輸送が比較的容易
指定	災害種ごとに市長が指定	災害種を限らず市長が指定
備考	相互に兼ねることができる	

ウ　指定緊急避難場所等の留意事項

①　公園、広場等のように相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等がある。

②　周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がない。

③　周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がない。

④　洪水等による浸水のおそれのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び耐震、耐火性の建築物で安全性がある。

⑤　延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所への避難移動ができる。

⑥　避難場所に至る避難路の安全を確保する。

⑦　避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておく。

⑧　余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮する。

エ　指定避難所

地震による大規模災害に際し、避難した市民を収容し保護するため設置する施設。

①　避難所の留意事項

(a)長期避難を想定し、避難所は寝起きができる学校施設等を中心に選定する。

また、学校については余裕教室などを活用し、平常時から防災施設としての整備を図る。

(b)飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家用発電設備、新エネルギーを活用した発電設備その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等の確保に努める。

(c)避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、多様な視点やニーズの違いに配慮した整備を図る。

(d)要配慮者に配慮した福祉避難所の確保や被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討する。特に、福祉避難所につ

いては、学校を避難所とする場合、保健室や特定の教室を“福祉避難室”とする、避難所の一画を区切って“福祉避難場所”として確保する等、公共施設のみならず、宿泊施設あるいは特別養護老人ホームなどの民間施設の活用も視野に入れて量的確保に努める。また、利用しやすい構造とケアが整った社会福祉施設等を福祉避難所として指定するため、平常時において社会福祉施設関係者と要配慮者の受入れについての協議を行い、受入れ協定の締結を進める。医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。なお、福祉避難所を指定する際は、受入対象者を特定して公示するとともに福祉避難所の役割についても住民に周知する。さらに、上記の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(e)テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備に努める。

(f)帰宅困難者や観光客に対応する避難所の確保について検討する。

(g)断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておく。

(h)夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(4) 避難指示等の基準策定

避難指示等を行う場合、地震の状況によって次の事項をあらかじめ定めておく。

ア　緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

イ　収容避難

地震災害等により家屋が全壊、半壊（全焼、半焼、流失）し、生活の拠点を失った場合。

ウ　避難指示等の伝達体制の整備

急を要するため、防災情報システム等の周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

(5) 避難行動要支援者情報の把握・共有

避難行動要支援者に関する情報の把握・共有を図るため、伊賀市避難行動要支援者避難支援プラン（令和元年 10 月）に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、これらの情報を個人情報保護の観点から災害対策基本法に基づき適切に情報共有する。

名　称	内　　容	情報提供（共有）先
避難行動要支援者名簿	・避難行動要支援者支援プランで避難行動に特に支援が必要となるものの範囲を定め、行政情報から抽出した避難支援に取り組むための基礎となる名簿 ・氏名、住所、生年月日、性別、避難支援を必要とする理由、連絡先、自治会（区）名を掲載する。 ・発災時には、同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に情報提供することができる。	・市の市長部局内 ・発災時に情報提供する避難支援等関係者（住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉専門職、警察、教育委員会）

名　称	内　　容	情報提供（共有）先
避難行動要支援者同意名簿	・避難行動要支援者支援プランで避難行動に特に支援が必要となるものの範囲を定め、行政情報から抽出した避難支援に取り組むための基礎となる名簿のうち、事前に情報提供に関する同意を得た者の名簿 ・氏名、住所、生年月日、性別、避難支援を必要とする理由、連絡先、自治会（区）名を掲載する。 ・事前に、避難支援等関係者に情報提供することができる。	・市の市長部局内 ・同意に基づき情報提供する避難支援等関係者（住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉専門職、警察、教育委員会）

ア　避難行動要支援者名簿の整備等

①　避難行動要支援者の把握

市は、地震災害時に避難行動要支援者に対する避難支援が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護認定者や障がい者等の情報を把握する。

②　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲及び情報

(a)避難行動要支援者避難支援プラン（令和元年 10 月）で定める名簿に掲載する者の範囲

・要介護認定３～５を受けている者
・身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
・療育手帳Ａを所持する知的障害者
・精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者
・上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(b)避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の情報

・氏名
・住所又は居所（方書を含む）
・生年月日
・性別
・電話番号その他の連絡先
・避難支援等を必要とする理由（要介護状態区分・障害等級）
・行政区名（自治会（区）名）

③　避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿に登載される避難行動要支援者の情報は絶えず変化することから、避難行動要支援者の情報を適宜更新し、情報共有に努める。

④　避難支援等関係者への名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者名簿のうち避難支援等関係者への個人情報の提供に同意した者の名簿については、避難支援等関係者に事前に情報提供することができる。なお、名簿は避難支援等関係者から申し出があった場合に提供する。

これらの名簿情報の管理については、施錠可能な場所での保管の徹底や複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める。

⑤　避難支援等関係者

市は、伊賀市避難行動要支援者支援プランにより、住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉専門職、警察、教

育委員会を避難支援等関係者とし、地域の共助の仕組みづくりを推進することで安否確認、情報伝達、避難誘導、救助等の避難支援体制の整備に努める。

⑥　名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者に事前に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。同意方法は「伊賀市避難行動要支援者支援プラン」に従う。

避難支援等関係者に情報提供を行う場合は、個人情報が適切に取り扱われるよう指導し、必要に応じて報告させる。

⑦　要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

防災情報の提供については、緊急速報メール、伊賀市防災・情報アプリ（HAZRADON）、防災情報メール、ＳＮＳ（フェイスブック・ＬＩＮＥ）、L-アラート（テレビ、ラジオ等）、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送）等を活用した多様な方法で防災情報の伝達に努めるとともに、避難行動要支援者への情報伝達については、地域の避難支援等関係者を通じて直接、情報を伝える体制の構築に努める。

⑧　避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供する事に同意した避難行動要支援者の避難支援を、個々に必要な避難支援に関する情報に基づき行う。

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(6) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

ア　個別避難計画の策定

要配慮者のうち避難の際に特に支援を必要とする避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ適切に実施するために、住民自治協議会、自治会（区）、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者一人一人に対する避難支援の方法等を定めた個別避難計画を策定する。

なお、個別避難計画は、優先度の高い避難行動要支援者から作成するように努め、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて平常時から福祉専門職、社会福祉協議会、住民自治協議会、自主防災組織、自治会（区）、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら策定することに努めるとともに個別避難計画の情報漏えい防止等の必要な措置を講じる。

さらに、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議･調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮を行うよう努める。

地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

イ　避難行動要支援者避難支援等推進委員会の設置

地震災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、庁内の横断的な組織を設置し、平常時から市の関係部局等が一体となって取組を進める。

①　避難行動要支援者支援プランの見直し
②　避難行動要支援者の避難支援体制の整備
③　避難行動要支援者支援プランの周知等
④　避難行動要支援者、避難支援等関係者及び職員等に対する防災講演会、防災訓練等
⑤　その他、同プランの推進

ウ　避難行動要支援者支援班の設置

市災害対策本部の中に避難行動要支援者支援班を設置し､避難行動要支援者名簿の活用･管理や住民自治協議会、自治会等、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉団体等との連携により、以下の業務に取り組む。

①　避難行動要支援者名簿の活用・管理
②　関係者への情報提供
③　関係者との連絡調整
④　その他、避難行動要支援者の避難支援に関すること

エ　被災者支援業務の迅速化・効率化

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(7) 要配慮者の避難支援体制の整備

健康福祉部､防災危機対策局及びその他関連部局の連携のもと､消防団､自主防災組織、自治会等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している福祉関係者が協力して､要配慮者の避難支援体制の整備に努める。

ア　特別な支援が必要な要配慮者への対応

人工呼吸器・酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者や定期的な人工透析が必要な在宅療養者等に対しては、医療機関、医療機器業者、訪問看護ステーション等の連絡方法を確認し、個別の地震災害発生時の対応方法を事前に決めておく。また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。

(8) 避難所の管理運営体制

地域住民が避難所を円滑に運営できるように、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進する。また、避難所の管理運営方法をあらかじめ定めるなど、管理運営体制を整備する。

【避難所運営マニュアルに定める主な項目】

ア　避難所の管理者不在時の開設体制
イ　避難所を管理するための責任者の派遣
ウ　市災害対策本部との連絡体制
エ　市避難所要員、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等、施設管理者との協力体制
オ　「避難所運営マニュアル」を活用した地域住民による避難所運営の推進

カ　要配慮者や多様なニーズに配慮した避難所運営体制

(9) 住民への周知

市は、次の事項についてあらかじめ住民に周知しておく。

ア　想定される危険の範囲
イ　避難所の所在
ウ　避難情報の内容及び伝達方法
エ　避難所にある設備及び物資
オ　その他避難に対する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用等）

(10) 観光客、帰宅困難者等への対策

市内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を進め、観光関連事業者等による避難誘導体制を検討する。

平常時から観光関連団体等との連携を密にし、緊急事態に対応できるよう啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として公共交通機関や道路通行規制などの情報を提供する一時滞在施設の充実を図り、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するとともに帰宅困難者等の移送に対応するため、災害時における輸送手段の確保を検討する。（推進計画）

(11) 外国人住民への対策

災害時における外国人住民への避難情報の提供と安心感の醸成を図るため、平常時から外国人支援団体やＮＰＯと連携して、災害時の実働を想定した通訳ボランティア等の育成や日本語を話せる外国人との協力体制の確立、外国人住民参加の避難所訓練等を定期的に実施するなど、外国人住民への支援体制を強化する。また、災害時にも活用できる多言語の情報提供ツールとして伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）を外国人住民にも周知し、避難情報等を共有できるコミュニケーションツールとして活用できるよう努める。

【災害時に使えるツールの例】

・伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）
・多言語音声翻訳アプリ「ボイストラ」 https://voicetra.nict.go.jp
・18 言語でニュースを配信する「NHK ワールド」 https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/
・自治体国際化協会「災害時多言語情報」 https://dis.clair.or.jp
・気象用語を翻訳した「多言語辞書データ」
https://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html

(12) 避難所の区分

伊賀市の避難所等は、避難所態様（公共施設・耐震性・風水害対応性など）を勘案して次の統一呼称の区分により分類する。

区　分	主な役割
一時避難所	住民自治協議会や自主防災組織、自治会等の行う自主避難や避難準備体制のための住民参集（集合）拠点
指定避難所 （市の指定）	避難指示等に対応して住民が避難し、避難者が生活するため、コミュニティによる避難所運営を行う、市が指定する避難所
福祉避難所 （市の指定）	本庁及び各支所単位に１箇所以上設置し、避難行動要支援者や高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす要配慮者に、特別な配慮を行うための避難所となる施設
伊賀市防災拠点施設 （市の指定）	災害時の物資供給や救援・救助、復興・復旧活動等を行う拠点施設（しらさぎ運動公園・西分署防災倉庫）で、各支所及び指定避難所等と連携を図る。

(13) ペット対策

市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

(14) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

ア　避難者の把握、物資・情報の提供

イ　被災者の健康及び福祉上の支援

(15) 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努め、必要な資機材の備蓄等を行う。また、避難所における過密抑制のため、地震災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

■住民自治協議会や関係施設等が実施する対策

１　住民自治協議会・自治会等・自主防災組織を対象とした対策

(1) 地域の避難対策の推進

市が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者（避難行動要支援者名簿）の把握、個別避難計画の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努めるものとする。

２　要配慮者利用施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との地震災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市の福祉避難所の指定に協力するものとする。

３　不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力するものとする。

４　観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努めるものとする。

■市民が実施する対策

１　地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、要配慮者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努めるものとする。

２　ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して平常時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等

の常備に努めるものとする。

第３章　地震に強いまちづくりの推進

第１節　建築物等の防災対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○防災上重要な公共施設の耐震性を強化する。
○構造物・施設等の耐震設計にあたっては、直下型地震又は海溝型地震に起因する高レベルの地震動でも人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。
○宅地が大規模に被災した場合に、被災状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止するとともに応急仮設住宅の供給可能量を把握するなど、調達・供給体制を整備する。

【主担当部署】建設部・消防本部・関係各部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	市民等	(1) 建築物等の耐震化 (2) 密集市街地にかかる地震防災対策 (3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制 (4) 応急仮設住宅供給体制の整備 (5) 所有者不明土地の活用 (6) 地籍調査の推進
その他の防災関係機関		(1) 各機関の建築物の耐震化の促進

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市民等を対象とした対策

(1) 建築物等の耐震化

ア　市の建築物

市有建築物や社会福祉施設などの公共施設の多くは耐震性に問題はないものの、今後も継続して耐震性の確保・強化に努める。その際、次の建物を重点的に耐震性の強化を進めていく。

①　市災害対策本部を設置する庁舎
②　防災情報の伝達、救出、救助、援助等の中心となる市の機関
③　救護所や避難場所となる病院、社会福祉施設、学校

特に、被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。　（推進計画）

学校施設については、二次構造部材（天井、床等の非構造部材）等を含め耐震対策が必要と判断された施設の早期の対策実施を図る。

高齢者施設等については、防災・減災対策を推進するため、耐震化整備のほか倒壊の危険性のあるブロック塀の改修、非常用自家発電機設備の整備等の対策を推進する。

耐用年数を超過した市営住宅については、長寿命化計画に基づき用途廃止や建替えを推進する。

イ　一般建築物

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が集合する建築物及び事業所施設、地震時に通行を確保すべき道路として耐震改修促進計画で指定された道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物については、耐震性の確保を図るよう建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。その際、自主防災組織等を通じて、住宅の耐震化に関する普及啓発を図る。

空き家については、適正管理について啓発等を行うとともに空き家バンクへの登録、空き家の利活用等を促進する。このほか、関係団体と協力し、大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発を推進する。

ウ　ブロック塀、石垣等対策

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について啓発を行うとともに築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう建築確認窓口等で指導する。

(2) 密集市街地にかかる地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、公園等の防災施設をその地域特性に応じて歴史的な景観にも配慮して整備するように努める。また、伊賀市木造住宅耐震診断支援事業及び耐震補強補助事業を推進し、地震防災対策の向上を図る。

(3)　被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制

ア　被災建築物応急危険度判定士の養成等

建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、市長は関係団体と連携するとともに、県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会の実施に協力し、被災建築物応急危険度判定判定士の養成に努める。

また、市長は、判定実施本部として活動する際に支援本部及び市災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターの確保を行う。

イ　被災宅地危険度判定士の養成等

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、市長は関係団体と連携するとともに、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会の実施に協力し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、市長は、判定実施本部として活動する際に支援本部及び市災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる判定調整員の確保を行う。

ウ　被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

市長は、判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請、判定資機材の調達、備蓄等について、県や他の市町と緊密な連携を取るとともに判定体制等の整備に努める。また、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により判定士を確保するとともに、迅速な判定活動実施のために常に判定コーディネーター及び判定調整員として従事できる職員を確保するよう努める。

(4) 応急仮設住宅供給体制の整備

地震災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど供給体制を整備する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、地震災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

(5) 所有者不明土地の活用

所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策に努める。

(6) 地籍調査の推進

災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査について市民への啓発を図り、地籍調査を計画的に実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　各機関の建築物の耐震化の促進

被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など防災上重要な建築物について耐震性の確保を図るものとする。

第２節　公共施設等の防災対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○道路、河川等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、地震災害に強い公共施設（耐震化、代替性、多重化等）を整備する。
○施設の機能確保のため、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化や震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

【主担当部署】防災危機対策局・人権生活環境部・建設部・上下水道部・関係各部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	市民、施設管理者	(1) 道路、橋梁の防災・減災対策 (2) 河川の防災・減災対策 (3) 不特定多数の者が出入りする施設を対象とした対策 (4) 災害応急対策の実施上重要な施設を対象とした対策

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市民、施設管理者を対象とした対策

(1) 道路、橋梁の防災・減災対策

道路は、市民の日常生活の面で重要な役割を担っているが、さらに震災時においては火災の延焼防止機能を持つとともに市民の避難路や応急対策活動、応急復旧活動の動脈として欠くことのできない都市施設であることから､道路網の整備を計画的に推進する｡また、橋梁についても道路の一部として都市防災上、大きな役割を担っていることから道路橋に関する耐震基準の改訂を踏まえた諸調査を進め、順次落橋防止等の補強対策の計画的な実施を図る。

ア　幹線道路の整備

地震災害時の緊急輸送道路や緊急輸送道路と市内の中心的防災拠点（国、県等が非常時に備え事前配備している倉庫等）を結ぶ幹線道路を国・県と連携して整備する。また、落石等のおそれがある危険箇所が存在する道路については、防護壁、防護網等の設置工事を実施し、地震災害の防止に努める。

なお、人家の密集地区においては、できるだけ複数の道路を確保するとともに強度等に問題のある橋梁についてはより強固なものにするよう努める。

イ　各支所を結ぶ幹線の整備

本庁と各支所とを結ぶ幹線道路についての整備を国・県と連携して整備する。

ウ　農林道の整備

農林道についても一部に生活道路としての性格が強く、計画的な整備が必要である。また、農林道ゆえの地形的な要因から落石及び崩壊の危険性も高く、地震災害防止の観点からも危険箇所の点検、防除工事並びに台風襲来時における交通の遮断措置等、きめ細かい対策を推進していく。

エ　道路網の整備促進

大規模地震災害時における輸送ルートの確保等のため、ミッシングリンク（未整備区間の途中で途切れている区間）の解消などを図る道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっていることから、道路整備方針に基づき主要道路の整備を促進するとともにその整備効果を最大限に活かす道路ネットワークの形成を図る。また、市街地等における狭あい道路については、大規模火災時の延焼防止、災害時の確実な避難や応急対策活動ができるよう拡幅整備等道路の安全確保に努める。

オ　計画的な維持管理対策

大規模地震災害により発生が予想される道路の損壊として、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、ガス管・水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩落、歩道橋等の橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定されることから、路線の重要度や変状の状況等により優先度を考慮し、計画的な維持管理対策を実施する。

(2) 河川の防災・減災対策

地震の発生に伴う河川における被害を想定し、以下の耐震対策を実施する。(推進計画)

ア　河川堤防については、各河川管理者において、地震により沈下等の被害を受けた際、浸水被害を及ぼすおそれのある区域について調査を実施し、その結果甚大な二次的被害を及ぼすおそれのある区域について堤防の被害を最小限にとどめる耐震性向上対策に努める。

イ　消火活動等の支援に必要な施設を設置する。

ウ　水門等の点検整備

毎年出水期に先立ち、水門、堰堤等の門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。

(3) 不特定多数の者が出入りする施設を対象とした対策

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、病院等の管理上の措置は、概ね次のとおりである。

ア　地震等各種情報の入場者等への伝達

イ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検・整備

キ　非常用発電装置の整備、防災情報システム、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク　学校等にあっては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置

ケ　社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、又は困難な者への安全確保に必要な措置

コ　病院にあっては、

①　入院患者、外来患者等への安全確保に必要な措置

②　薬剤等の備蓄

③　医療用資器材等の点検・整備

(4) 災害応急対策の実施上重要な施設を対象とした対策

ア　市災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎等の管理者は、十分な耐震性能を有するよう努めるとともに、前項の３に掲げる対策のほか次に掲げる措置をとる。

①　非常用電源の確保
②　無線通信機等通信手段の確保
③　市災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
④　施設の二次部材の安全確保

イ　市指定避難場所等の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するほか、市有施設の活用も考慮する。

第３節　危険物施設等の防災対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○地震による、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の被害を軽減し、二次災害を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適切な保安措置を講じる。
○危険物施設等の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災意識の普及啓発の徹底を図る。

【主担当部署】消防本部・防災危機対策局

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市（消防機関）	危険物施設を管理する事業者	(1) 危険物施設等の現況把握 (2) 指導の強化 (3) 保安教育の実施 (4) 危険物の規制と体制の強化策 (5) 毒物劇物災害予防対策 (6) 関係機関との連携強化 (7) 施設の耐震化の促進 (8) 防災訓練の実施等の促進

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設を管理する事業者	(1) 施設の耐震化 (2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 (3) 緩衝地帯の整備 (4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　危険物施設を管理する事業者を対象とした対策

(1) 危険物施設等の現況把握

市内には、危険物施設が多数存在する。これら施設には、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

(2) 指導の強化

消防法、高圧ガス保安法関係法令に基づき立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理及び管理監督者に対する指導を強化する。また、危険物等の移動について、路上取締等を実施し、車両運転手の指導を行う。

ア　危険物施設の位置・構造・設備の維持管理
イ　危険物の貯蔵・取扱い
ウ　危険物の運搬、移送及び積載の方法等
エ　移動タンク貯蔵所など移動する危険物についての路上査察の実施

(3) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し講習会、研修会等を実施する。

(4) 危険物の規制と体制の強化策

石油類をはじめガス、火薬類等の危険物品は貯蔵品、取扱い場所も年々増加し、漏えい、火災、爆発等の潜在危険が増大している。これらに起因した災害は、被災影響が広範囲に及び、物損はもとより多数の死傷者を出す例が多いので、防災資機材の増強を図るとともに危険物施設の関係者に対する保安の確保及び自主防災体制の強化に努める。

ア　危険物の規制

危険物の製造所等の関係者が履行すべき事項は次のとおりとし、その徹底を図る。

①　危険物製造所等の施設が常に法令に適合し維持されているか。

②　危険物保安監督者を定め、危険物の取扱いに関し保安の監督が十分されているか。

③　危険物監督者等による危険物製造所等の法定点検が励行されているか。

④　予防規程の制定義務対象施設における規定が整備され、又訓練が実施されているか。

イ　防災体制の強化

危険物を貯蔵する事業所の自主防災力の強化等、次の事項に関して指導の強化を図る。

①　危険物取扱者等の資質向上のため法規制、点検等の研修の実施。

②　危険物関係業界の組織等を活用した行政指導の効率化。

(5) 毒物劇物災害予防対策

毒物、劇物を保管又は業務上取り扱っている事業所に対しては、次の事項について指導を行う。

ア　毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法を確立し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作る。

イ　地震災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量の把握を厳重に行う。

ウ　地震災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等安全が確保されるよう措置する。

エ　毒物劇物によって市民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、伊賀保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに危害防止のための応急措置を講ずるように指導する。

(6) 関係機関との連携強化

都市ガス、液化ガスの供給、消費施設に対する安全対策及び発災に対し、次の防災関係機関が相互に連絡をとり、協力活動体制を確立することにつき協議を行ない、事故発生の未然防止と発災に伴なう被害の軽減を図り、地域住民の安全を確保する。

ア　伊賀市消防本部

イ　伊賀警察署、名張警察署

ウ　伊賀地域防災総合事務所（県防災対策部）

エ　都市ガス事業者

オ　（一社）三重県ＬＰガス協会

(7)　施設の耐震化の促進

施設の耐震化を促進する。

(8)　防災訓練の実施等の促進

施設の特殊性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

■危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

１　施設の耐震化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化の促進に努めるものとする。

２　自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに、保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施するものとする。また、万一地震災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄や必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成するものとする。

３　緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進するものとする。

４　施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特殊性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努めるものとする。

第４節　地盤災害防止対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○地震による土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、液状化、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、地震防災上必要な施設等を整備する。

【主担当部署】防災危機対策局・産業振興部・建設部・関係各部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市	(1) 土砂災害対策 (2) ため池改修事業 (3) 液状化対策 (4) 要配慮者利用施設の土砂災害対策
その他の防災関係機関	(1) 崩壊危険地域の災害防止

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　土砂災害対策

(1) 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊防止事業

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。

ア　避難所の設置
イ　避難指示等の時期決定方法
ウ　気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
エ　避難誘導責任者
オ　避難所の位置及び避難指示等の住民への周知
カ　土砂災害警戒区域等の把握
キ　土砂災害警戒区域等のパトロール
ク　その他必要事項

特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知する。(推進計画)

(2) 治山事業

大規模な地震災害は、山地の崩壊及び山地荒廃による流出土砂により被害が激しいものとなるが、森林は、崩壊防止及び土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等の機能を持っている。

山地治山事業は、荒廃山地又は荒廃のおそれのある山地に対して山脚を固定して不安定土砂の流出及び渓岸の浸食を防止するための渓間工事又は崩壊地を森林に復旧するための山腹工事を実施する等により森林整備を図り、崩壊土砂の流出、洪水等による災害の防止、軽減を図るとともに水資源の涵養に資することを目的とする。

ア　山腹崩壊・崩壊土砂流出対策

①　林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等の管理者への指導を図る。

② 森林の過伐、乱伐の防止と渇植、肥培管理、植林の育成を促進して地すべり崩壊による災害防止に努める。

③ 地震等による地盤のゆるみが予想される時の危険箇所パトロール、応急資材の整備、山地崩壊が予想される時の避難所等を整備する。

イ 山地に関する防災事業

① 治山・治水事業と併せ一般造林事業を推進して林地の保護と培養を図る。

② 地表の安定を図るため、荒廃地の植林を促進する。

(3) 宅地造成地のがけ崩れ災害防止

宅地造成については、都市計画法等に基づき災害防止に重点をおいた基準で審査指導に努める。また、災害が発生するおそれのある場合には、開発事業者に対し県と連携して災害防止にかかる技術指導を行う。

なお、既存の宅地造成地については、今後、危険が確認された場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき県との連携により速やかに安全確保のための是正指導を行う。

ア 宅地防災月間での啓発

梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、県が定めた５月の宅地防災月間に合わせ開発施行区域を中心にした巡視活動を展開し、必要に応じて現地で適切な指導を行う。

イ がけ地近接等危険住宅の建築指導

三重県建築基準条例で規定する崖に近接して建築する住宅等については、住環境基準を満足する安全な建築物となるよう指導審査を行う。

ウ 被災宅地危険度判定体制、被災宅地危険度判定士の養成等

降雨等による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、市長は関係団体と連携し、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会の実施に協力し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。また、市長は判定実施本部として活動する際に支援本部及び市災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる判定調整員の確保を行う。

２　ため池改修事業

防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、地震評価等を実施し、必要な防災工事を計画的に実施する。また、現に農業用水の貯水池として利用されておらず、又は利用される見込みがない防災重点農業用ため池については、その決壊による水害その他の災害を防止するため、廃止工事により貯留機能を喪失させる対策を講じる。

３　液状化対策

(1) 地震時に発生する地盤の液状化現象については、三重県が地盤の液状化危険度調査を実施し、その結果を「三重県地震被害想定結果」（平成 25 年度版）にとりまとめている。また、施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(2) 開発（宅地）指導の窓口等において、住民等への液状化対策の周知、啓発に努めるものとする。特に、個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

４　要配慮者利用施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に、避難行動要支援者が利用する病院、高齢

者施設、幼稚園等の施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が行われるようこれら施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。また、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して指示を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　崩壊危険地域の災害防止

(1) 国道防災事業（中部地方整備局）

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施するものとする。

(2) 県道防災事業（県土整備部）

県道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施するものとする。

第４章　緊急輸送の確保

第１節　輸送体制の整備

第１項　防災･減災重点目標

○大規模地震災害の発生に備え､地震災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る。
○緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路について、地震災害に強い施設を整備する。
○地震災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

【主担当部署】防災危機対策局・建設部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 緊急輸送体制の確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
輸送・運搬等を担う防災関係機関	県及び関係機関等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市における対策

(1) 緊急輸送体制の確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送体制の確保を図るとともに関係機関等に対する周知を図る。　（推進計画）

(2) 陸上輸送対策

ア　緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、国、県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の体制整備を推進する。また、緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化等の促進を図るとともに、発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

イ　放置車両等の対策強化

大規模地震災害時においては、直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、必要に応じて区間を指定して以下を実施する。

① 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令
② 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

また、道路啓開のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、必要に応じて他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分する。

(3) 航空輸送対策

ア　飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が地震災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

２　運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

あらかじめ運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■輸送･運搬等を担う防災関係機関が実施する対策

１　県及び関係機関等を対象とした対策

(1) 発災時の災害対策体制の整備

ア　情報伝達体制の確立

市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

イ　協定に基づく体制の確立

①　協定における市と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図るものとする。

②　協定に基づき、地震災害時に市から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図るものとする。

③　市が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努めるものとする。

第５章　防災体制の整備・強化

第１節　災害対策機能の整備及び確保

第１項　防災･減災重点目標

○災害対策活動の中枢となる市災害対策本部の施設・設備について、耐震性の強化及び各種設備の整備を図る。また、市災害対策本部が損壊した場合に備え、予備施設をあらかじめ指定しておく。予備施設は、消防本部庁舎とする。
○地震が発生した場合、必要な職員を早期に確保して市災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制の整備に努める。

【主担当部署】防災危機対策局・総務部・地域連携部・デジタル自治推進局・消防本部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 市災害対策本部機能等の整備・充実 (2) 職員の防災対策の推進 (3) 第２指令搭の整備 (4) 報道用スペースの設置 (5) 本庁と支所等との防災情報システムの構築 (6) 迅速な参集体制の整備 (7) 地域防災拠点施設の整備 (8) 防災に係るデジタル化の推進 (9) 被災者支援の仕組みの整備
	消防機関	(1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 市災害対策本部機能等の整備・充実

本庁舎以外の機関についても、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用するなど機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制の整備に努める。また、災害時の組織体制の整備と併せて災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど災害時に活用できる人材を確保し､職員の配備体制及び参集体制を定め人事異動の際に名簿や連絡網を更新するなど、即応体制の整備に努める。

ア　市災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に市災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、無線通信設備の確保などの整備に努める。

イ　物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、市災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが

予想されることから、計画的に必要量の備蓄に努める。　（推進計画）

⑵ 職員の防災対策の推進

職員は、市民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく速やかに市の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

⑶ 第２指令搭の整備

大規模地震災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないよう、市災害対策本部機能を有する代替施設として消防本部庁舎の機能充実に努める。

⑷ 報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、市災害対策本部に報道用スペースの設置を検討する。

⑸ 本庁と支所等との防災情報システムの構築

本庁と支所等での防災運営が必要となるため、相互の災害時通信や情報の共有化システム等について検討する。

⑹ 迅速な参集体制の整備

地震災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、市職員の迅速な参集が不可欠である。

そのため、市職員の災害時登庁基準を周知徹底する。また、災害対策要員の安否確認と迅速な参集を実現するため、職員の安否参集確認システムへの登録をさらに促進するとともにシステムの維持管理に万全を期する。

⑺ 地域防災拠点施設の整備

地震災害時の救援・救助及び復興・復旧活動等を行う拠点施設（しらさぎ運動公園及び同周辺）を整備したことから、今後、市内の避難所等との連携を図る。また、大規模地震災害時において適切な災害応急活動ができるよう、活動拠点及び備蓄拠点として必要となる情報通信や電源確保等の整備を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

⑻　防災に係るデジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳ（フェイスブック・ＬＩＮＥ）の活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

さらに、民間企業等が持つ先進技術の災害対応への活用等に努める。

⑼ 被災者支援の仕組みの整備

平常時から被災者支援の仕組みを担当する部署を明確化し、地域の実情に応じ災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

２　消防機関を対象とした対策

⑴ 消防力の強化

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。（推進計画）

ア　消防吏員・消防団員の充実・資質向上等

消防吏員の充実及び資質の向上を図るとともに地域における消防防災の中核である消防団について、機能別団員や青年・女性層の参加促進など消防団員の確保を図るほか、育成

教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

イ　消防用施設等の整備の推進等

防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防自動車、消防用施設･設備等の整備を推進する。

ウ　消防水利の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

(2) 救助・救急機能の強化

地震災害時の職員の安全確保を図りつつ効率的な救助･救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに職員の教育訓練を行い、救助･救急機能の強化を図る。また、大規模･特殊災害に対応するため、高度な技術･資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに先端技術による高度な技術の開発に努める。

なお、市は、県、警察等と平常時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図り、救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第１項　防災･減災重点目標

○地震災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。
○被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

【主担当部署】防災危機対策局・総務部・企画振興部・地域連携部・各部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	市民、防災関係機関	(1) 被害情報収集・伝達手段の整備
	市民	(1) 災害情報収集・伝達体制の整備
	庁内及び防災関係機関	(1) 情報収集・連絡手段の整備 (2) 情報共有システムの整備 (3) 多様な情報収集手段の整備 (4) 情報の分析・整理
	防災関係機関（通信事業者、放送事業者）	(1) 通信設備の優先利用の手続き
固定・移動通信事業者		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
放送事業者		(1) 設備面の災害予防 (2) 発災時の災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市民、防災関係機関を対象とした対策

(1) 被害情報収集・伝達手段の整備

ア　防災情報システムの整備

防災情報システムの整備を図るとともに、無線通信や携帯電話も含め要配慮者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

イ　被災者安否情報提供窓口の設置検討

地震災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。　（推進計画）

また、安否不明者（災害が発生した地域において当人と連絡が取れず安否が不明である者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県等とあらかじめ一連の手続等について調整しておくよう努める。

２　市民を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア　伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と市民等への伝達体制の整備を図る。特に要配慮者や孤立地域の住民、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図る。

イ　伝達手段の整備

①　防災情報システムやホームページ、行政放送チャンネル等による災害情報の提供・伝達

市のホームページや防災情報システム、行政放送チャンネル等により、迅速な災害情報の伝達機能の整備に努める。また、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

②　緊急地震速報

地震発生後大きな揺れが到達する数秒から数十秒前に発せられる警報で、テレビ放送や携帯端末、防災行政無線などから震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、気象庁本庁から緊急地震速報（警報）が発表されるため、日頃からその有効な活用について啓発を図る。

ウ　障がい者への対応

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備に努める。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備に努める。

エ　外国人住民への対応

外国人住民に多言語による通知を受け取れる伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）の周知・利用を推進する。また、国や県等と連携・協力して災害時に避難所等に滞在する外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援コーディネーターの育成を検討する。

３　庁内及び防災関係機関を対象とした対策

(1) 情報収集・連絡手段の整備

市災害対策本部各部、県及び防災関係機関相互、又は所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともにその際の役割、責任等の明確化に努める。また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

(2) 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、部署が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

(3) 多様な情報収集手段の整備

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに監視カメラ、定点カメラなど画像情報の収集システムの整備を推進する。また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに民間企業、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制を整備する。

(4) 情報の分析・整理

長期的な計画により、収集した情報を分析整理できる人材の育成と必要に応じて専門家

の意見を活用できる体制を構築する。また、防災関連情報を収集・蓄積するとともに集めた情報を防災対策に活かす。

４　防災関係機関（通信事業者、放送事業者）を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■その他の防災関係機関が実施する対策（通信事業者、放送事業者）

＜固定通信事業者・移動通信事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

地震災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じるものとする。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図るものとする。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について検討するものとする。

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

通信事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。また、市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

３　防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

４　広域応援体制の整備

大規模地震災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておくものとする。

＜放送事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1) 放送施設の耐震対策及び耐火対策

地震災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じるものとする。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

２　発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

放送事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。また、市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

３　防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

第３節　医療・救護体制及び機能の確保

第１項　防災･減災重点目標

○南海トラフ地震等の大規模な地震発生時には医療救護需要が極めて多量、広範囲に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。
○地震災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保･調達する体制を整備する。

【主担当部署】健康福祉部・消防本部・市民病院

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	地震災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備
	市民（患者）	(1) 災害時医療・救護体制等の周知
	関係機関	(1) 関係機関との協力関係の構築

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
地震災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民（患者）	(1) 地震災害時の医療に関する事前対策

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　地震災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1) 医療・救護体制の整備

ア　救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、災害拠点病院等の医療機関、消防署等周辺の公共施設及び空地等、市の実情に合わせてあらかじめ候補地を検討する。また、民間医療機関の活用についても検討する。

イ　自主救護体制の確立

市は、救護所の設置、救助班等の編成、出動について、一般社団法人伊賀医師会及び名賀医師会と協議して計画を定めるとともに市域が拡大し、孤立化する地域も想定されるため、軽微な負傷者等に対する住民自治協議会や自主防災組織等による応急救護や救助班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておく。

ウ　医療体制の整備

①　初期医療体制の整備

a　災害現場におけるトリアージ体制

大規模地震発生時には被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員等によるトリアージができるよう教育・研修体制の推進を行う。

b　被災地における医療体制

地震災害発生直後の急性期における救助活動について、消防機関と医療関係者(災害拠点病院等の医師や看護師)が連携して体制を整備する。

c　救護班の編成

救護班の編成等については、第３部第３章第２節に定めるところによる。

②　後方医療体制等の整備

a　地震災害時の医療機関相互の連携体制

同時多発の人命救助、医療救護を可能とするため救護所におけるトリアージや適切な治療を受けられるようにその負傷の程度に応じた医療機関への搬送など、医療機関相互連携体制の整備充実を図る。

b　災害拠点病院

被災地が広範囲にわたる場合に、上野総合市民病院は地域の医療機関の中核となる災害拠点病院として指定されていることから、必要な機能の整備を図る。災害拠点病院の指定状況及び役割等は、次のとおりである。

なお、大規模な地震災害では、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の受入れ・派遣等に努める。

名称	医療圏	設置場所	役割・必要機能等
基幹災害拠点病院	県下全域	三重県立総合医療センター	・負傷者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整機能 ・要員の訓練・研修機能 ・地域災害医療センターの機能
地域災害拠点病院	中勢伊賀	三重大学医学部付属病院 三重中央医療センター 上野総合市民病院、名張市立病院	・重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・被災地からの重傷者の受入れ機能 ・負傷者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能 ・自己完結型の医療救護班の派遣機能 ・地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

c　医療情報の収集、伝達手段

（ａ）　地震災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医療品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、三重県広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用する。

（ｂ）　各地域の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防本部、自衛隊、警察本部等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行う。

d　患者搬送体制

被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図る。

③　応急救護体制の整備

市は、伊賀医師会及び名賀医師会と協力して応急救護体制を整備する。

エ　医薬品等の確保

①　医療品・衛生材料等の備蓄

①　医療品・衛生材料等の備蓄

災害時に必要な医薬品・衛生材料等は、市内の医薬品卸売業者等の流通備蓄を活用するとともに、衛生材料は、市でも必要な備蓄を行う。

② 医薬品・衛生材料等の調達・分配

医薬品卸売業者等の流通備蓄による調達や市の備蓄で対応し、不足については県が備蓄している医薬品・衛生材料等を要請する。

オ　施設内の耐震対策の推進

市民病院において地震時の転倒防止のため、医療器具やロッカーなどの固定や非常用発電機の設置等について推進するとともに民間医療機関においても施設内の耐震対策を働きかける。

２　市民（患者）を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

地震災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ市民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については数日分を確保しておくよう促す。

３　関係機関を対象とした対策

(1) 関係機関との協力関係の構築

地震災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社三重県支部、伊賀医師会、名賀医師会等との関係機関に応援を要する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で綿密な協力体制を構築する。

■地震災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

１　医療・救護体制の整備

県の「医療体制の整備」、市の「医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じるものとする。

地震災害時に医療・救護を担う機関は、地震災害時に備えて防災マニュアルを作成するものとする。

２　医薬品等の確保・供給体制の整備

県の「医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、地震災害時の調達方法の事前調整を図るものとする。

３　医療・救護機能の確保

県の「医療機能の確保」、市の「医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じるものとする。また、地震災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておくものとする。

■市民（患者）が実施する対策

１　地震災害時の医療に関する事前対策

地震災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合はそれぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努めるものとする。

第４節　応援・受援体制の整備

第１項　防災･減災重点目標

○発災時に備え、自衛隊や警察、消防をはじめとした関係機関の応援を受け入れるための体制を整備する。
○災害応援の必要が生じた場合、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かうことができる体制の整備に努める。

【主担当部署】防災危機対策局・総務部・消防本部・各部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 市町間の応援･受援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外市町村との地震災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画の策定により体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力に努める。また、受援対策については、伊賀市受援計画に準じて実施する。

なお、三重県外における地震災害に対する応援についても同様とする。　（推進計画）

(2) 県外市町村との地震災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え遠方の市町村との締結を検討する。また、既に締結している相互応援協定に基づき連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における地震災害に対する応援についても同様とする。　（推進計画）

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や受援に必要な対策について検討、実施する。　（推進計画）

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

市が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保等について検討・実施する。さらに、連携強化を図るため、防災訓練を実施する。

２　防災関係機関を対象とした対策

（1）防災関係機関（自衛隊、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊、警察、消防機関等との連携を図る。

第５節　物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

第１項　防災･減災重点目標

○大規模地震災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給の整備及び計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整を図る。
○各家庭で３日分以上できれば７日分の物資等の備蓄を働きかけ、自助を促すとともに、市の備蓄として三重県備蓄・調達基本方針に基づく備蓄物品及び算定した備蓄量を目標とする。

【主担当部署】防災危機対策局・財務部・地域連携部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築 (2) 災害時用物資等の更新
	事業者及び事業者団体等	(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築
	市民	(1) 家庭における災害用備蓄の促進 (2) 地域における災害用備蓄の促進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等	県・市	(1) 災害時用物資等の供給体制の構築 (2) 地震災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築
住民自治協議会・自主防災会・自治会等		(1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

感染症の感染状況を踏まえつつ、地震災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。また、物資や機材等の調達は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

本市では、三重県地震被害想定結果（理論上最大クラスの南海トラフ地震（冬夕発災））における伊賀市の避難者数を基に、三重県備蓄・調達基本方針（令和３年５月）に基づく備蓄物品及び算定した備蓄量を目標とする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、可能な限り要配慮者、女性、子ども等に配慮する。

(2) 災害時用物資等の更新

本庁舎等、各地域及び孤立想定地域に配置している防災備蓄倉庫の災害時用物資（食料

等を含む）を計画的に更新する。

２　事業者及び事業者団体等を対象とした対策

(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築

地震災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して地震災害時の物資等調達態勢を強化する。

ア　食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、地震災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに市が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

イ　生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、地震災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに市が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

３　市民を対象とした対策

(1) 家庭における災害用備蓄の促進

市民に対して各家庭において発災後３日分以上できれば７日分の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については、供給が困難となる場合が想定されるため、各家庭の事情に応じた備蓄を行うよう促進する。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所などの避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう、住民自治協議会等へ働きかける。

■災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等が実施する対策

１　災害時用物資等の供給体制の構築

市と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から地震災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに市の実施する防災訓練等への協力に努めるものとする。

２　地震災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

市と協定を締結した食料品や生活物資等に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から地震災害時に備えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、市の実施する防災訓練等への協力に努めるものとする。

■住民自治協議会・自主防災会・自治会等が実施する対策

１　避難先等への災害用備蓄品等の確保

被害を受けた地域においては、避難所や避難場所などの避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

■市民が実施する対策

１　家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭において発災後３日分以上できれば７日分の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

第６節　ライフラインにかかる防災対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

○鉄道、電気、通信、上下水道、都市ガス等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、地震災害に強い施設（耐震化、代替性、多重化等）を整備する。
○災害復旧に備える、地理情報システム（ＧＩＳ）を活用したライフライン事業者の施設管理情報の一元化及び施設管理情報のバックアップ体制の整備を進める。
○施設の機能確保のため、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化や震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
○２次医療機関等人命に関わる重要施設向けの供給ラインについては、重点的に耐震化を推進する。

【主担当部署】企画振興部・上下水道部・関係各部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	上水道施設（市管理）等	(1) 水道施設の耐震化等の整備 (2) 施設管理図書の整備 (3) 応急給水・復旧のための体制整備 (4) 非常時の協力体制 (5) 長期停電への対策
	下水道施設（市管理）	(1) 耐震性の強化及びバックアップ施設の整備 (2) 被災の可能性の高い地区の把握及び施設管理図書の整備 (3) 下水排除の制限 (4) 下水の仮排水及びし尿の応急処理 (5) 非常時の協力体制

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 地震災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備 (5) 倒木等への対策
都市ガス・ＬＰガス・コミュニティガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
固定・移動通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備 (5) 倒木等への対策
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 地震災害時の広報体制の整備

実施主体	対　策（活　動）項　目
一般乗合旅客自動車運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 地震災害時の広報体制の整備
三重県石油商業組合伊賀支部	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　上水道施設（市管理）等を対象とした対策

上水道施設の被害を最小限にとどめ､早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の関係者等との連絡、協調に努める。また、浄水場や配水池等の水道施設及び基幹病院、災害時避難拠点等の給水優先度が特に高い施設に水道水を供給する配水管の耐震化を図る。

(1) 水道施設の耐震化等の整備

地震災害により配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、送水管の多系統化、老朽化施設の計画的な改修、水道施設の耐震化を図る。また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設（非常用自家発電設備、拠点給水設備等）や資機材の整備、充実を図る。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに市の運搬給水への支援策として給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保することに努める。

(4) 非常時の協力体制

「三重県水道災害広域応援協定（平成９年 10 月 21 日締結)」､「東海四県水道災害相互応援に関する覚書（平成７年 12 月１日締結)」等に基づいて資機材等に関する情報入手に努める。また、地震災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、応援給水等の訓練の参加に努める。　（推進計画）

(5) 長期停電時の対応

自家発電設備を設置していない施設などについては、非常用発電設備を調達し施設運転を継続させる。

２　下水道施設（市管理）を対象とした対策

地震災害時においても市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

なお、下水道施設は、被害想定に応じた計画的な施設整備、耐震化、自家用発電機の整備

等ストックマネジメントによる更新を推進するとともに大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道ＢＣＰ）の更新、拡充を進めるほか定期的に訓練を実施し、実効性を高めていく。

(1) 耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化など、地震災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備・保存（保管）を行う。

(3) 下水排除の制限

下水処理施設及び管きょの損壊等により処理不能となった場合、市民に対し、下水排除の制限を行う。

(4) 下水の仮排水及びし尿の応急処理

管きょの損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保するとともに、主管部と協力して仮設トイレの設置体制を整える。

(5) 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県との間の協力応援体制を整備する。

また、必要な場合は、県を通じ、国及び他の自治体に対し、援助を要請する。

(6) 長期停電への対策

自家発電設備を設置していない中継ポンプ施設などについては、可搬式自家発電設備を調達し施設運転を継続させる。

■ライフライン関係企業が実施する対策

＜電気事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策及び耐火対策

地震災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じるものとする。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図るものとする。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 長期停電への対策

県及び市と協力して、配電線の断線などを起こすおそれのある樹木の事前伐採、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておくものとする。

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

電気事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める

ものとする。また、市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

３　地震災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

４　広域応援体制の整備

大規模地震災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておくものとする。

５　倒木等への対策

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた電気事業者と通信事業者の相互の連携の拡大に努めるものとする。

なお、電気事業者は、事前の伐採等の実施にあたっては市との協力に努めるものとする。

＜都市ガス事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策

地震災害時の被害軽減、安全性強化を図るため、施設・設備の耐震性強化策を講じるものとする。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

都市ガス事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

ア　施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。

イ　市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

３　防災広報活動

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

＜ＬＰガス事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

ＬＰガス充填所を管理する事業者は、充填所の耐震対策を促進するとともに自家発電設備を設置する等により、ＬＰガスの安定的な供給体制の構築に努めるものとする。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに点検の結果、劣化したものについては交換を速やかに行うものとする。また、耐震性機器の設置を促進するものとする。

２　災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

（一社）三重県ＬＰガス協会各地域ＬＰガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域ＬＰガス協議会内における緊急動員体制を整備するものとする。また、市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

３　防災広報活動

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行うものとする。

＜コミュニティガス事業者の対策＞

「＜都市ガス事業者の対策＞」及び「＜ＬＰガス事業者の対策＞」に準ずるものとする。

＜固定通信事業者・移動通信事業者の対策＞

１　設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

地震災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じるものとする。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図るものとする。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

地震災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び地震災害時の配置計画等について検討するものとする。

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

通信事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。また、市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

３　防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

４　広域応援体制の整備

大規模地震災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ広域応援体制の措置方法を定めておくものとする。

５　倒木等への対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた通信事業者と電気事業者の相互の連携の拡大に努めるものとする。

なお､各通信事業者は､事前の伐採等の実施にあたっては市との協力に努めるものとする。

＜鉄道事業者の対策＞

１　平常時の防災・減災対策

(1) 施設の耐震性強化

地震に対する被害軽減や安全性を高めるため、施設の耐震性の強化を計画的に進めるものとする。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに必要な訓練を実施するものとする。

ア　地震災害発生時の旅客の案内
イ　避難誘導等混乱防止対策
ウ　緊急時の通信確保・利用方法
エ　帰宅困難者対策等
オ　関係者の非常参集
カ　職場及び各家庭での地震対策

２　災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

鉄道事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

ア　地震情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。

イ　市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに安全確認を行うものとする。

３　地震災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体

制を確立するものとする。

＜一般乗合旅客自動車運送事業者の対策＞

１　平常時の防災・減災対策

（1）防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに必要な訓練を実施するものとする。

ア　地震災害発生時の乗客の案内
イ　避難誘導等混乱防止対策
ウ　緊急時の通信確保・利用方法
エ　帰宅困難者対策等
オ　関係者の非常参集
カ　職場及び各家庭での地震対策

２　災害対策体制の整備

（1）災害対策本部等の設置

一般乗合旅客自動車運送事業者は、災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

（2）情報伝達体制の確立

ア　地震情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定めるものとする。
イ　市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び連絡方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。
ウ　鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討するものとする。

（3）運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに安全確認を行うものとする。

３　地震災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

＜三重県石油商業組合伊賀支部の対策＞

１　設備面の災害予防

（1）施設の災害対策

地震災害時の被害軽減、安全性の強化や石油類燃料の供給体制の維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進するものとする。

２　災害対策体制の整備

（1）情報伝達体制の確立

ア　組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するものとする。
イ　市災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び連絡方法について、通信途絶時の対応も含めて検討するものとする。

■市民が実施する対策

１　ライフラインにかかる予防対策

市民は、地震によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努めるものとする。

第７節　防災訓練の実施

第１項　防災･減災重点目標

○大規模地震発生時には全市が甚大な被害を受けることが想定されるため、市民が「自らの身の安全は自ら守る」という自覚を持つものとする。
○住民自治協議会、自主防災組織、自治会等における多様な主体の関わりの中で、防災教育を普及・推進することで、南海トラフ地震等が発生しても被害を最小限に抑える地震災害に強い地域をつくる。

【主担当部署】防災危機対策局・地域連携部・消防本部・関係各部・関係各機関

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	市（市職員） 県 防災関係機関 住民自治協議会 自主防災組織 自治会等	(1) 基礎訓練 (2) 総合防災訓練 (3) 防災訓練の検証 (4) 防災関係機関との連携 (5) 住民自治協議会や自主防災組織、企業等が実施する防災訓練の支援 (6) 地域住民の防災訓練への参加 (7) 他市主催の訓練への参加

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 県・市等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市（市職員）、県、防災関係機関、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等を対象とした対策

市の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証するとともに関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努める。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

訓練を実施するにあたっては、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。また、市は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。　（推進計画）

(1) 基礎訓練

市及び防災関係機関は、基礎訓練として随時、図上訓練、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、その他の訓練を実施し、地震災害に対する防災意識の高揚、地震災害に対する行動力を養う。

なお、訓練を実施する際には要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女共同参画や性の多様性の視点に十分配慮するよう努める。

(2) 総合防災訓練

上記の基礎訓練を組み合わせ、国、県、市、消防機関その他の防災機関や要配慮者を含めた市民、住民自治協議会、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模地震災害を想定した有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努める。

ア　実地訓練

地震災害想定に即応した応急対策が迅速かつ的確に行えるよう､防災技術の練磨を図る。なお、訓練課題には次のものが挙げられる。

①　各種予警報の伝達及び通信訓練
②　災害防御訓練
　a　消防訓練
　b　水防訓練
　c　その他必要な訓練（土砂災害訓練等）
③　避難訓練
④　救急・救助訓練
⑤　災害応急復旧訓練
　a　鉄道、道路の交通確保訓練
　b　復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練
　c　堤防の応急修復訓練
　d　電力、通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練
　e　防疫及び清掃等の訓練
　f　災害広報の訓練
　g　その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

イ　図上訓練

地震災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、机上で応急対策活動の演習を行う。

(3) 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに必要に応じ、防災対策の改善措置を講じる。

(4) 防災関係機関との連携

防災訓練の実施にあたっては、県、警察、消防、自衛隊など防災関係機関と連携して実施する。また、必要に応じ関係機関による調整会議等を開催する。

(5) 住民自治協議会や自主防災組織、企業等が実施する防災訓練の支援

住民自治協議会、自治会等、自主防災組織や企業等、防災ボランティアグループなどが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの市民の参加を図っていく。

(6) 地域住民の防災訓練への参加

市が主体となる防災訓練には、地域住民を住民自治協議会や自主防災組織単位等で参加させる。また、地域で行う防災訓練は、地域内事業所を含めて実施する。

(7) 他市主催の訓練への参加

相互応援協定市等とは、相互に主催する訓練に参加し、救援活動が円滑に遂行できるよう努める。

■企業・事業所等の対策

１　業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業所等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努めるものとする。
また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努めるものとする。

２　地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに県、市、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努めるものとする。

■自主防災組織等の対策

１　地域課題に沿った防災訓練の実施

住民自治協議会や自主防災組織等による地域の避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるよう工夫するものとする。また、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の訓練への参画に努めるものとする。

２　県・市等の防災訓練への協力・参画

県や市等の実施する防災訓練への協力と参画に努めるものとする。

■市民が実施する対策

１　地域等における防災訓練への参画

県や市、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するように努めるものとする。

第８節　災害廃棄物処理体制の整備

第１項　防災･減災重点目標

○地震の被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画の策定や、広域的な大規模地震災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系の構築に努める。

【主担当部署】人権生活環境部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市	(1) 市災害廃棄物処理計画 (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物処理施設の耐震対策等 (4) 災害廃棄物等処理体制の整備

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市災害廃棄物処理計画

地震災害時に発生する廃棄物については、「伊賀市災害廃棄物処理計画」に基づき適正かつ迅速に処理を行い、早期の復旧に努める。

当該計画に従い、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施する。また、市は、災害廃棄物に関する情報に関して、ホームページ等において公開するなど周知に努める。

２　広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく体制整備

地震災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき県と必要な調整を行う。また、市は、広域的な協力体制の整備に努める。

(2) 応援体制の整備

市は、震災による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

他の自治体で発生した災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

３　廃棄物処理施設の耐震対策等

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から地震災害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定

め、資機材の備蓄を確保する。

４　災害廃棄物等処理体制の整備

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることにより、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第６章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した４つがある。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注１）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・１カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合などひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界で、マグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	監視領域内（注１）において、マグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注１）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50㎞程度までの範囲。

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

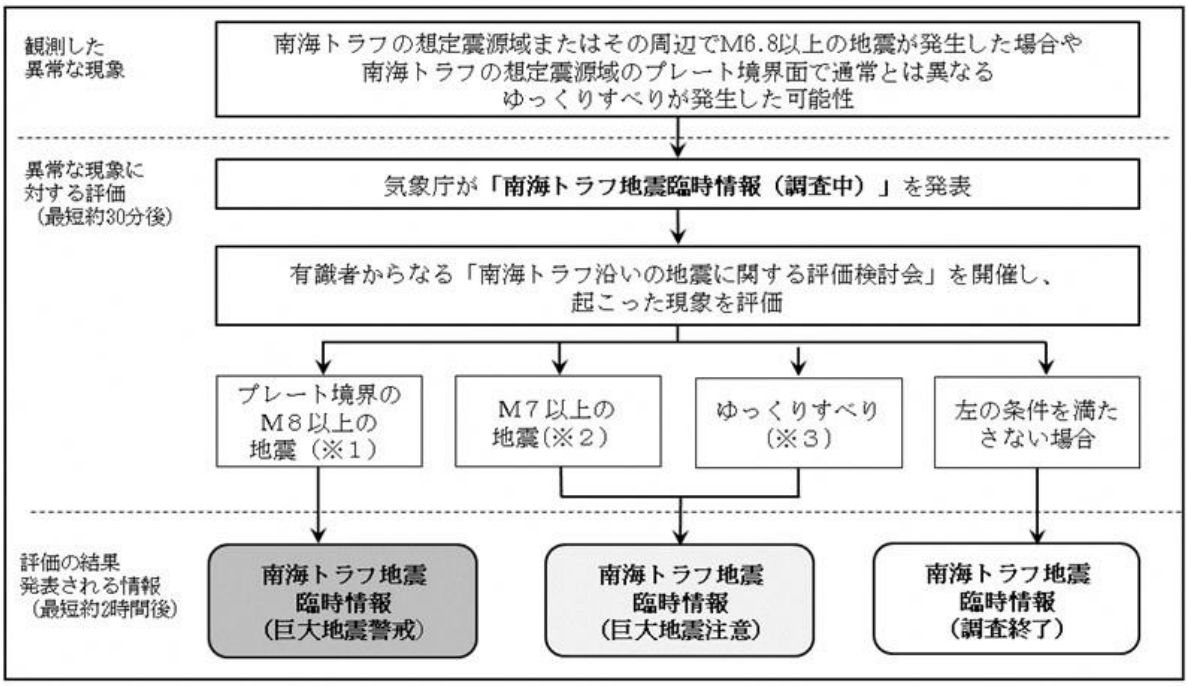

図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。
※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域のプレート境界以外や想定震源域の外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

防災対応の流れ

<table>
<tr><th></th><th>プレート境界のＭ８以上の地震</th><th>Ｍ７以上の地震</th><th>ゆっくりすべり</th></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>○今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
２時間程度</td><td>巨大地震警戒対応
○日頃からの地震への備えを再確認する等
○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難</td><td>巨大地震注意対応
○日頃からの地震への備えを再確認する等
（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">巨大地震注意対応
○日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>１週間</td><td>○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難</td><td></td></tr>
<tr><td>２週間</td><td>巨大地震注意対応
○日頃からの地震への備えを再確認する等
（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td><td></td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応

第１項　防災･減災重点目標

○臨時情報発表後に、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達体制の整備をはじめとする防災対応を行う。

【主担当部署】防災危機対策局・消防本部・各部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	住民等	(1) 情報収集・連絡体制の整備

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　住民等を対象とした対策

(1) 情報収集・連絡体制の整備

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表した場合に、必要に応じて、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行うとともに、住民に対し関係のある事項を多様な伝達手段を用いて周知し、その他必要な措置を行う。

第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策

第１項　防災･減災重点目標

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに後発地震に対して１週間の警戒措置、当該措置後１週間の注意措置等をとれる体制を整える。

【主担当部署】防災危機対策局・消防本部・各部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 地域住民等の避難行動等 (2) 避難所の開設及び運営 (3) 市域を越える広域避難の実施 (4) 道路交通に対する対策 (5) 滞留旅客等に対する措置 (6) 不特定多数又は多数の者が出入りする施設等の対策 (7) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置 (8) 公共土木施設等の対策 (9) 工事中の建築物等に対する措置
	住民等	(1) 住民等への情報伝達
	消防機関	(1) 出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に応じた対策

第３項　対　策

■市が実施する対策

(1) 地域住民等の避難行動等

ア　事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難指示等の発令を実施する。

イ　安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等、避難実施に係る具体的な検討を行う。

ウ　事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 避難所の開設及び運営

第３部第４章第１節「14　避難所の開設等」に準じた対策等を行う。

(3) 市域を越える広域避難の実施

避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、市は県と調整し、広域避難を実施する。

(4) 道路交通に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知する。

(5) 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

(6) 不特定多数又は多数の者が出入りする施設等の対策

市が管理等を行う施設等の管理上の措置及び体制は、概ね次のとおりとする。

ア　各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞
1 避難対象者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 避難対象者等の安全確保のための退避等の措置

③ 各施設における緊急点検、防火点検、巡視

④ 施設の設備、備品等の転倒、落下防止措置の確認

⑤ 出火防止措置

上記の①～⑤における実施体制（③においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定める。

イ　個別事項

各施設等における具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

(7) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア　市災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

①　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

②　無線通信機等通信手段の確保

③　市災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ　推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(8) 公共土木施設等の対策

道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備

(9) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定める。

1　住民等を対象とした対策

(1) 住民等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、県等からの情報文を受信し、多様な手段を用いて住民等に伝達を行う。

２　消防機関を対象とした対策

(1) 出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団（消防団）が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア　警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ　事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導

ウ　浸水への対応は、水防活動を行うものの安全に配慮しながら、「伊賀市水防計画」等に準じ、必要な措置を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン関係企業の対策＞

必要なライフラインの供給体制を確保するものとする。その際、後発の地震に備えて、必要がある場合は実施する措置を定めておくものとする。

＜報道機関の実施する対策＞

緊急的な放送体制の整備を図るものとする。

＜金融機関の実施する対策＞

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

＜交通に関する対策＞

１ 道路

(1) 道路管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

２ 鉄道

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される場合は、臨時情報に対する運行規制等について、情報提供に努めるものとする。

３ 滞留旅客等に対する措置

(1) 一般旅客運送事業者は、列車等の乗客や駅のターミナルに滞在する者に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するための計画を定めるものとする。

(2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策

第１項　防災･減災重点目標

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して一定期間の注意措置等をとれる体制を整える。

【主担当部署】防災危機対策局・消防本部・各部

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市	(1) 住民への周知等 (2) 関係団体への情報提供 (3) 市が管理等を行う施設等に関する対策
ライフライン 関係企業	(1) 地震への備えの再確認

第３項　対　策

■市が実施する対策

１ 住民への周知等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。

(2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかける。

２ 関係団体への情報提供

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について関係団体に情報提供を行う。

３ 市が管理等を行う施設等に関する対策

(1) 施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

■ライフライン関係企業が実施する対策

１　地震への備えの再確認

日頃からの地震への備えの再確認等を検討するものとする。

第３部　発災後対策

発災後対策の活動開始時期の目安（1/2）

				初期			中期			後期			
				発災後1時間以内		発災後3時間以内	発災後12時間以内		発災後24時間以内	発災後3日以内	発災後1週間以内	発災後1カ月以内	
第1章	災害対策本部機能の確保	第1節	活動態勢の整備	職員非常参集	災害対策本部の設置	災害対策本部員会議の開催	災害対策本部員会議、班長会議など以降、必要に応じて随時開催						
					総括班打合せ								
					職員の安否確認	主要活動拠点の確認・調整				職員の健康管理			
		第2節	通信機能の確保		通信手段の確保	通信手段途絶の対応		通信設備の応急復旧		通信設備の機能維持			
		第3節	自衛隊への災害派遣要請の要求			派遣・応急措置の要請（県へ）	受入体制の整備						
		第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用		災害情報の収集・伝達	被害情報の収集・報告							
							市民への広報・広聴						
		第5節	広域的な応援・受援体制の整備				（応援）	協定等に基づく応援要請の受理					
										情報収集の職員派遣、応援体制の構築など			
							（受援）	県に対する応援要請 協定に基づく応援要請	応援要員の受入れ 要請内容の検討	連絡要員の受入れ 要請内容の検討 受入体制の構築			
		第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等							派遣要請	県に対する再要請 （必要に応じて）		
		第7節	災害救助法の適用					災害救助法の適用手続		災害救助法の運用			
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	第1節	緊急の交通・輸送機能の確保		道路交通情報・被害情報の収集	道路パトロール時における緊急時の措置			交通規制の実施 災害輸送の実施				
		第2節	水防活動			水防施設の安全点検	水防施設の応急復旧						
		第3節	ライフライン施設の復旧・保全		被害情報の収集	施設の応急対策活動			水道施設復旧への応援要請	水道施設の応急復旧			
		第4節	公共施設等の復旧・保全		被害情報の収集	人員及び資器材の確保	復旧活動・危険箇所の周知						
		第5節	ヘリコプターの活用		応援要請	活動拠点の確保・活動要請							
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	第1節	救助・救急及び消防活動		救助・救急活動、消防活動		活動拠点の確保、重機・資機材の調達等			惨事ストレス対策			
		第2節	医療・救護活動		医療情報の収集・共有	医療・救護活動							
					医薬品、衛生材料の確保				医療機関の応急復旧 心身のケア対策等	医療施設の応急・復旧			

発災後対策の活動開始時期の目安（2/2）

				初期				中期				後期					
				発災後1時間以内		発災後3時間以内		発災後12時間以内		発災後24時間以内		発災後3日以内		発災後1週間以内		発災後1カ月以内	
第4章	避難及び被災者支援等の活動	第1節	避難指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	職員非常参集	避難所施設の応急危険度判定、開錠避難誘導		避難所開設支援（避難所への職員派遣）							避難所運営支援			
		第2節	避難行動要支援者・要配慮者対策		避難行動要支援者の避難支援		要配慮者の受入施設の状況把握	避難行動要支援者の安否確認				要配慮者の生活環境の確保等					
							要配慮者の施設受入調整等										
		第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保		児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保			児童生徒の下校または保護継続の判断									
					学校施設等の被害状況の把握							学校施設の応急復旧					
		第4節	ボランティア活動の支援				被害情報等の収集と共有			災害ボランティアセンターの災害時体制移行				ボランティア団体への支援			
		第5節	防疫・保健衛生活動						防疫活動の実施								
										被災者の健康管理等							
		第6節	災害警備活動						災害警備等に関する情報の収集等								
		第7節	遺体の取り扱い				検視場所・遺体安置所の設置場所の調整・開設		遺体の収容、処置等			埋火葬体制の確立					
								遺体保存用資機材等の調達									
第5章	救援物資等の供給	第1節	緊急輸送手段の確保		市有車両等の確保 輸送ルートの情報収集・伝達				輸送手段の確保 応援の要請等								
		第2節	救援物資等の供給			必要物資情報の収集・整理・調達			救援物資等の受入れ、物資等の調達								
								救援物資の供給									
		第3節	給水活動		生活用水、応急給水用資機材・人員の確保		応急給水活動の調整										
								応急給水活動の実施、広報									
第6章	特定災害対策	第1節	危険物施設等の保全		連絡体制の整備 施設状況の 情報収集・提供												
第7章	復旧に向けた対策	第1節	廃棄物対策活動				障害物の除去					生活ごみ等の処理対策		災害廃棄物の処理対策			
								し尿処理対策									
		第2節	住宅の保全・確保						住宅関連情報の収集			被災建築物の応急危険度判定		応急仮設住宅等の確保対策			
		第3節	文教等対策							学校施設の一時使用措置		応急教育の実施判断		児童生徒の健康管理 給食の措置、学用品の調達・確保			
												文化財等の被害調査 保存・保護					
		第4節	中小企業・農林漁業復旧対策									中小企業及び 農林業の復旧対策					
		第5節	災害義援金等の受入・配分													募集・保管・配分	

第１章　市災害対策本部機能の確保

第１節　活動態勢の整備

第１項　活動方針

○南海トラフ地震等の大規模地震が発生すると交通、通信が寸断されることが想定されるため、交通、通信等が途絶していても迅速に市災害対策本部等を立ち上げ、的確な災害応急対策を実施する。
○市内に震災が発生した場合は市災害対策本部を設置し、各防災関係機関及び市内の公共的団体並びに市民の協力を得て活動する。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
市災害対策本部の設置及び廃止	防災総括部（総括班）	設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 （津地方気象台） （震度情報ネットワーク）
市災害対策本部の運営	防災総括部（総括班）	設置基準に基づき速やかに	・各班、防災関係機関等
市災害対策本部設置時の職員等（動員）配備体制	防災総括部（総括班） 総務部（動員班）	配備基準に基づき速やかに	・震度情報等 （津地方気象台） （震度情報ネットワーク）
市災害対策本部の組織及び所掌事務	各部（各班）	－	・各班、防災関係機関等
職員の安否確認	各部（各班）	配備基準に基づき速やかに	・各班
災害対策職員の健康管理	総務部（動員班）	市災害対策本部活動の状況により、必要に応じて	・各職員の勤務状況
防災関係民間団体の協力	各部（各班）	必要に応じて	・災害時応援協定を結んでいる団体等
応援要請	防災総括部（総括班）	災害対策活動の状況により、必要に応じて	・被災状況 ・対応可能な資源（人・物）の状況

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

市の地域に震災が発生した場合は市災害対策本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに市民の協力を得て活動する。

広い市域を有する本市では、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域ごとの災害対策部の設置についても実状を踏まえ検討する。また、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意するとともに市災害対策

本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。
なお、県災害対策本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

１　市災害対策本部の設置及び廃止

基本法第 23 条第１項の規定により設置する市災害対策本部の設置及び廃止基準を次のとおり定める。

(1) 設置

ア　市内に震度５弱以上の地震が発生したとき。
イ　市内に震度４の地震が発生したときで、市長が特に必要と認めるとき。
ウ　県内（伊賀市を除く）又は隣接市村において、震度５強以上の地震が発生したとき。
エ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表されたとき又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、市長が必要と認めたとき。
オ　救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
カ　その他市長が必要と認めたとき。

(2) 廃止

ア　市内において予想された災害の危険が解消したとき。
イ　市災害対策本部の業務が概ね完了したとき。
ウ　その他市長が適当と認めたとき。

２　市災害対策本部の運営

市災害対策本部の運営にあたっては「伊賀市災害対策本部条例（以下「本部条例」という。）に定めるもののほか、本部要綱により円滑化を図る。

(1) 災害（被災）状況報告等

ア　市災害対策本部としての災害（被災）状況報告
防災総括部（総括班）は、次の状況における災害（被災）状況等を市長に報告する。
① 市災害対策本部設置時の職員等（動員）配備状況について
② 災害対策の発生原因となった現象の収束時における被災状況等について
③ その他、災害発生時には被害状況のほか必要と思われる関連事項

イ　市災害対策本部の運営等
① 市災害対策本部の運営にあたっては、別に運営マニュアルを策定する。
② 市災害対策本部に係る組織及び所掌事務は、本部要綱で定める。

３　市災害対策本部設置時の職員等（動員）配備体制

(1) 職員配備基準

市長は、市災害対策本部長（以下「本部長」という。）となり、各部の長に、次の区分（別表：配備基準）に基づく職員配備を指令する。

別表：配備基準　震災対策時

種別	配備基準	配備内容	配備要員
準備体制	①　市内で震度４以上の地震が発生し、市長（本部長）が必要と認めたとき ②　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、市長（本部長）が必要と認めたとき	○防災総括部総括班及び災害対策関係課の職員が災害に関する情報連絡を円滑に行い、状況に応じて警戒体制に入れる体制 ○市長（本部長）は、状況により配備の要否を決定するとともに、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。 ○配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。	○防災総括部総括班 ○状況に応じて次の災害対策関係各部・班の職員を召集する。 ・地域連携部地域対策班 ・産業振興部農業施設班 ・建設部土木河川班 ・上下水道部復旧班、下水道班 ・消防本部消防班 ※必要な人員は、各部・班で定める。なお、本部長は、必要に応じて活動要員の配置を変更することができる。
警戒体制	①　市内で震度５弱以上の地震が発生したとき ②　県内（伊賀市を除く）又は隣接市村に震度５強以上の地震があり、甚大な被害が発生又は予想されるとき ③　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	○相当の被害が発生することが予想され、又は発生したときに応急対策を迅速かつ正確に行える配備とし、速やかに、非常体制に入れる体制 ○市長（本部長）は、事態に即応させるため配備内容を変更することができる。 ○配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。(配備要員以外については勤務時間外の場合には自宅において待機する。)	【警戒体制配備】 ○各部・班が定めた、配備計画による。 ※各部長は、必要に応じて配備計画を変更することができる。 ※風水害対策時、警戒体制配備２－１、２－２相当
非常体制	①　市内で震度５強以上の地震が発生したとき ②　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	○市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制 ○配備要員の執務待機場所は、全員各職場とする。ただし、執務待機場所に登庁できない場合は、自宅近隣の支所及び地区市民センター等へ登庁する。職員は、各班の所掌事務のほか、市災害対策本部の指示を受けて、必要な災害応急対策活動にあたる。	全職員

４　市災害対策本部の組織及び所掌事務

市災害対策本部の組織及び所掌事務は、本部条例及び本部要綱の定めるところによるが、その概要は資料編に示すとおりである。

市災害対策本部の各班は、所掌事務遂行のため「災害時職員行動マニュアル」を作成し、これに基づき対策にあたる。また、各班は、このマニュアルについて、地震災害時における実地検証はもとより総合防災訓練や図上訓練等の機会をとらえて、平常時においても適宜検証作業を行い、地震災害時における各班の所掌事務遂行に万全を期するとともに本計画の修正等に反映させる。

５　職員の安否確認

職員の安否確認は各課において確認し、各部でとりまとめた後、総務部動員班（人事課）で職員全体をとりまとめる。

６　災害対策職員の健康管理

(1) 連続勤務の制限

各部署等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないよう、必要に応じて交替で休暇を与えるなど、適切な措置を講じる。

（１日２交替以上の勤務の場合、連続出勤は 13 日以内を目安とする。）

(2) こころのケア

市は、災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

７　防災関係民間団体の協力

所掌事務に関係する民間団体等に対し、地震災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

８　応援要請

「第５節　広域的な応援・受援体制の整備」を参照

第２節　通信機能の確保

第１項　活動方針

○災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受理伝達等重要通信を確保する。
○地震災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
○大規模地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、市は県と防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
○無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため、応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
○大規模地震による広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信ルートを利用して情報の伝達を行う。このため、平常時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
通信手段の確保	防災総括部（総括班） 消防本部（消防班）	市災害対策本部設置後速やかに	・市、防災関係機関 ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	防災総括部（総括班） 消防本部（消防班） 総務部（広報班） 企画振興部（情報班）	既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・防災関係機関
通信設備の応急復旧	防災総括部（総括班） 消防本部（消防班） 総務部（広報班）	通信設備の故障等が判明した時点	・防災関係機関

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■計画関係者共通事項等

１　地震災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種　類	概　　要	課　題
固定通信網、移動体通信網等	電話、ファクシミリ、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、市と県、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関と通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に対し相対的に強く、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い
ＭＣＡ無線	地上系移動無線	・市の非常用通信設備として、本庁、各支所・地区市民センター及び孤立想定地区に配置 ・必要に応じて災害対応職員や避難所等に配置	・無線機器の取り扱いを習得する必要がある
伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）、防災情報メール、ＳＮＳ（フェイスブック・ＬＩＮＥ）	携帯電話電波網（データ領域）	・市が発令する避難情報や気象情報等を通知する携帯電話アプリ等	・個人の携帯電話で設定する必要がある
市防災行政無線	地上系無線	・市から屋外スピーカーにより情報を伝達	・屋外スピーカーのため、音声情報が届く範囲が限られ、風雨時には音声情報が聞き取りにくい ・地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・衛星系無線設置市が国や全国自治体と直接連絡可能	・風水害に対し、相対的に弱い
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	・県と消防庁間の電話、ファクシミリ及び消防庁からの一斉通報が可能	・地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	・県と中央省庁等間の電話、ファクシミリ及びテレビ会議等が可能	・地震に対し、相対的に弱い

通信手段	種　類	概　　要	課　題
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	・県、県地方災害対策部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ．ｊｐ」ホームページ、市民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ．ｊｐ」ホームページにより市民に情報提供を行う	・災害時は輻輳、途絶等により、使用できない可能性がある
消防救急デジタル無線	地上系デジタル無線	・消防本部と消防署、消防車・救急車等の間の無線網	・地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能	・風水害に対し、相対的に弱い ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない

■市が実施する対策

防災情報システム等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、市は県と防災関係機関相互の通信回線の確保にあたる。

１　通信手段の確保

市は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、市防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

(1) 電話による通話

市及び関係機関は、通信設備の優先利用についてＮＴＴ西日本三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておく。

ア　非常通話

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な事項を内容とする通話は、すべて手動接続通話に優先して接続される。

イ　緊急通話

災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として手動接続通話により接続する。

(2) 無線通信

地震災害時の手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信手段には、市の保有する無線網を有効に利用して情報の疎通に支障のないようにする。

(3) 電報による通信

ア　非常扱いの電報

地震災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

電報発信にあたって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

（※22 時以降～翌朝８時までは、0120-000115 で受付）

・非常扱いの電報であること
・発信電話番号と機関名
・電報の宛先の住所と機関名などの名称
・通信文と発信人名

イ　緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信にあたって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

（※22 時以降～翌朝８時までは、0120-000115 で受付）

・緊急扱いの電報の申込みであること
・発信電話番号と機関名
・電報の宛先の住所と機関名などの名称
・通信文と発信人名

(4) 非常通信

地震災害等が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、三重県地域防災計画の定めるところにより非常通信を利用して通信する。

また、非常通信協議会は震災時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化する。

(5) 防災情報システムによる通信

地震災害時における各種情報の伝達及び報告状況等を把握するため、防災情報システムを活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

(6) 県防災行政無線による通信

地震災害時において、市、県等防災関係機関は、相互に無線電話及びファクシミリを利用し、幅広く正確な情報交換を行う。

(7) ＭＣＡ無線による通信

地震災害時において、電話等が不通になった場合は、各支所・地区市民センターに配置及び防災危機対策局が保有しているＭＣＡ無線機を活用し、市内の災害対策の各種情報の伝達及び報告等を行う。

(8) 孤立地域の通信

地震災害により孤立した地域で電話等が不通になった場合は、孤立の可能性が高い集落の公民館等に設置しているＭＣＡ無線機等を活用し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

２　通信途絶時の対応

地震災害等により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市は伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）、防災情報メールやＭＣＡ無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車や市ホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災害対策本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、三重県防災行政無線の活用や、県地方災害対策部に対する派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

３　通信設備の応急復旧

(1) 専用通信

地震災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有効な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市、警察本部、気象台、国土交通省、さらに電力・ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっており、適切な応急措置が要求される。

各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に注意して対応が図られるように努める。

ア　要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ　応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時にこれらの点検整備を行っていくことが必要である。

ウ　混信等の対策

地震災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

エ　訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、地震災害時に備えるよう努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜固定通信事業者の実施する対策＞

１　応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア　トラフィック疎通状況（通信回線やネットワーク上で送受信される信号やデータの情報量及びその流れ）、交換機等通信設備の監視強化

① 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施するものとする。

また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。

② 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認するものとする。

イ　屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定されるため、重要ケーブル等については、その影響度合を確認するものとする。

２　応急対策

地震災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧するものとする。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施するものとする。

(1) 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とするものとする。

ア　対策

① 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成

② テレビ・放送回線の救済

③ 長期避難所への特設公衆電話設置

イ　復旧方法

① 移動無線機等の活用

② 屋外線及び仮設ケーブル等による復旧

③ 中継送路のマイクロ方式による救済

④ 自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とするものとする。

ア　対策

① 重要加入者及び重要専用線の救済

② 公衆電話の復旧

③ 孤立地域（村落）の通信途絶解消

イ　復旧方法

① 屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧

② 非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被災地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策とするものとする。

３　孤立地域の通信の確保

地震災害による孤立の可能性がある特定地域の通信途絶を防止するため、地震災害時における通信の確保を図るものとする。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

ア　関係部署等への情報伝達体制の確保

イ　施設・設備等の被害状況や通信状況の把握

ウ　市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災害対策本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

ア　設備の常時監視により被災状況の情報収集を行うものとする。

イ　通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行うものとする。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、次に掲げる事項について、広報車及びホームページ等により地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広

報活動を行うものとする。

ア　地震災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
イ　通信の途絶又は利用制限を実施した理由及び状況
ウ　特設無料公衆電話設置場所の周知
エ　住民に対して協力を要請する事項
オ　災害用伝言サービス提供に関する事項
カ　その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

地震災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより応急的な通信を確保するものとする。

２　復旧計画

(1) 応急復旧工事

地震災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備での復旧工事を実施し通信の疎通を早急に確保するものとする。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、地震災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努めるものとする。

順　位	重要通信を確保する機関
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関、放送事業者
第２順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、医療機関、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施するものとする。

３　広域支援体制の整備

大規模地震災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図るものとする。

＜東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策＞

１　非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して非常通信を確保するための協力を求めることができるものとする。また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びＭＣＡ無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、市は、必要に応じて要請を行う。

＜その他の防災関係機関の実施する対策＞

１　通信手段の確保

各防災関係機関は、地震災害発生時には適切な通信手段を用いて相互に連絡を取れる体制を構築するものとする。

２　通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

地震災害等が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信するものとする。

（非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）

(2) 市災害対策本部への連絡員派遣

市災害対策本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を県災害対策本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努めるものとする。

３　通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要員や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行うものとする。

第３節　自衛隊への災害派遣要請の要求

第１項　活動方針

○市民の生命、身体及び財産を保護するために、市長が自衛隊の支援を必要と判断したときは、基本法第 68 条の２の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
県への自衛隊災害派遣要請の要求	防災総括部（総括班）	災害対策会議での意思決定後速やかに	・被害状況
受入体制の整備	防災総括部（総括班） 消防本部（消防班） 各部	派遣要請後速やかに	・派遣状況 （自衛隊）
撤収要請	防災総括部（総括班） 各部	災害対策会議での意思決定後速やかに	・活動状況 （自衛隊）

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、県地方災害対策部（伊賀地域防災総合事務所長）を経由して知事に提出する。ただし、事態が急を要するときは、知事（県災害対策本部総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨及び市の地域に係る災害状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。この場合、市長は、事後速やかに陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に通知する。

さらに、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。

ア　地震災害の状況及び派遣要請を要求する事由
　　（特に災害区域の状況を明らかにすること。）
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となる事項

※ 緊急時派遣要請要求先電話番号

要　請　先	所　在　地	電　話　番　号
三重県防災対策部災害対策課	津市広明町 13 番地	059-224-2186
陸　上　自　衛　隊 （第 33 普通科連隊長）	津市久居新町 975 番地	059-255-3133 （内線 236．夜間 302） 三重県防災行政無線 20-4010

〔災害派遣の要請手続き系統図〕

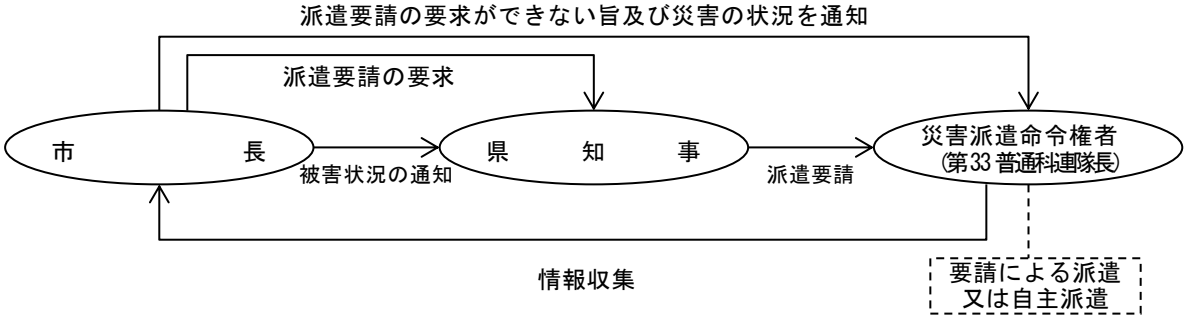

≪災害派遣要請の基準：３原則（公共性、緊急性、非代替性）≫

① 地震災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関では不可能又は困難であると認められるとき。

② その他災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

〔陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図〕

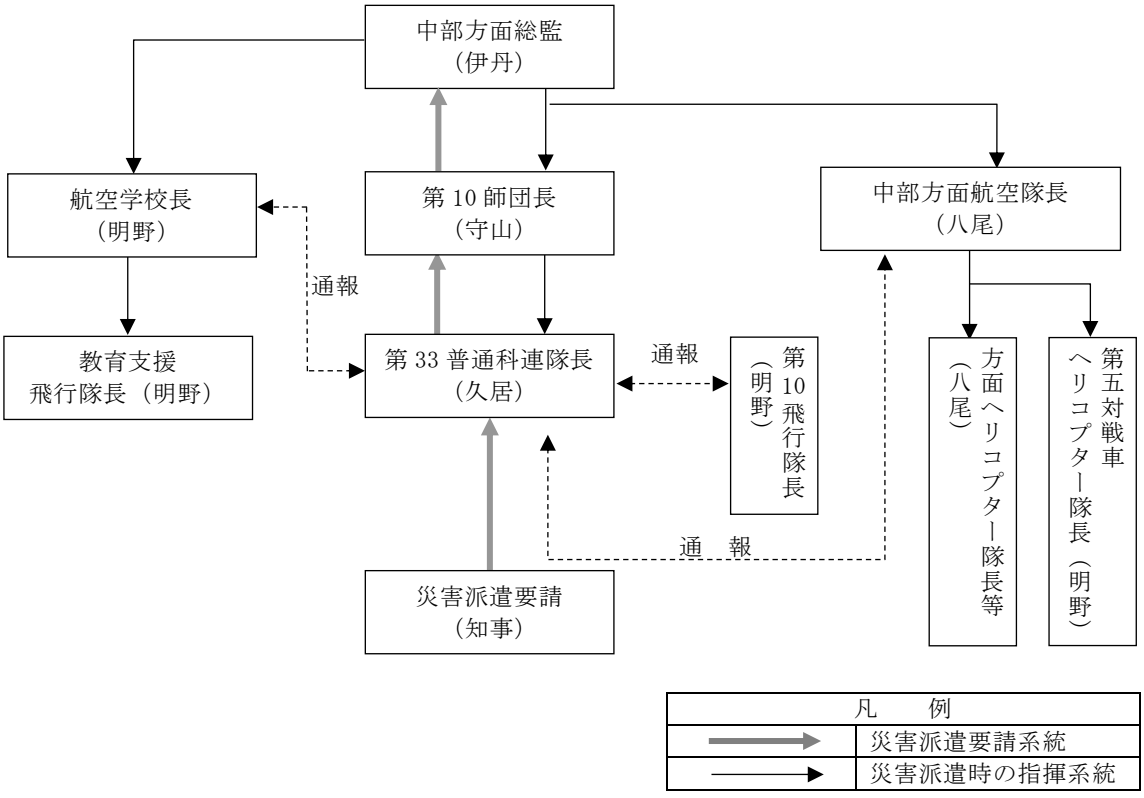

２　受入体制の整備

(1) 派遣部隊の受入体制の整備

市は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。　（推進計画）

ア　派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

イ　作業計画及び資機材の準備

ウ　宿泊施設（しらさぎ公園等の野営施設）及びヘリポート等施設の準備

エ　住民の協力

オ　派遣部隊の誘導

(2) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した地域の市の負担とする。ただし、２以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定める。

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費、入浴料
ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
エ その他必要な経費については、事前に協議しておく。

(3) 地震災害時の緊急派遣

地震災害の発生により、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第２項ただし書きに規定する自主派遣）

この場合、市長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

(4) 航空機による災害派遣とヘリポートの指定

市が地震災害時に航空機による救助を受ける必要がある場合の要請手続き及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

ア　航空機派遣要請の受入れ準備

① 派遣要請を行う場合は、前記「陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図」に示す要請手続きによるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料に記載されているヘリポートを使用する。）、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災情報システムその他の方法で県に連絡を行うこと。

② ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流しや発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

③ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10ｍのⒽ印を造形し、上空より降下場所選定に備えておくこと。

④ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別の容易な灯火標識の掲示を行うこと。

⑤ 着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡手段を確保しておくこと。

イ　ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分にしておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県にその概要（略図添付）を報告すること。

① 面積を変更した場合
② 地面に新しく建物又は建築物が施設された場合
③ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
④ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの侵入に新しく障害を加えた場合
⑤ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

〔ヘリポートの設定基準〕

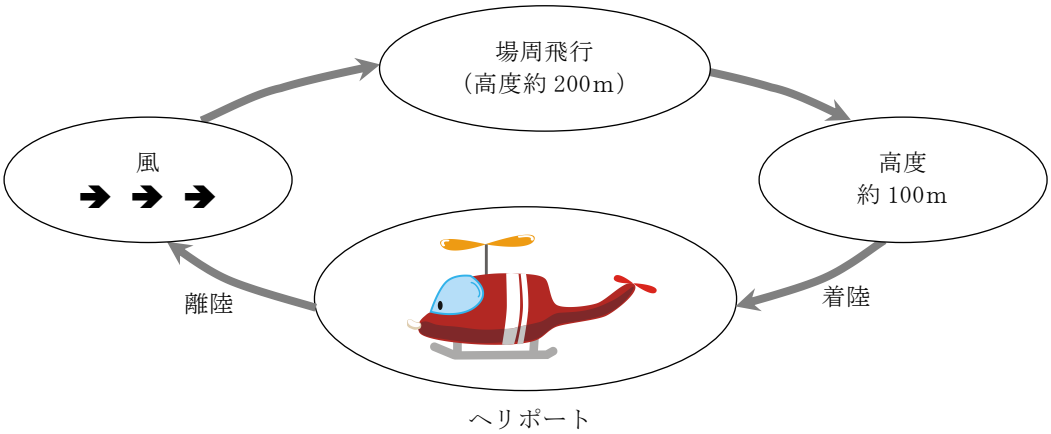

設定にあたっては次の事項に注意すること。

a　ヘリコプターの機能を事前に確認しておく。ヘリコプターは風に向って通常約12°以下の上昇角、降下角で離陸し、垂直に離着陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

b　地面は堅固で傾斜９°以内であること。

c　四方に仰角９°（ＯＨ－６の場合は12°）以上の障害物がないこと。また、離着陸に要する地積は（図２）に示すとおりである。

d　風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てる。吹流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。（図１）

e　着陸地点には石灰等を用いて、Ⓗの記号を標示して着陸中心を示す。（図３）

f　物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備する。

g　大型車両等が進入できること。

h　林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100t以上）を考慮する。

i　ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。

(5) 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

〔図１　吹流し〕

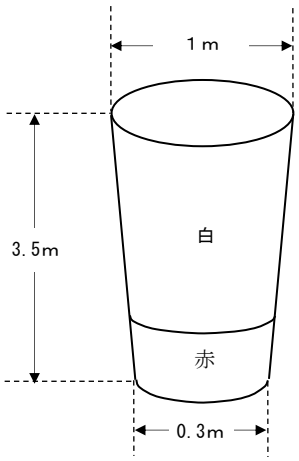

〔図２　離陸地点及び無障害地帯の基準〕
ａ　小型機（ＯＨ－６）の場合

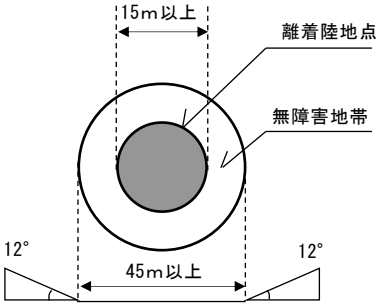

〔図２　離陸地点及び無障害地帯の基準〕
ｂ　中型機（ＵＨ－１）の場合

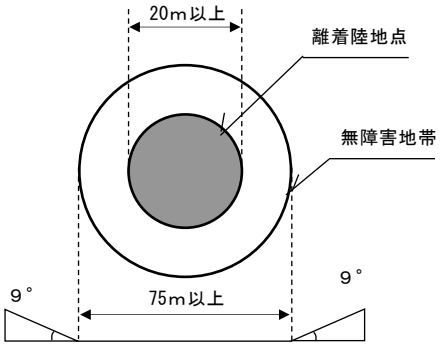

〔図２　離陸地点及び無障害地帯の基準〕
ｃ　大型機（ＣＨ－47）の場合

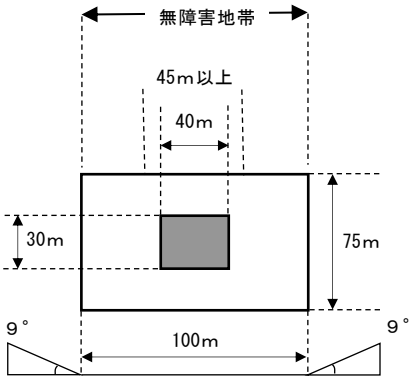

〔図３　ヘリポート〕

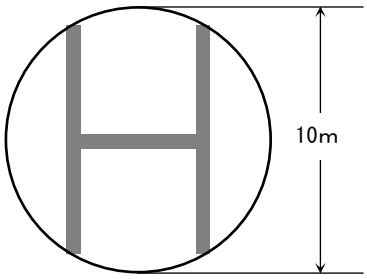

※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること

３　撤収要請

(1) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長

及び陸上自衛隊第 33 普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請書により撤収要請を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜自衛隊の対策＞

１　地震災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第２項ただし書規定）

地震災害の発生により、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

≪自主派遣の判断基準≫

(1) 地震災害に際し、関係機関に対して情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
(2) 地震災害に際し、県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
(3) 地震災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
(4) その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

２　災害派遣時に実施する救援活動

（防衛省防災業務計画 第三　８災害派遣時に実施する救援活動）

(1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
(2) 避難の援助（誘導、輸送）
(3) 遭難者等の捜索救助
(4) 水防活動
(5) 消防活動
(6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
(7) 応急医療、救護及び防疫
(8) 人員及び物資の緊急輸送
(9) 炊飯及び給水の支援
(10) 救助物資の無償貸与又は譲与
(11) 危険物の保安及び除去等

３　災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、地震災害が発生し、又はその他災害がまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができるものとする。この場合において当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長等に通知しなければならないものとする。

(1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
(2) 避難の措置・立入
(3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
(4) 他人の土地等の一時使用等
(5) 現場の被災工作物等の除去等

(6) 市民等を応急措置の業務に従事させること

４　連絡員の派遣

地震災害時及び警戒宣言発令時に、県と連携して災害応急対策活動等にあたる場合は、県又は市災害対策本部に連絡員（リエゾン）を派遣し、災害対策本部との調整・連絡にあたらせるものとする。

第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

第１項　活動方針

○災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関へ連絡する。
○大規模な地震災害と認められる場合、初期段階で概括情報を収集し、災害規模の把握に努める。
○災害関連情報の提供等にあたっては、市民や地域の協力を積極的に求める。
○災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達	企画振興部（情報班） 地域連携部（地域対策班） 防災総括部（総括班）	市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般(防災関係機関)
被害状況等の収集及び報告	企画振興部（情報班)、 地域連携部（地域対策班） 財務部(物資･被害調査班) 防災総括部（総括班）	市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般(防災関係機関)
市民等の安否情報の収集	企画振興部（情報班） 地域連携部（地域対策班） 防災総括部（総括班）	市災害対策本部設置後速やかに	・災害関連情報全般(防災関係機関)
通信ボランティアの活用	地域連携部（地域対策班） 防災総括部（総括班）	【随時】	・災害関連情報全般(防災関係機関)
住民への広報・広聴	総務部（広報班）	【随時】	・災害関連情報全般(防災関係機関)

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　災害情報の収集・伝達

(1) 情報収集・連絡

消防や警察、住民自治協議会や自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に、要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努め、収集した情報は、各地区市民センター及び支所を通じて迅速に市災害対策本部に連絡する。また、各部（各班等）が所管する施設や関係団体等に関する被害情報を収集し、市災害対策本部（情報班）に報告する。

(2) 情報の連絡手段

市は、防災関係機関から三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、携帯電話等の通信手段で情報連絡を受ける。

(3) 県等への報告等

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害の発生状況等の情報を収

集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から直ちに県地方災害対策部を通じ、県災害対策本部へ連絡する。

また、安否不明者及び行方不明者については、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

なお、通信の途絶等により県災害対策本部に連絡できない場合は、市から直接、消防庁へ連絡する。さらに、災害発生に伴い実施する応急対策の活動状況を、県地方災害対策部を通じて県災害対策本部へ報告する。

２　収集すべき情報の内容

市は、防災関係機関から災害情報等を収集する。

地震災害の発生に対して、災害応急対策を実施するために必要な情報は概ね次のとおりである。

〔情報収集・報告の流れ〕

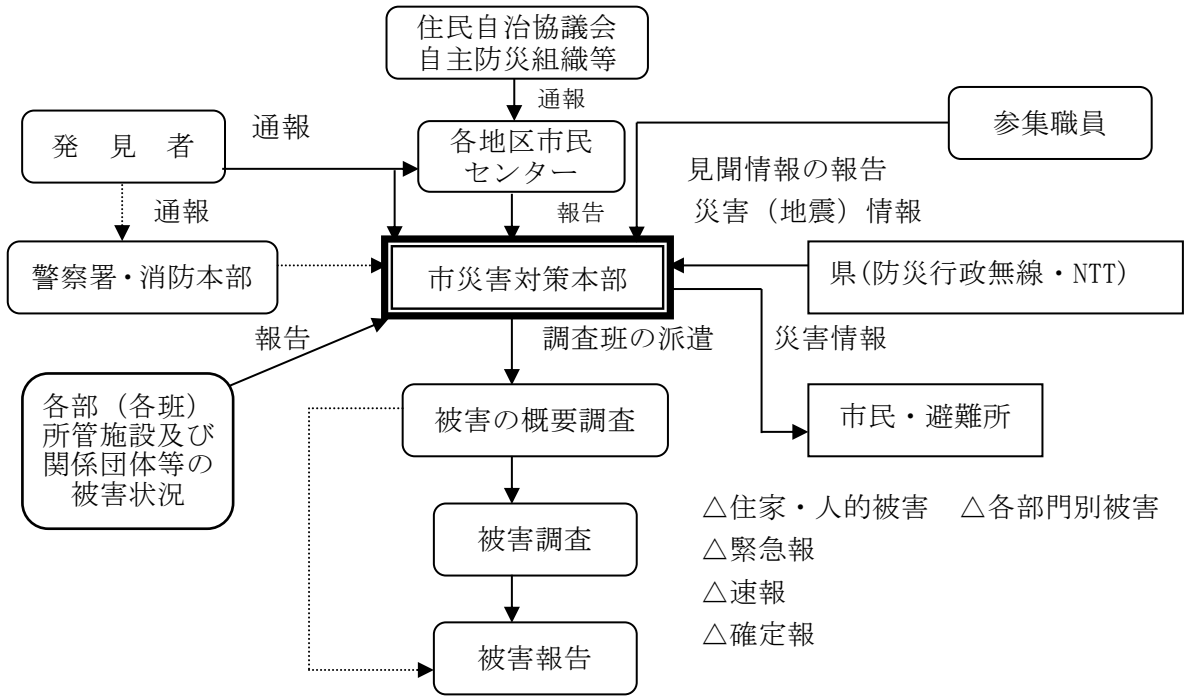

〔防災関係機関から収集する情報の内容〕

必要な情報	主な情報収集機関
① 地震に関する情報	津地方気象台、三重県災害対策本部
② 火災の発生状況	消防本部、消防団、伊賀警察署、名張警察署、住民自治協議会、自主防災組織等
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	伊賀警察署、名張警察署、消防本部、消防団、住民自治協議会、自主防災組織等
④ 家屋の倒壊	伊賀警察署、名張警察署、消防本部、消防団、住民自治協議会、自主防災組織等

必要な情報	主な情報収集機関
⑤ 電気、ガス、水道、下水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	中部電力パワーグリッド株式会社、三重県伊賀ＬＰガス協議会、伊賀市上下水道部、西日本電信電話株式会社、一般財団法人移動無線センター、株式会社ＮＴＴドコモ東海、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社ケーブルコモンネット三重等
⑥ 主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	三重県県土整備部、中部地方整備局北勢国道事務所、伊賀警察署、名張警察署、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、伊賀鉄道株式会社、三重交通株式会社等
⑦ 堤防、護岸の状況	三重県県土整備部、近畿地方整備局木津川上流河川事務所、独立行政法人水資源機構（木津川ダム総合管理所）等
⑧ 住民の避難状況	伊賀警察署、名張警察署、消防本部、消防団、住民自治協議会、自主防災組織等
⑨ 学校、病院、社会福祉施設等重要な施設、物の被害状況	施設の管理者、伊賀警察署、名張警察署
⑩ 生活必需品、防災関係物資等の需給状況	住民自治協議会、自主防災組織、消防団等
⑪ 治安状況	伊賀警察署、名張警察署
⑫ 各機関の行った応急対策	各防災関係機関（住民自治協議会、自主防災組織等）

３　情報収集体制及び伝達系統

地震災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を把握し、併わせて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部各班において所掌事務に基づき被害状況の調査を実施する。また、本調査のうち、建物の被害調査については次のとおり調査部を編成し、調査を担当する。

〔調査部の編成〕

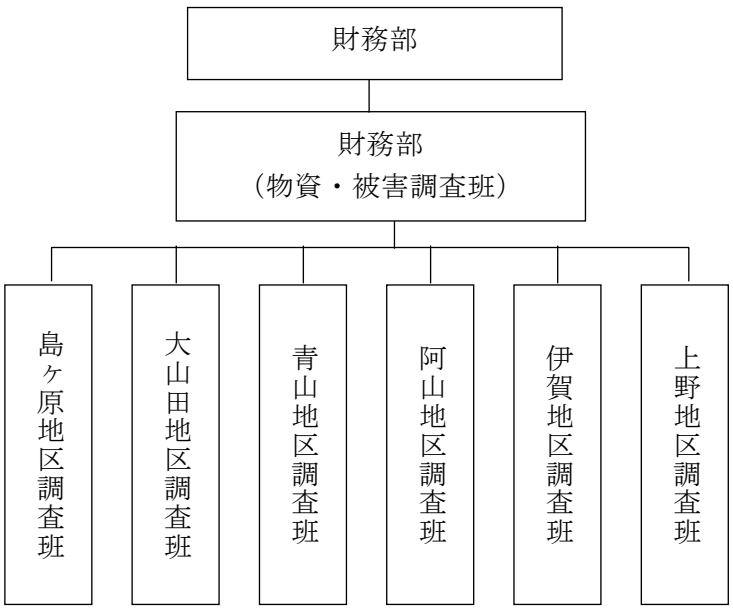

※ 各地区調査班に地区調査班長を置く。

４　被害状況等の収集及び報告

（1）災害の報告

市内に地震災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき、三重県防災情報システムを通じて県にその状況等を報告する。

(2) 報告責任者

ア　災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要なものであることから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつ。

イ　県への災害情報及び被害報告は、防災総括部総括班が遅延なく県へ報告する。

(3) 報告の要領

ア　報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

① 概況速報

② 災害速報

③ 被害速報

a　中間報告

b　確定報告

イ　報告の内容と時期

①　概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を主とし、全般的な状況を主とするもので、様式（１）（三重県災害対策活動実施要領）に基づく内容とし、市から県地方災害対策部（伊賀地域防災総合事務所）を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告する。

なお、様式（１）の代替として、被害速報送受信票も可とする。

特に、以下のａ～ｆに該当する地震災害が発生した場合には、速やかに報告する。

a　救助法の適用基準に合致するもの

b　県、市が災害対策本部を設置したもの

c　地震災害が２都道府県以上にまたがるもので、１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

d　地震災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

e　地震災害による被害が軽微であっても、今後上記ａ～ｄの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの

f　崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

g　県下に震度４以上の地震があったときについては、速やかにその第１報を報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により県地方災害対策部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、連絡がとれるようになるまで市は直接消防庁へ連絡する。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（直接即報基準に該当するもの。震度５強以上の地震発生等については原則 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第１報を県地方災害対策部（伊賀地域防災総合事務所）のほか、直接消防庁に対しても報告する。

なお、県と連絡が取れるようになったあとの連絡は、原則に戻って県に対して行う。

② 災害速報

被害状況が判明次第逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式（２）（三重県災害対策活動実施要領）に基づく内容とし、市から県地方災害対策部（伊賀地域防災総合事務所）を経て県災害対策本部事務局総括班に報告する。ただし、通信手段の途絶、輻輳等により県地方災害対策部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、市

は直接消防庁へ連絡する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行う。

住家の被害状況が救助法適用基準の２分の１に達したときは、上記の速報とは別に様式（１）による住家等被害状況速報を伊賀保健所を経由して県災害対策本部に報告する。

③ 被害報告

a　中間報告

前記①・②の速報の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式項目により県関係地域機関に報告する。

b　確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告する。

報告要領は、「a 中間報告」のとおりとする。

〔災害報告系統図〕

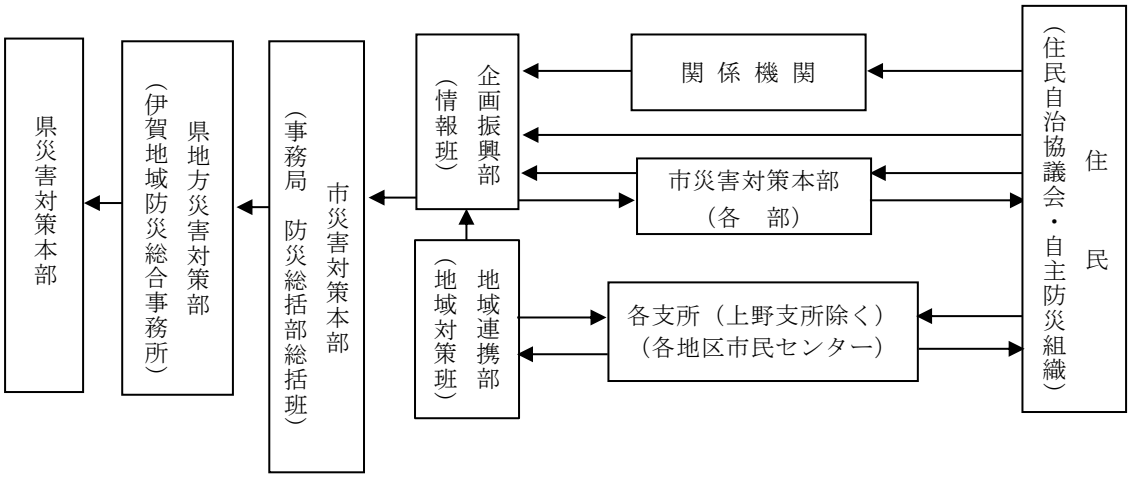

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 （重傷者） （軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、１月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、即ち住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だ著しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。 ※住家被害戸数については独立して家庭生活を営む事ができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位として算定する。 ※「損壊」: 住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったもの。 ※「主要な構成要素」: 住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のもの。
	半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を滅失したもの、即ち住家の損壊が甚だ著しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
	準半壊に至らない（一部損壊）	住家の損壊程度が半壊に至らないもの。ただし、窓ガラス数枚程度割れたものは除く。

被害項目			報告基準
非住家被害	非住家		住家以外の建物で他の被害個所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	公共建物		例えば、市庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
その他	田・畑	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育に供する施設。
	道路		道路法に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。 ※がけ崩れ、地すべり等により生じた道路に係る被害については、「道路崩壊」、「道路閉塞」として記入する。
	橋梁		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川		河川法が適用され、若しくは準用される河川及びその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	砂防		砂防法に規定する砂防施設及び同法が準用される砂防のための施設、又は同法の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害。
	電話		災害により通信不能になった一般回線数のうち最大時の回線数。
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	水道		断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
	被災世帯		災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被災者		被災世帯の構成員。
	避難の状況		避難指示等の発令状況並びにそれらの情報による避難者数。

（4）異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた市は、直ちに次の機関に通報又は連絡する。

ア　気象台
イ　県
ウ　警察
エ　その他関係機関

〔異常現象の通報系統〕

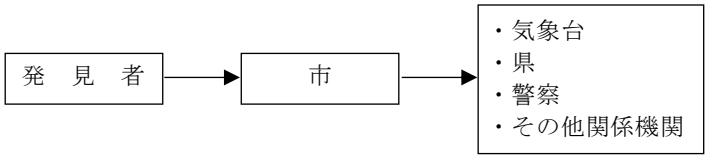

５　市民等の安否情報の収集

大規模な地震災害が発生した場合、多数の情報が錯綜し、正確な市民等の安否情報を収集することが困難になるおそれがあることから、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者及び行方不明者について、防災関係機関並びに住民自治協議会、自主防災組織、自治会等の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

（1）市災害対策本部

市災害対策本部は、多数の者を収容する施設の把握に努め、大規模な地震災害が発生した場合における市民等の安否情報を集約する。

（2）市民

市民は、大規模な地震災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておくものとする。また、災害伝言ダイヤル等を活用し、電話の輻輳の緩和に努めるものとする。

（3）自主防災組織

自主防災組織は、市民の正確な安否情報を把握するため、大規模な地震災害が発生した場合の集合場所（一時避難所等）をあらかじめ定めておき、市民に周知しておくものとする。また、自主防災組織の情報収集班は、集合場所に参集しない市民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で、収集した市民の安否について、各市民センター及び支所を通じて市災害対策本部へ報告するものとする。

（参考）主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ、次の機関により収集する。

１　西日本旅客鉄道株式会社
関西本線、草津線
近畿統括本部　伊賀上野駅（電話　0595-28-3613）
関西本線（柘植－島ヶ原）
草津線（柘植）

２　近畿日本鉄道株式会社
平日の昼間　近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 大阪統括部 運行課
（電話　06-6775-3433）
平日の夜間及び土、日、祝日　近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 大阪統括部 運行課
（電話　06-6772-9436）
鉄道路線全線

３　三重交通株式会社
三重交通株式会社伊賀営業所
（電話　0595-66-3715）
バス路線全線
４　伊賀鉄道株式会社
伊賀鉄道株式会社上野市駅
（電話　0595-21-3231）

６　通信ボランティアの活用

(1) 大規模な地震発生時で情報収集要員が不足した場合には、インターネットの利用者やアマチュア無線家といった通信ボランティアの協力を得る。

(2) ボランティアの募集

ア　インターネット利用者のボランティア活用は、平常時から市ホームページ等を通じて協力を促す。

イ　アマチュア無線家のボランティア募集は日本アマチュア無線連盟三重県支部、伊賀地区防災アマチュア無線連絡協議会及び日本赤十字社三重県支部無線奉仕団の協力を得て行う。

７　住民への広報・広聴

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災情報システム等を用いて情報提供するほか安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなど的確な情報の提供に努める。また、避難情報等に関しては、緊急速報メール、伊賀市防災・情報アプリ（HAZRADON)、防災情報メール、ＳＮＳ（フェイスブック・ＬＩＮＥ)、L-アラート（テレビ、ラジオ等)、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送）を活用する等、伝達手段の多様化・多重化を図る。

【広報内容】

① 地震災害の発生状況（被害状況）
② 気象状況
③ 市災害対策本部に関する情報
④ 救助・救出に関する情報
⑤ 避難に関する情報
⑥ 被災者の安否に関する情報
⑦ 二次災害危険性に関する情報
⑧ 主要道路状況
⑨ 公共交通機関の状況
⑩ ライフラインの状況
⑪ 医療機関及び救護所等の状況
⑫ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
⑬ 公共土木施設状況
⑭ 防疫・衛生に関する情報
⑮ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
⑯ ボランティア及び支援に関する情報
⑰ 住宅に関する情報
⑱ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市長が報道機関(ケーブルテレビを除く。)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。また、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜気象庁（津地方気象台）の実施する対策＞

１　緊急地震速報(警報)の発表(気象庁)

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表するものとする。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

１　緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、緊急地震速報、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努めるものとする。

＜報道機関の実施する対策＞

１　地震災害関係情報の市民への広報

報道機関は、気象庁や市災害対策本部等から得た情報をもとに、市民に対して次の内容にかかる地震災害関係情報の広報を行うものとする。　（推進計画）

【広報内容】

①　地震の発生状況
②　災害発生状況（被害状況）
③　気象状況
④　市災害対策本部に関する情報
⑤　救助・救出に関する情報
⑥　避難に関する情報
⑦　被災者の安否に関する情報
⑧　二次災害危険性に関する情報
⑨　主要道路状況
⑩　公共交通機関の状況
⑪　ライフラインの状況
⑫　医療機関及び救護所等の状況
⑬　給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
⑭　公共土木施設状況
⑮　防疫・衛生に関する情報
⑯　教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
⑰　ボランティア及び支援に関する情報
⑱　住宅に関する情報
⑲　民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項

＜その他の防災関係機関の実施する対策＞

１　被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の地震災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集するものとする。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて市災害対策本部へ連絡するものとする。

２　災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに広報情報班に報告するものとし、広報情報班は、必要に応じて報道機関へ提供する。

■市民や自主防災組織が実施する対策

１　被害状況等の収集、連絡

(1) 異常現象の発見時の通報

地震発生後に異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報するよう努めるものとする。

(2) 市民による安否情報の収集

市民は、大規模地震災害が発生した場合、家族が離れ離れになったときのため、あらかじめ連絡方法や避難場所等を定めておくものとする。また、災害用伝言ダイヤルを活用し、電話の輻輳の緩和に努めるものとする。

(3) 自主防災組織による安否情報の収集

自主防災組織は、地域内市民の正確な安否情報を把握するため、大規模地震災害が発生した場合の集合場所（一時避難所等）をあらかじめ定めておき、地域内市民に周知しておくものとする。また、自主防災組織の情報収集班は、集合場所に参集していない市民の安否について情報収集に努めるものとし、事態がある程度落ち着いた段階で収集した地域内市民の安否について、各地区市民センター等を通じて市災害対策本部へ報告するものとする。

第５節　広域的な応援・受援体制の整備

第１項　活動方針

≪応援体制≫
○各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築する。
≪受援体制≫
○県に対する要請及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の支援の受入れ体制を構築する。

第２項　主要対策項目

応援体制

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	防災総括部（総括班）	随時	・被災状況（要請元自治体） ・応援要請内容（資源（人・物）等）
情報収集のための職員の派遣	総務部（動員班）	各協定に基づく派遣基準	・被災状況（要請元自治体） ・移動ルート
応援内容の検討	各部 総務部（動員班）	随時	・対応可能な資源（人・物）の確保状況（各部局）
応援体制の構築 県外被災地への応援	各部 総務部（動員班）	随時	・具体的な要請内容、進出拠点（要請元自治体）

受援体制

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	防災総括部 （総括班）	随時	・被害状況及び対応可能な資源（人・物）の状況
連絡要員の受入れ	総務部（動員班） 防災総括部（総括班）	随時	・受入時期・人数等（応援自治体）
具体的な要請内容の検討	各部 総務部（動員班）	随時	・不足している資源(人・物）の状況
受入体制の構築	各部 総務部（動員班）	随時	・受入時期・資源（人数・数量）・場所

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

≪応援体制≫

１　各協定等に基づく応援要請の受理

市は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第 67 条、第 72 条並びに第 74 条の３第４項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、関係市町間での定めによるとともに県災害対策本部に対し応援を行う旨の報告を行う。

２　情報収集のための職員の派遣

個別の応援協定等による応援を実施する場合は、地震災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。

なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

３　応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告する。

４　応援体制の構築

応援要請に基づく応援活動に先立ち応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。また、応援要員の健康管理や感染症対策等に十分留意するとともに、応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保する。

応援活動の実施にあたっては、応援活動が自活的に行えるよう応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

５　県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第 74 条の２第４項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

≪受援体制≫

１　各協定等に基づく応援要請

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定ほか各協定及び基本法第 67 条並びに第 68 条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策の実施に必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

なお、県は、必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣するとともに通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合や甚大な被害が予想される場合には、被災市町に職員を派遣するものとする。

２　連絡要員の受入れ

市災害対策本部に、応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

３　具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

４　受入体制の構築

市は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入れ拠点を確保する。また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

第６節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

第１項　活動方針

○災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあっせんを求め、要員を確保する。
○応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等	防災総括部（総括班）	災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況
従事命令等 受援状況の取りまとめ	総務部（動員班）	災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市長又は市の委員会若しくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

(1) 職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、指定地方行政機関に対して文書で行う。

(2) 職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを県知事に対して求める場合は、基本法第 30 条の規定に基づき文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。

２　従事命令等※

基本法第 71 条第２項の規定に基づき、知事から当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行う。

なお、市長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に県が行う。

※県知事が災害応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、保管命令により、施設・土地・家屋・物資を管理・使用・収用したり、職員に施設・土地・家屋・物資のある場所や物資を保管させる場所に立入り検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告を得ることができる。

３　受援状況の取りまとめ

応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し、受援状況の進行管理を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜国及びその他の地方公共団体の対策＞

１　災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、地震災害時における動員体制を確立するものとする。

(2) 機関相互の応援

応急体制の要員は、その機関において確保するものとする。

第７節　災害救助法の適用

第１項　活動方針

○災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害救助法の適用手続	防災総括部（総括班） 健康福祉部（救助防疫班）	被害状況判明後	・住居の被害状況 ・法適用に関する意向
災害救助法の運用	健康福祉部（救助防疫班）	災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　災害救助法の適用手続

(1) 被害状況等の報告・適用要請

市長は、地震災害が災害救助法の「市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。また、市長は、地震災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事と協議する。

２　救助の実施

市長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

〔各部の情報伝達活動〕

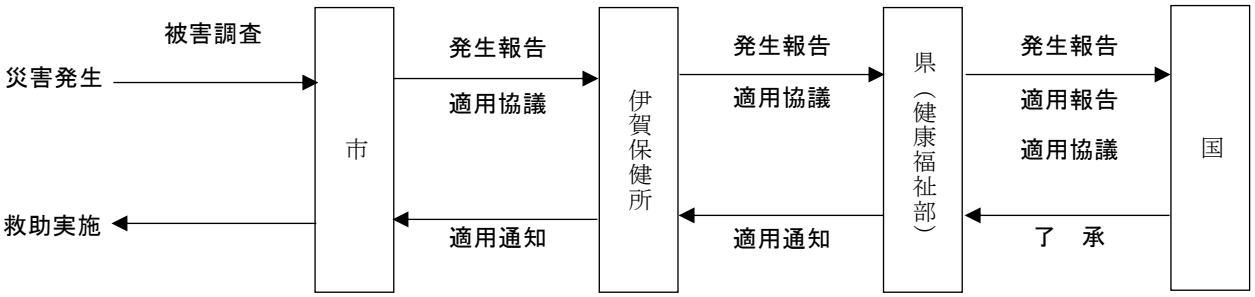

３　適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第１条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は概ね次のとおりとする。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失（注１）した世帯の数	市 80 世帯以上	第１条第１項第１号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500 世帯以上 かつ市 40 世帯以上	第１条第１項第２号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000 世帯以上	第１条第１項第３号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき（注２）	第１条第１項第３号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	（知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある）	第１条第１項第４号

（注１）住家の滅失等の認定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって１世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（注２）知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

４　適用手続き

市内の地震災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて手続きをする。

(1) 災害発生の日時及び場所
(2) 災害の原因及び被害の状況
(3) 適用を要請する理由
(4) 適用を必要とする機関
(5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
(6) その他必用な事項

５　被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって１世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

６　救助の種類と実施権限の委任

(1) 救助法による救助の種類

ア　避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
イ　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
エ　医療及び助産
オ　被災者の救出
カ　被災した住宅の応急修理
キ　生業に必要な資金の貸与、器具又は資料の給与又は貸与
ク　学用品の給与
ケ　埋葬
コ　死体の捜索及び処理
サ　災害によって住居その周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事から委任を受けた市長は、委任された救助の実施責任者となる。

(3) (1)のキにおける生業資金の貸付等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。

７　経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

(1) 県の支弁　：　救助に要する費用は県が支弁する
(2) 国庫負担　：　(1)の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
(3) 市負担　　：　災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

８　救助の実施内容

救助の内容等については、資料編に示す「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表による。

第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第１節　緊急の交通・輸送機能の確保

第１項　活動方針

○道路交通渋滞等により人命にかかる応急対策活動が支障をきたさないよう交通を確保する。
○発災後の緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行う緊急輸送道路及び緊急交通路を迅速に確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路交通情報・被害情報の収集	企画振興部(情報班) 建設部（土木河川班） 消防本部	情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)
道路パトロール時における緊急時の措置	建設部（土木河川班） 消防本部	発災後速やかに	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)
交通規制の実施	建設部（土木河川班） 消防本部	緊急交通路の通行可能が確認でき次第	・市内の被災状況や道路情報(関係機関等)
災害輸送の方法	財務部(管財班)	災害対応車両の被災状況が確認でき次第	・協定先企業等の被災情報

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　道路交通情報・被害情報の収集

地震災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、伊賀建設事務所と連携し、主要道路等の監視用テレビカメラの活用やパトロールなどにより、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

２　道路パトロール時における緊急時の措置

(1) 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

(2) 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに市災害対策本部及び関係機関にその状況を報告し、通行規制等を実施する。

(3) 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、基本法第 76 条の３第４項及び第６項の規定により次の「路上放置車両に対する措置」により警察官のとる措置を行うことができる。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

(4) 住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

３　交通規制の実施

道路管理者は、基本法第 76 条の６に基づき、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるとき、その管理する道路についてその区間を指定して、車両等の運転者等に対し、車両等を道路外へ移動すること等を命じることができるものとする。

４　災害輸送の方法

(1) 主な輸送手段

ア　貨物自動車等による輸送
イ　鉄道による輸送
ウ　航空機による輸送
エ　作業員等による輸送

(2) 緊急輸送

緊急輸送手段を確保するため、市が保有する車両等の一括管理により緊急車両を調達する。

(3) 輸送力の確保

ア　市は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、輸送計画を作成する。
イ　営業車を所有する者に協力を求める。
① 乗合自動車、貨物自動車
② 三重交通株式会社伊賀営業所
③ 特殊自動車
④ 三重県トラック協会伊賀支部

(4) 地震災害時の車両燃料の確保

地震災害時における車両燃料や庁舎（災害対策本部）等で使用する燃料を、市内の燃料取扱事業所の協力により確保を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜県警察の対策＞

１　交通規制の実施

警察官は、基本法第 76 条の３第１項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うものとする。

２　緊急通行車両等の確認

(1) 災害発生前の緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア　災害応急対策が円滑に行われるよう、災害発生前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両等として使用する車両について、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付するものとする。

イ　受付は、警察署交通課において行うものとする。

(2) 緊急通行車両等事前届出済証の携行車両への対応

地震災害時において、緊急通行車両等事前届出済証を携行している車両の使用者に対して、緊急通行車両として確認後、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付するものとする。

(3) 緊急通行車両等確認の取扱い

上記(1)(2)の緊急通行車両等の確認は、警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊及び災害時に設置される交通検問所において取り扱うものとする。

３　緊急交通路の周知

消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行うものとする。

＜自衛隊の対策＞

１　路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、警察官のとることのできる措置を行うことができるものとする。ただし、自衛官のとった措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならないものとする。

２　応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行うものとする。

＜中部地方整備局の対策＞

１　状況の把握

道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるとともに、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。

２　情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知するものとする。

３　応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保するものとする。また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

■地域・市民が実施する共助・自助の対策

＜自動車運転者がとるべき行動＞

１　大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに原則として徒歩で避難するものとする。

(1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止するものとする。

(2) 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動するものとする。

(3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくものとする。

(4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しないものとする。

(5) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しないものとする。

２　交通規制時の行動

基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならないものとする。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させるものとする。
　ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所
　イ　区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車するものとする。

(3) 警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車するものとする。

〔通行の禁止及び制限の標示の様式〕

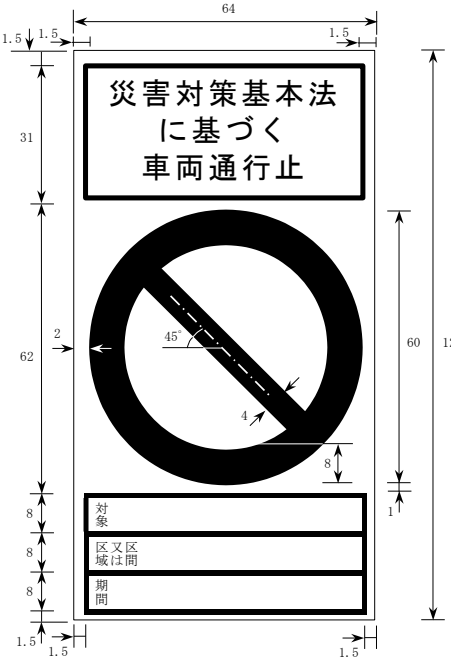

備　考

1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

〔緊急通行車両標章〕

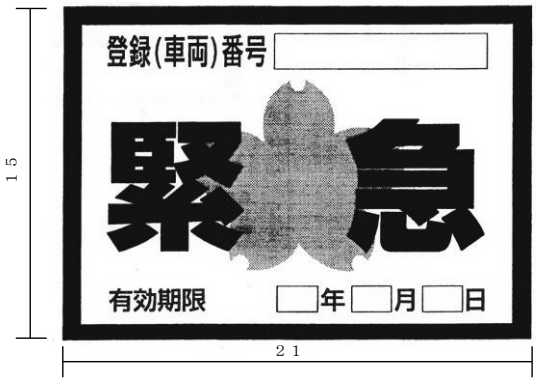

備　考

1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第２節　水防活動

第１項　活動方針

○地震発生後の河川、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
監視、警戒体制の整備	消防本部（消防班） 産業振興部（農業施設班） 建設部（土木河川班）	水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体（市） ・県水防支部（各建設事務所）
応急復旧工事の実施	産業振興部（農業施設班） 建設部（土木河川班） 消防本部（消防班）	水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体（市） ・県水防支部（各建設事務所）

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　監視、警戒体制の整備

(1) 巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で区域内の河川堤防やため池を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該施設等の管理者及び市災害対策本部に報告し、必要な措置を求める。また、監視・観測機器の設置にも努める。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川堤防等の管理者及び市災害対策本部に報告するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 水防組織

知事から指定水防管理団体に指定されている当市においては、的確な事前措置及び応急対策を講ずるよう、その規模、地勢条件に応じ、市水防計画に準じて、災害に即応できる有効かつ適切な水防体制を確立する。また、出水時には、土のう積みなど迅速な水防活動を実施するよう努める。特に、水防団（消防団）は、市、関係機関と連携し、水防作業の主導的な役割を担う。

なお、水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発表・伝達については、地域の要配慮者への周知に留意するとともにその内容や連絡体制等について明確にしておく。

２　応急復旧工事の実施

堤防、ため池、水門等が決壊したときは、水防管理者、消防機関の長、消防団長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに施設管理者は二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

第３節　ライフライン施設の復旧・保全

第１項　活動方針

○地震災害発生後の二次災害を防止する。
○被災者の生活確保のため、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。
○大規模な地震災害により、電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設が、被害を受けた場合には大きな社会混乱の要因となり、応急対策上の障害となる。このため、ライフライン施設等の関係機関は、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を整備するものとする。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	企画振興部（情報班） 建設部（土木河川班） 上下水道部（各班）	発災後速やかに	・施設中央監視システム等
施設の応急対策活動	建設部（土木河川班） 上下水道部（各班）	被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況
応援協定に基づく施設応急復旧への応援要請	上下水道部（上下水道総括班）	被災後速やかに	・施設被害状況
施設の応急復旧	上下水道部(復旧班、下水道班)	被災後速やかに	・施設被害状況

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

【上水道】

１　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、市水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

２　施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て、応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。特に、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努める。　（推進計画）

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業は、浄水施設、送水管、医療施設等緊急を要する施設に供給する配水管及び重要な配水管などから優先的に実施する。また、管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。なお、必要に応じて共同栓による仮設給水を進めながら、伊賀市水道部危機管理マニュアル・配備体制に基づき、仮設管の敷設など早期復旧に努める。

(3) 市民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。

３　応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県災害対策本部と連絡を密にしながら、水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う（同協定では県域を５つに区分し、各地域を「ブロック」と称する。北勢ブロック、中勢ブロック、南勢志摩ブロック、東紀州ブロック、伊賀ブロック）。

ア　伊賀市は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。

イ　伊賀市は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ　伊賀市は、ブロック内の被災市からの応援要請があった場合で、地震災害の規模等からブロック内の市の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。

エ　伊賀市は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、可能な限り応援する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）を通じて要請する。

【下水道】

１　被害情報の収集

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

２　施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は、市民に対し、使用制限の措置を講じる。また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、市民の不安解消に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜電気事業者の実施する対策＞　（推進計画）

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

ア　関係部署等への情報伝達体制の確保
イ　施設・設備等の被害状況の把握
ウ　市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
エ　市災害対策本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2) 情報収集

地震発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握するものとする。

(3) 利用者等に対する広報

電気事業者は、地震災害によって停電が発生した場合、広報車及びホームページ等により地域の利用者に広報するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行うものとする。また、通電火災等二次災害防止のため、地震による停電時にはブレーカーを開放すること等について、利用者に対し広報を行うものとする。

２　復旧方針

(1) 大規模地震災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに電力供給設備の巡視を行うものとする。
(2) 変電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てるものとする。
(3) 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図るものとする。

３　広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行うものとする。

＜都市ガス事業者の実施する対策＞　（推進計画）

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

ア　関係部署等への情報伝達体制の確保
イ　施設・設備等の被害状況の把握
ウ　市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
エ　市災害対策本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 情報収集

地震発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握するものとする。

(3) 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握するものとする。

(4) ガス供給停止の判断

ア　地震が発生した場合、下記に挙げるような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止（第１次緊急停止）するものとする。

① 複数の地震計のＳＩ値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合
② 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合

イ　地震が発生した場合、地震計のＳＩ値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、以下に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止（第２次緊急停止）するものとする。

① 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
② ガス漏洩通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(5) 緊急連絡体制

地震発生の被害状況の連絡、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行うものとする。

(6) 利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、地震災害によってガス供給に支障をきたした場合、広報車及びホームページ等により地域の利用者に広報するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行うものとする。

２　復旧対策活動の実施

(1) 応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努めるものとする。

(2) 本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行うものとする。

＜ＬＰガス販売事業者の実施する対策＞　（推進計画）

１　緊急対策

(1) 協会員及び市災害対策本部、関係機関等との連絡体制を確保するものとする。
(2) ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行うものとする。
(3) ＬＰガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行うものとする。
(4) その他、ＬＰガス消費設備の安全総点検を行うものとする。
(5) 安全確認後、早期ガス供給を開始するものとする。

２　中期対策

(1) 危険箇所からの容器の引上げ
(2) 緊急性の高い病院等へのＬＰガスの供給
(3) 避難所への生活の用に供するＬＰガスの供給
(4) 一般家庭へ安全総点検後、早期のＬＰガスの供給

３　「災害時におけるＬＰガス等の調達に関する協定書」に基づくＬＰガスの供給

「災害時におけるＬＰガス等の調達に関する協定書」に基づき、市からＬＰガスの供給要

請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行うものとする。

４　利用者に対する広報

事業者は、復旧見通し等について情報連絡体制を確立するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やホームページ等により周知を図るものとする。

＜コミュニティガス事業者の実施する対策＞

「＜都市ガス事業者の実施する対策＞」及び「＜ＬＰガス販売事業者の実施する対策＞」に準ずる。

＜固定通信事業者の実施する対策＞　（推進計画）

「第１章　第２節　通信機能の確保　＜その他の防災関係機関が実施する対策＞　固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜移動通信事業者の実施する対策＞　（推進計画）

「第１章　第２節　通信機能の確保　＜その他の防災関係機関が実施する対策＞　移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜鉄道事業者の実施する対策＞　（推進計画）

１　地震時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行うものとする。

２　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

ア　関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
イ　施設、旅客等の被害状況の把握
ウ　市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
エ　市災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

地震災害時の利用客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内するものとする。

ア　災害の規模
イ　被害範囲
ウ　被害の状況
エ　不通線区
オ　開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

ア　駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備するものとする。
イ　地震災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずるものとする。
ウ　地震災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、

乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼するものとする。

(4) 代替輸送計画

地震災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図るものとする。

ア　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ　迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るための応急工事終了後早急に復旧計画を作成するとともに、復旧工事を実施するものとする。

(6) 利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やホームページ等により周知を図るものとする。

＜一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）の実施する対策＞

１　地震発生時の運転規制

地震発生時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行うものとする。

２　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施するものとする。

ア　関係部署、車両等への情報伝達体制の確保

イ　施設、乗客等の被害状況の把握

ウ　市災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 乗客等に対する広報

地震災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内するものとする。

ア　災害の規模

イ　被害範囲

ウ　被害の状況

エ　不通区間

オ　開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

ア　車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備するものとする。

イ　地震災害により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずるものとする。

ウ　地震災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼するものとする。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やホームページ等により周知を図るものとする。

(5) 鉄道の代替輸送

地震災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行うものとする。

＜三重県石油商業組合の実施する対策＞

１　緊急対策

ア　石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じるものとする。

イ　組合員及び市災害対策本部、関係機関との連絡体制を確保するものとする。

ウ　各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握するものとする。

第４節　公共施設等の復旧・保全

第１項　活動方針

○市民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
○地震災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
○被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
○農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第２項　主要対策項目

（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動）

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	建設部（土木河川班、都市計画・建築住宅班） 産業振興部（農業施設班）	情報収集体制が整い次第	被害状況
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	建設部（土木河川班、都市計画・建築住宅班） 産業振興部（農業施設班）	被害状況とりまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況
施設の復旧活動	建設部（土木河川班、都市計画・建築住宅班） 産業振興部（農業施設班）	人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況
施設における危険箇所の周知	建設部（土木河川班、都市計画・建築住宅班） 産業振興部（農業施設班）	危険箇所を確認次第	被害状況

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

市及び防災関係機関は、地震災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、市は災害復旧事業推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

１　公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1) 道路、橋梁にかかる応急復旧活動

ア　被害情報の収集

緊急輸送道路を最優先とし、さらに地震災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

イ　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、市管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか建設業協会等との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

ウ　施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第１節　緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき、緊急輸送路の確保を最優先して実施する。緊急輸送路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や市民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

エ　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、危険箇所の市民等施設利用者への周知に努めるものとする。

(2) 河川にかかる応急復旧活動

ア　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、市管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか水防計画や建設業協会等との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ　施設の復旧活動

河川施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

ウ　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立入禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で危険箇所を施設利用者に周知する。

(3) 農業用施設にかかる応急復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

(4) 林業用施設にかかる応急復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜道路管理者、河川管理者の実施する対策＞

１　公共土木施設等にかかる応急復旧

(1) 道路、橋梁（道路管理者）

「＜市が実施する対策＞1-(1)道路、橋梁にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(2) 河川（河川管理者）

「＜市が実施する対策＞1-(2)河川にかかる応急復旧活動」に準ずる。

第５節　ヘリコプターの活用

第１項　活動方針

○南海トラフ地震等大規模な地震が発生した場合、道路が寸断され孤立化する地域が発生することが想定されるため、それら地域においても迅速な対応をするため防災ヘリコプターの有効活用を図る。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県防災ヘリコプターの応援要請	防災総括部（総括班） 消防本部（消防班）	ヘリコプターが必要な場合速やかに	・ヘリコプターの運航状況（ヘリコプター保有機関）
受入体制の構築	消防本部（消防班）	ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災状況（各施設管理者）

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

防災ヘリコプターは､次に掲げる活動等でヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に応援を要請する。

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
(2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
(4) 被災者等の救出
(5) 食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
(6) 地震災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
(7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

１　県防災ヘリコプターの応援要請

市は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合､｢三重県防災ヘリコプター支援協定｣に基づき県に対してヘリコプターの応援要請を行う。その概要は、次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、市長又は消防長が要請する。

ア　災害が、隣接する市村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
イ　市等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
ウ　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により次の事項について連絡を行うが、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書(三重県地域防災計画添付資料参照)」により要請する。

ア　災害の種別
イ　災害発生の日時、場所及び被害の状況
ウ　災害発生現場の気象状況
エ　災害現場の指揮者の職名、氏名及び連絡方法
オ　場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
カ　応援に要する資機材の品目及び数量
キ　その他の必要事項

(3) 緊急応援要請連絡先

区分	連絡先	ＮＴＴ回線	地域衛星通信ネットワーク
平日	三重県防災航空隊	TEL 059-235-2555 ﾌｧｸｼﾐﾘ 059-235-2557	TEL 024-145-11 ﾌｧｸｼﾐﾘ 024-145-19
夜間･休日	三重県防災航空隊 宿直室	TEL 059-235-2555 ﾌｧｸｼﾐﾘ 059-235-2557	TEL 024-145-12 ﾌｧｸｼﾐﾘ 024-145-17

県防災対策部災害対策課　防災航空班　TEL　059-235-2558（緊急専用回線）
ﾌｧｸｼﾐﾘ　059-235-2557

２　受入体制の構築

市は、ヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受入体制を整える。　（推進計画）

(1) 連絡調整

市災害対策本部又は消防本部とする。

(2) 受入れ場所

地震災害の発生場所や孤立化など状況により異なるため、その時点での判断とするが、県に届出しているヘリコプター離着陸場を基本とする。

(3) 離着陸場

県に届け出を行っている離着陸場を基本とするが、地震災害の発生場所や孤立化している状況により、臨時離着陸場を指定する。

民有地の場合は、所有者の協力を得て指定する。

(4) 安全対策等

ヘリコプターの受入れ時の安全対策等については、消防本部の指示に従う。

〔防災航空隊緊急運航要請に伴う報告及び指令フロー〕

ア　勤務時間中（平日、月～金　8：30～17：15）

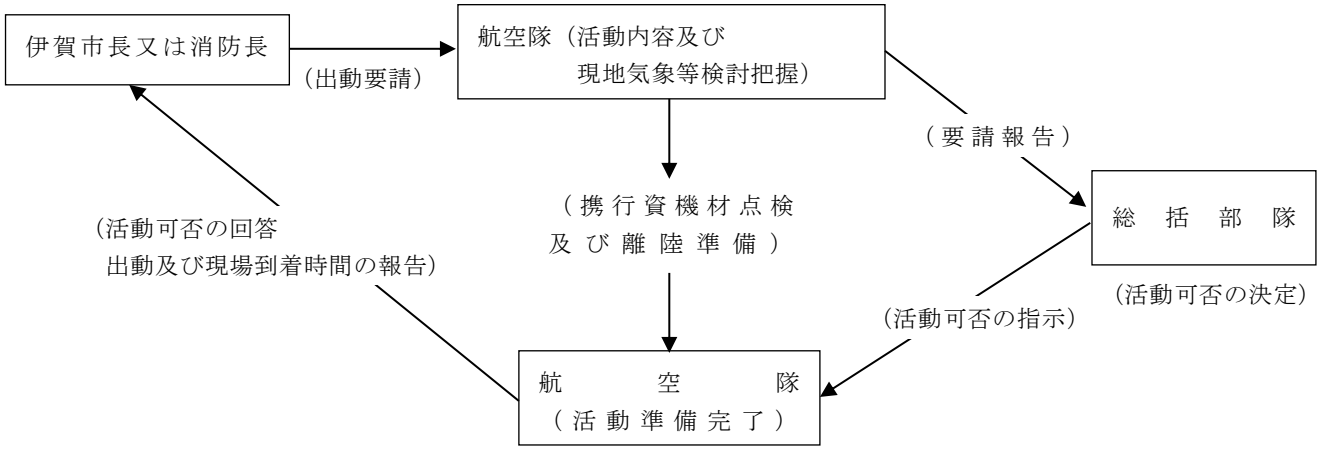

イ　執務時間以外（祝日、土、日曜日）

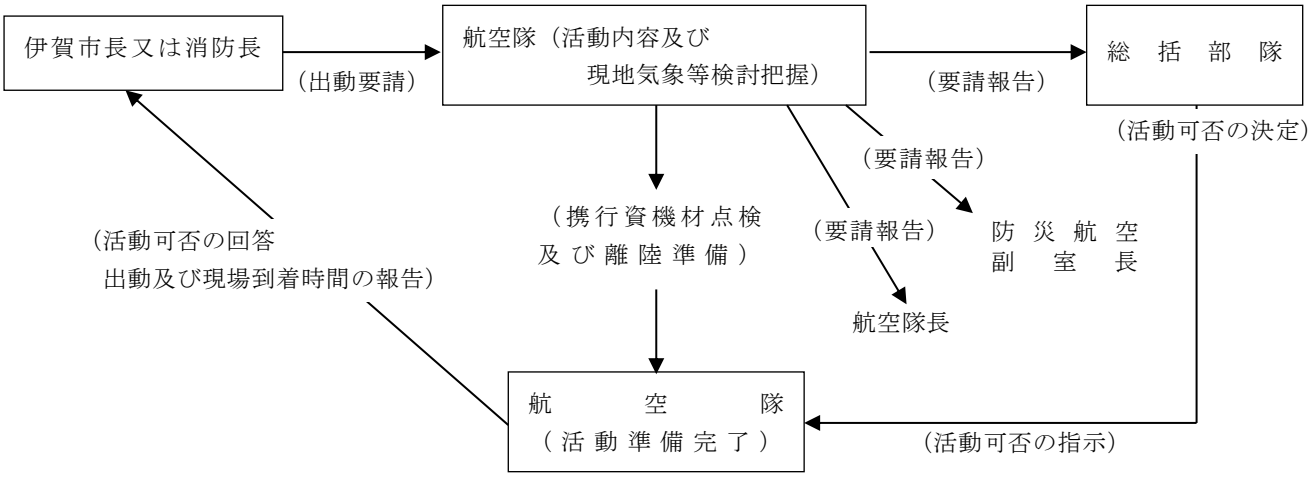

(5) 場外離着陸場の設置基準

ア　設置手順

① その土地の所有者又は管理者の承認を受ける。(承諾書)

② 航空隊に次の事項を連絡する。

ａ　所在地（番地まで）

ｂ　正確な位置（地図１／５万）

ｃ　離着陸地帯、周辺の見取り図（広さ、障害物、付近の不時着適地等）

③ 航空隊が当該離着陸場を調査し、管轄する空港事務所長に対し、「飛行場外離着陸許可申請」を行う。

イ　安全対策等

① 離着陸地帯は、堅固平坦地とすること。

② 離着陸地帯には、ヘリコプターから明瞭に視認できる境界線を示す標識（直径 10m のⒽ表示）を設けること。

③ 離着陸地帯から 20～50mに風向指示（吹流し）を設置すること。

④ 離着陸地帯及び付近に人の出入りを禁止すること。（安全員を配置すること。）
⑤ 付近に道路があるときは、離着陸の際、一時通行止めの措置をとること。
⑥ 離着陸地帯（離着陸方向）近くの進入区域内は、人又は物件が存在しないよう開放すること。
⑦ 砂塵等の飛散防止のために、事前に散水等の処置をとること。
⑧ 飛散又は転倒するおそれのある障害物等は、事前に撤去又は移動しておくこと。
⑨ ヘリコプターの離着陸時の騒音、砂塵飛散等については、周辺住民に事前周知しておくこと。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜指定地方行政機関及び自衛隊の実施する対策＞

１　被害情報の収集

南海トラフ地震等による甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により独自に情報収集を開始するとともに市災害対策本部等、関係機関間での情報共有に努めるものとする。

２　要請に基づく活動

市災害対策本部から要請があった場合には、市災害対策本部と調整のうえ、必要な活動を実施するものとする。

第３章　救助・救急及び医療・救護活動

第１節　救助・救急及び消防活動

第１項　活動方針

○発災後、72 時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
○消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から市民の生命・身体を保護する。
○発災後は要救助者が多数発生し、自衛隊、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や住民自治協議会、自主防災組織・自治会を始めとする市民、事業者が、可能な限り居住者、従業員等の救助・救急、消火活動にあたる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
救助・救急活動の実施	健康福祉部（各班） 消防本部（消防班） 地域連携部（地域対策班）	市災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察) ・応援要請(県、市町)
消防活動の実施及び応援・受援	消防本部（消防班）	市災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察) ・応援要請(県、市町)
活動拠点等の確保	防災総括班（総括班） 消防本部（消防班）	市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察)
重機・資機材の調達等	財務部（調達班）	市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(消防、警察)
惨事ストレス対策	総務部（動員班） 消防本部（消防班） 健康福祉部（救助防疫班）	随時	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　救助・救急活動の実施

市は、消防本部及び消防団等、市の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

なお、市単独では十分な救助・救急活動が困難な場合は、県へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに管内における自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

（推進計画）

【救助活動】

(1) 実施機関

市災害対策本部は、伊賀警察署、名張警察署及び住民自治協議会、自主防災組織等の協力を得て救助活動を実施する。

(2) 救助対象

地震により救助を必要とする対象は、次のとおりとする。

ア　地震火災時に渦中に取り残された等の場合
イ　倒壊家屋の下敷きになった等の場合
ウ　がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
エ　電車、自動車等による集団的事故が発生した場合
オ　ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合
カ　その他アからオに類する場合

(3) 救助の手順

ア　市災害対策本部は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは、直ちに全力を挙げて救出活動を実施する。

なお、救出困難と認められたときは、伊賀警察署、名張警察署、消防（消防団）、住民自治協議会、自主防災組織、市民等の応援を得て実施する。

イ　救出された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に合った医療機関、その他に搬送する。

(4) 救助活動

被災者の救出は、市災害対策本部において迅速に実施することを原則とする。

しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあり、市独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあることから、県、警察署及び自衛隊等と緊密な連携をとり、万全を期する。

ア　本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたる。
イ　市は、地震災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合と締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

(5) 行方不明者の捜索

ア　行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続き市災害対策本部が、伊賀警察署、名張警察署、地域住民等と協力して実施する。
イ　行方不明者や捜索された遺体については、リストに整理する。
ウ　行方不明者が多数いる場合は、受付窓口を設置して、その受付、手配、処理などを円滑に措置する。
エ　捜索が困難な場合には、県に応援を要請する。
オ　行方不明者（安否不明者、死者を含む。）の氏名等の公表については、防災基本計画において人的被害の数について一元的に集約、調整を行うとされている三重県が実施することを基本とし、県内統一した対応を行う。

(6) 関係機関等への応援要請

南海トラフ地震等の大規模な地震災害により市だけで対応できない場合は、消防機関、警察、自衛隊等の応援要請を県に依頼する。

【救急活動】

(1) 市は、医療機関・福祉事業所等の協力を求めて救急活動を実施する。
(2) 市は、多数の傷病者が発生し、他市町への搬送の応援を必要とする場合、救助活動同様、県に対し救助機関への応援出動を要請する。
(3) 市は、平常時において、市民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

２　消防活動の実施及び応援・受援　（推進計画）

(1) 消火活動の実施

市は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための

消防活動の主体として、市内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。また、速やかに市内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(2) 協定に基づく応援要請

市は、地震災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。また、地震災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して「伊賀市における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。この場合において、県災害対策本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

消防相互応援協定を締結している県内市町等から応援要請があった場合は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

３　活動拠点等の確保

市は、県と連携して、自衛隊、警察及び消防機関等救助機関の応援部隊や宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。　（推進計画）

４　重機・資機材の調達等

(1) 消防活動に必要な重機・資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

市は、必要に応じて、民間からの協力等により救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。また、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助資機材の整備に努めるものとし、救急救助資機材の所在についてあらかじめ周知する。

(2) 市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに非常時の電源等を確保しておく。

５　惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜自衛隊の対策＞

自衛隊は、県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施するものとする。また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行するものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　初期救助活動

大震災が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要する。

被災地の地元住民や住民自治協議会、自主防災組織、自治会等は、初期救助活動を行うものとする。

２　初期救急活動

被災地の地元住民や住民自治協議会、自主防災組織、自治会等は、応急手当及び医療機関への搬送を行うものとする。

３　初期消火活動

発災直後にあっては、道路交通等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に赴くのに時間を要する。このため、被災地の地元住民や消防団、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等は、出火防止、初期消火及び延焼防止活動を行うものとする。

４　資機材の調達等

地域住民間の協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

第２節　医療・救護活動

第１項　活動方針

○南海トラフ地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
○発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限に抑えることができる体制を速やかに整える。
○現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。
○後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
医療情報の収集・共有	健康福祉部（救助防疫班） 消防本部（消防班） 市民病院（医療班）	発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等
救護に必要な医薬品、衛生材料の確保	健康福祉部（救助防疫班） 市民病院（医療班）	発災後速やかに	被害状況及び供給体制 （医薬品等備蓄所）
医療・救護活動	健康福祉部（救助防疫班） 消防本部（消防班） 市民病院（医療班）	医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等
医療施設の応急復旧	健康福祉部（救助防疫班） 市民病院（医療班）	医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報（医療機関）
災害時の心身のケア対策 収容施設	健康福祉部（救助防疫班）	避難者の収容後	避難者の情報(避難所等)

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握し、関係機関との共有に努める。

２　救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

地震災害の状況により医療機関の医薬品等が不足する場合は、県を含む関係機関に対し医薬品等の支給を求める。

３　救護活動

(1) 実施体制

市は、一般社団法人伊賀医師会、一般社団法人名賀医師会、一般社団法人伊賀薬剤師会と協力して、速やかに救護活動の要請を行う。

医療救護班を中心として活動するほか、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の受入・派遣

に協力する。

(2) 救護班の編成

ア　直轄救護班の編成

一般社団法人伊賀医師会、一般社団法人名賀医師会からの派遣医師が加わり、次のように編成する。

派遣医師　１名　　薬剤師　１名　　看護師　２名　　保健師　２名

イ　伊賀医師会、名賀医師会において、有事に備え次のとおり救護活動時の編成計画が立てられており、必要に応じて協力を依頼する。

①　伊賀医師会長及び名賀医師会長は救護本部を設定し、また救護班を編成し、その指揮を行う。

②　救護班の編成は、伊賀医師会、名賀医師会班組織を基本とし、地震災害の状況により複数単位の編成を行う。

③　災害発生地域の班は要請を受けた場合、直ちに現場へ急行し、その状況を報告すると同時に救護にあたる。

④　班長は現場責任者となり、その指揮を行う。

⑤　大きな災害があるときは、各班からの連絡者（事務員、その他）を本部に派遣する。

⑥　本部を一般社団法人伊賀医師会、一般社団法人名賀医師会とするが、状況により移動して臨時本部を設置することもある。

(3) 救護所の設置

市長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行う。

ア　救護所の設置場所は、各支所及び指定避難所、診療所、保健福祉センターなどを候補地とする。

イ　避難所及び現地から救護要請があったときは、直ちに出動する。

ウ　避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。

エ　状況に応じて救護所を現地又は避難所に設置する。

オ　必要に応じ、一般社団法人伊賀医師会、一般社団法人名賀医師会に協力を依頼し、救護班の出動及び救護所の設置を行う。

カ　住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

キ　救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

４　医療活動

(1) 実施責任機関

ア　原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、市が実施する。

なお、救助法が適用される場合、知事が救助にあたるものとする。

また、知事は必要と認めるときは、市長に委任することができるものとする。

イ　県は、市から要請があった場合、県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行うものとする。

(2) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア　医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ　助産救助

災害発生時（災害発生前後７日以内）に分娩した者で、災害のため助産の途を失った

者

(3) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

なお、必要に応じて、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む。）に対して適宜助言及び支援を求める。

ア　医療救護班の派遣による実施

市長は、当該地域において、医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の県地方災害対策部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

①　救護所（現地医療活動場所）の場合

a　設置期間

災害発生直後数日間

b　設置者

市等

c　設置場所

市があらかじめ選定した候補地（休日応急診療所等）の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置

d　役割

(a) 医療のトリアージ

(b) 応急措置

(c) 周辺医療機関への搬送指示

(d) 遺体の一次収容

(e) 遺体の検視・検案に対する協力

②　避難所救護所の場合

a　設置時期

避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護所の撤去にあたっては、災害医療コーディネーター、医師会と行政(県災害対策本部、県地方災害対策部、市災害対策本部)とが協議して決定する。

b　設置場所

避難所内周辺

c　設置者

市等

d　役割

(a) 避難者の健康管理等の長期的ケア（内科、健康診断等）

(b) その他、状況に応じ、こころのケア、歯科等の医療行為

イ　医療機関による方法

①　市内の医療機関による実施

市は、救護所の設置若しくは医療救護班が到着するまでの間、市内の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

【上野総合市民病院による医療活動】

上野総合市民病院は、被災地域の状況に応じ来院が多数であると見込まれるときにはトリアージポストを設置すると同時に、医療器材、医薬品のほか、搬送用ストレッ

チャーや担架、トリアージタッグ、机・椅子等の物品を調達し、案内表示板の設置や搬送ルートの確保に努める。また、病院連携による後方病院への患者搬送とともに、被災状況に応じてＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）等とも連携し、広域搬送を実施する。

②　被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

市は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ、周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。

ウ　患者搬送及び収容の実施

現地救護所及び市内一次医療機関等で対応できない患者は、地域内の災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施する。

地域内の災害拠点病院等で対応できない患者は、災害拠点病院等で医療処置を受けた後、ＤＭＡＴ広域医療搬送要領等に基づき航空機等により地域外の災害拠点病院等へ搬送する。

エ　応援等

市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県地方災害対策部へ応援を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、隣接地医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

オ　病院、診療所等との連携体制

市災害対策本部は、病院、診療所等の医療機関と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行う。

(4) 費用の支弁

ア　医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

イ　助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は慣行料金の２割引以内の額とする。

ウ　医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師に対する日当、旅費等の費用弁償は災害救助法施行令（以下「救助法施行令」という。）第５条の規定に基づき知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額とする。

エ　費用の支弁区分

①　市の支弁

市長が対策を実施する責務を有する災害については、市が負担する。

②　県の支弁

救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

③　会社、工場、企業等が第一原因者で発生した災害事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担する。

(5) 消防機関による患者搬送

消防機関は、市長から要請のあったとき、若しくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第５章　第１節　緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、市長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に

対しヘリコプターの派遣要請ができる。

５　医療施設の応急復旧

(1) 公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2) 指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合には、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

(3) 応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。

６　災害時の心身のケア対策

(1) 被災地、特に避難所においては、生活環境の急な変化に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所の設置やこころのケアを含めた対策を行う。

(2) 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

(3) 上記の対策が十分に取り組めない等の場合は、三重県災害派遣福祉チーム（三重県ＤＷＡＴ）の派遣及び協力を県に要請する。

７　収容施設

傷病者及び妊産婦で、医療、助産の処置を要する者は、被災地若しくは被災地周辺の救急病院等の医療機関及び災害拠点病院へ収容する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜医療機関の実施する対策＞

１　医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、地震災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

(1) 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行うものとする。

(2) 患者の急増等に対応するため、医療機関相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるものとする。

(3) 医療救護班の編成協力機関は、知事又は市長からの派遣要請を待つことなく、災害発生直後において、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備するものとする。

(4) 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておくものとする。

２　患者搬送

医療機関は、市長から要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めたときは、

直ちに救急車等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

＜日本赤十字社三重県支部の対策＞

１　医療及び助産の実施方法

(1) 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行うものとする。

なお、地震災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行うものとする。

(2) 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより医療救護活動を行うものとする。

＜赤十字奉仕団の対策＞

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請するものとする。

＜三重県歯科医師会の対策＞

１　口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行うものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　食事と薬の管理

慢性疾患のある患者が数日間受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取するものとする。

第４章　避難及び被災者支援等の活動

第１節　避難指示等及び避難場所・避難所の確保・運営

第１項　活動方針

○南海トラフ地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定されるため、地域住民の安全確保のために可能な限りの措置をとる。
○多くの住宅が全焼壊、半焼壊することが想定されるため、避難者の一次的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難指示等	防災総括部（総括班） 総務部（広報班） 地域連携部（地域対策班） 消防本部（消防班）	市の避難指示等発令後速やかに	・避難指示等
避難誘導等	消防本部（消防班）、 地域連携部（地域対策班）	市の避難指示等発令後速やかに	・避難所施設
避難所施設の危険度判定	建設部（都市計画・建築住宅班）	市の避難指示等発令後速やかに	・避難所施設
避難所の開設等	健康福祉部（救助防疫班） 開設避難所所管各部	必要に応じて速やかに	・避難所の支援要請情報
長期滞在を見通した避難所等の設置計画の検討・調整	防災総括部（総括班）	避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　自主避難の周知

市長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともにその地域や住民に対しては、避難場所、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように周知する。

２　避難情報の啓発

本市には土砂災害警戒区域等、多くの災害危険箇所がある。近年の震災被害でも要配慮者対策の必要性が高まっているため、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」について市民に避難情報の内容と行動規範を啓発する。

３　避難指示等

(1) 避難指示等

地震災害時において地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、市長は、速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。この場合、市長は、その旨を知事に報告する。(基本法第 60 条)

本震後の地震活動や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに当該地域住民が警戒避難し得るよう、周知のために必要な措置を講ずる。また、市長は、必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立入りを制限する。

(2) 避難指示等にかかる市長不在時の対応

市長不在時における避難指示等については、その判断に遅れを生じることがないようにする代理規定は本部要綱による。

４　警戒区域の設定

(1) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命・身体を保護するため必要があると認めるときは警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し又は退去を命じる。

(2) 警察官は、市長又はその職権を使う職員が現場にいない場合、又はこれらのものから要求のあった場合、市長の権限を代行するものとする。この場合は、直ちに市長に対して報告するものとする。

(3) 災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行するものとする。この場合は、直ちに市長にその旨報告するものとする。

５　避難のための立退き指示等の権限

実 施 者	災害の種類	要　　件	根 拠 法 令
市　長 (避難指示等)	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	基本法第 60 条
知　事	災 害 全 般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立退き指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	基本法第 60 条
警 察 官 (指 示) 警 察 官 (措 置)	災 害 全 般	市長が避難のための立退き又は緊急安全確保を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	基本法第 61 条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 (昭和 23 年法律第 136 号) 第４条
消防長又は署長、その委任を受けた消防吏員又は団員	火　災	火災発生のおそれが大きく、発生したときに人命財産に著しい被害を与えると認められる場合（火災警戒区域）	消防法 23 条の２

実 施 者	災害の種類	要　　件	根　拠　法　令
消防吏員 又は団員	火　災	火災現場で消火等の活動を行うために区域の確保が必要な場合（消防警戒区域）	消防法 28 条
職員	災害全般	災害による著しい危険が切迫し、市長による委任を受けたとき	地方自治法第 153 条第１項
知事、その命を受けた職員 （ 指 示 ）	洪　水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第(昭和 24 年法律第 136 号)第 22 条
	地 す べ り	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法(昭和 32 年法律第 30 号)第 25 条
自 衛 隊 （ 指 示 ）	災 害 全 般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号) 第 94 条

６　避難の一般的基準

避難指示等は、原則として、次のような状態になったときに発令する。

(1) 南海トラフ地震等の大規模な地震が発生し、火災や家屋倒壊の危険のため避難の必要が生じたとき。
(2) 地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
(3) 土砂災害警戒情報が発表された場合。
(4) 爆発のおそれがあるとき。
(5) 火災が拡大するおそれがあるとき。
(6) その他、市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

７　避難指示等の内容及びその周知

(1) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の内容を明示して行う。

ア　要避難対象地域
イ　避難先（指定緊急避難場所）
ウ　避難理由

〔避難指示等の伝達方法　概念図〕

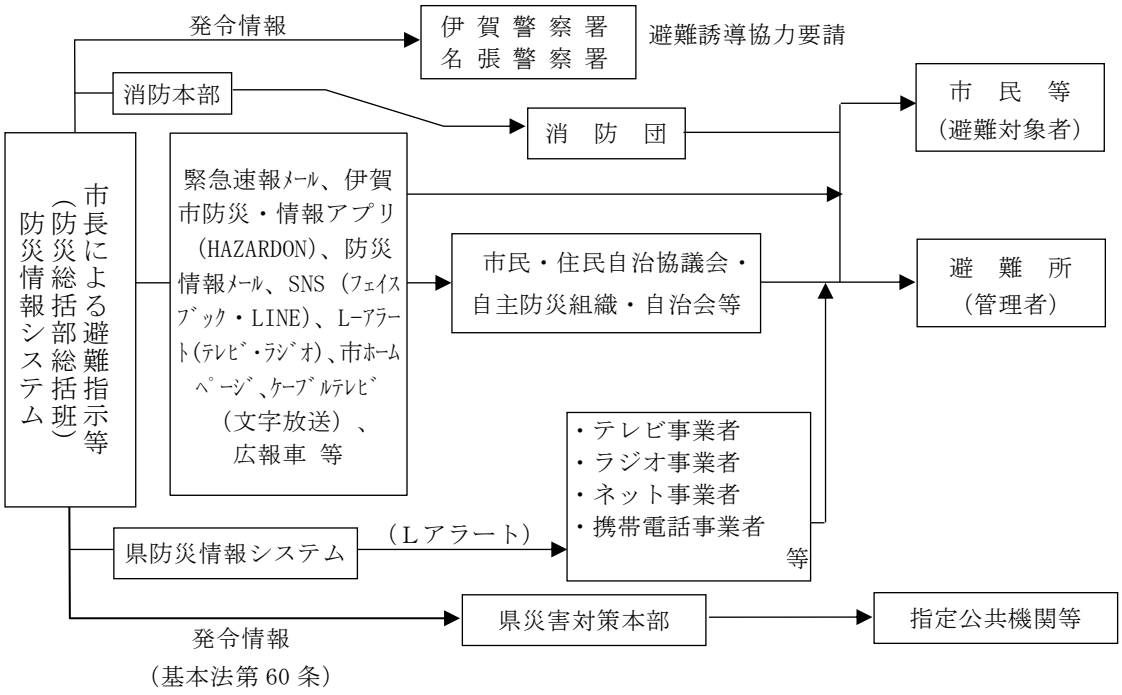

（基本法第 60 条）

(2) 避難の周知徹底

避難のため、避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図る。

ア　関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。また、放送事業者や通信関連事業者等の情報伝達者を介して避難情報等を一斉に配信できるＬアラート（災害情報共有システム）に送信するため、防災情報システムを活用する。

イ　住民等に対する周知

①　避難指示等の周知

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

a　防災情報システムによる携帯電話（緊急速報メール・伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON)、防災情報メール・ＳＮＳ（フェイスブック・ＬＩＮＥ））への一斉通知による周知

b　行政情報チャンネル・市ホームページによる周知

c　広報車による周知

d　三重県防災ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し三重県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

e　放送事業者等による周知

防災情報システムから県防災情報システムを介して放送事業者(テレビ･ラジオ)にＬアラート（災害情報共有システム）で避難指示等の情報を提供する。

f　避難支援等関係者を通じた周知

要配慮者及び特に配慮を要する避難行動要支援者に対し、地域の避難支援等関係者を通じた避難情報の周知を図る。

② 避難指示等の文例

避難指示等の文例は、次のとおりとする。

（警戒レベル４避難指示）
○○地区で○○災害の危険性が高まっています。○○区域にいる方は、安全な場所に避難して下さい。
土砂災害警戒区域 or 洪水浸水想定区域は、ハザードマップをご確認ください。ハザードマップは以下の URL からも確認できます。
URL：https://www.city.iga.lg.jp/0000009993.html
市開設の避難所は、伊賀市ホームページの緊急情報で確認ください。URL https://www.city.iga.lg.jp/
ご近所との声のかけあい、周囲の状況に注意して安全な場所に避難して下さい。

③ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警　鐘	乱　打
余いん防止付 サイレン信号	１分　５秒　１分　５秒　１分 ●―――　●―――　●―――

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

８　避難指示等の解除

市長は、避難指示等の解除にあたっては十分に安全性の確保に努める。

９　避難場所への避難誘導

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。ただし、要配慮者の避難等、やむを得ないケースについて、地域の合意形成がなされている場合については自家用車等での避難を誘導する。

10　避難所への避難誘導、方法

(1) 避難の順序

避難行動要支援者避難支援プランの実施に努め、避難の誘導にあたっては避難行動要支援者を優先して行う。また、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用し、避難支援の実施は個別避難計画により行う。個別避難計画を作成していない避難行動要支援者の場合は、地域の民生委員・児童委員や地域住民と連携して避難支援を行う。

避難場所から避難所等への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力により避難が不可能な場合は、車両、船艇等によって行う。

(3) 避難者の大規模移送の要請

被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市において措置できないときは、市は県災害対策本部に避難者移送を要請する。また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難にあたっての携帯品を必要最小限（次項 11 の準備物）にするよう指示するなど、円滑な避難について適宜の指導を行う。

11　市民の避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知を図る。

(1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を行う。

(2) 避難に際しては、３日分以上できれば７日分の食料、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品等を準備する。

(3) 避難に際しては、素足、無帽は避け、必要最小限の下着等の着替えや防寒雨具を準備する。

(4) 避難に際しては、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。

(5) 持ち出す貴重品を準備する。

(6) 必要なものを「非常持ち出し袋」等にまとめる。

(7) その他避難指示等が発せられたときは、直ちに避難できるように準備を整えておく。

12　避難誘導

(1) 避難誘導員は、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等と協力し、警察官等と連携して行う。

(2) 誘導にあたっては要配慮者、特に避難行動要支援者の避難誘導を優先的に行う。

(3) 避難路については安全を十分確認し、特に危険な場所は避難誘導員を配置し、誘導ロープ等を設置する。また、夜間においては、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

(4) 避難にあたっては、携行品を必要最小限（前項 11 の準備物）に制限し、早期に避難を完了させる。

(5)避難場所・避難所から避難行動要支援者等の福祉避難所等への移動及び輸送が必要になった場合は、市等が手配した車両により移送し、移送のための費用は市が負担する。移送にあたっては、必要に応じ警察署と連携を図るとともに移送道路の整理警戒等の措置を要請する。

(6) 要配慮者の避難誘導

地震災害発生時において、要配慮者は迅速・的確な避難行動がとりにくいため、避難誘導において取り残される等の危険性がある。そこで、要配慮者を適切に避難誘導するため、平常時より民生委員・児童委員等を中心に地域の要配慮者の状況を把握するとともに災害時において避難誘導をバックアップするための地域住民、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等、ボランティア組織等の協力・連携体制を図る。また、社会福祉施設等については、発災時において施設に入居する高齢者、障がい者等が速やかに避難できるよう、避難誘導計画を作成するとともに避難訓練の実施等により職員等への周知に努める。さらに、施設入居者については自分の力で避難することが困難である場合が多いため、施設職員のみでは十分な避難誘導ができないと想定される場合には、地域住民、住民自治協議会、自主防災組織、自治会等、ボランティア組織等に協力を要請する。

13　避難所施設の危険度判定

避難所の開設及び避難の促進に際して、本震後の地震活動による建築物の倒壊等から生じる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

14　避難所の開設等

震災のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民や帰宅困難者を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設する。

必要に応じて、避難場所の開錠・開設を住民自治協議会や自主防災組織等で担うなど、円滑な避難のために自主防災組織等のコミュニティを活用する。ただし、避難者の健全な住生活を早期に確保するため、応急仮設住宅の迅速な提供等により早期解消に努める。

(1) 収容する者の範囲

住居が全壊（焼）・流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者で、一時的に避難所に収容する必要のある者。また、福祉避難所に関しては、前述の者の中で避難行動要支援者であり、かつ福祉避難所への避難の必要のある者。

(2) 設置の方法

ア　あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の開設手順に沿って避難所を開設する。また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、必要に応じて福祉避難所を開設するとともにその受入状況に応じて、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

イ　避難所を設置したときはその旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

(3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア　避難所開設の日時及び場所

イ　箇所数及び収容人員

ウ　開設期間の見込

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、避難所の「避難所運営マニュアル」等に沿って行い、住民等が主体となって避難所を運営できるように配慮する。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

さらに、次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア　避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、住民自治協議会、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人（食物アレルギー、ハラル認証品等）をはじめ、年齢、男女のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ　避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに男女のニーズの違いなど多様な視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ　避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ　被災地、特に避難所においては、生活環境の急な変化に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに健康

状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

オ　福祉避難所等では要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけるとともに災害発生後の健康相談、生活相談をはじめ、要配慮者相談窓口を設置するなど、各種の支援活動を検討していく。また、必要に応じて、救護所の設置、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。さらに、救急医療情報キット等の導入により、要配慮者が避難支援等関係者以外の住民や救急隊員等に救助された場合でも必要な救助・避難支援情報が伝わるようにする。

カ　外国人被災者に対しては、避難所において多言語や「やさしい日本語」表記、伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON)、災害時にも使える翻訳アプリ等の活用に努めるとともに、通訳ボランティアや災害時外国人支援コーディネーター等と連携・協力して必要な支援を行うよう努める。また、必要に応じて県の被災者支援部隊（避難者支援班）に支援を要請する。

キ　避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに自宅に戻れない避難者についても縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等をあっせんする等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

ク　帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。

ケ　ペット同行避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

コ　感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

サ　女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(5) 開設の期間

ア　救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長を行うことができる。

イ　避難者によっては長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等をあっせんする等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

ウ　帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討する。

(6) 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は下記のとおり。

限　度　額	備　　考
（基本額） １人１日あたり 340 円以内	「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、基本額を超える額を加算できる（「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表のとおり）。

(7) 要配慮者への対応

避難所で生活する要配慮者に対し、住民自治協議会、自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。また、避難所での生活については心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけるとともに必要に応じて救護所の設置、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

ア　各種相談機関相談員、ケアマネジャー、民生委員・児童委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ　医師、保健師、看護師、介護士、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

(8) エコノミー症候群に対する対策

狭い車中での避難生活でエコノミー症候群を発症することがあるため、個人のプライバシーの保護を前提とするものの、車中での避難生活については注意を喚起し、避難所での避難生活を促す。また、避難所においても窮屈な生活を強いられ同様の症状が発生するおそれもあるため、適度な運動を行うよう対策を講じる。

(9) 住居のあっせん

住民が、早期に避難所生活を脱し通常の生活に戻れるような公営住宅や空家の把握に努め、被災者の住居としてあっせんできるよう体制を整備する。

(10) ペットに対する対策

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となる。基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の一角にペットの避難場所の設置等に努める。

ペットの保護の方法は、ケージや首輪等を使用するなど、飼い主が管理する。

15　避難所の閉鎖

(1) 地震災害の状況により被災者が帰宅できる状態となったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所職員に必要な指示を与える。

(2) 市災害対策本部の指示により被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

(3) 被災者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

16　避難所及び一時避難所

(1) 避難所とは、大地震などの大規模災害に際し、避難した市民を一定期間収容し保護するため設置する施設である。

(2) 一時避難所とは、地震災害による家屋倒壊、火災発生、堤防等の決壊により危険な場合に、応急処置として一時的に立ち退いて危険を避ける場所である。

17　長期滞在を見通した避難所等の設置計画の検討・調整

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所等の設置

の計画を検討・調整する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　避難の指示等

(1) 自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、地震災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができるものとする。（自衛隊法第 94 条）

２　避難指示等の市民への広報（報道機関）

市長からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民に避難指示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送するものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　避難所における地域及び避難者の協力

(1) 避難方法

避難立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とするものとする。

(2) 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力するものとする。

(3) 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力するものとする。

(4) 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともにその他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努めるものとする。

２　避難指示等の情報の積極的な入手

市民は、緊急速報メール、伊賀市防災・情報アプリ（HAZRADON)、防災情報メール、ＳＮＳ（フェイスブック・ＬＩＮＥ)、L-アラート（テレビ、ラジオ等)、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送）などを活用し、避難指示等の情報を自ら積極的に入手して、できるだけ早期での対応に努めるものとする。

第２節　避難行動要支援者・要配慮者対策

第１項　活動方針

○地域住民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、要配慮者の安全確保や避難行動要支援者の避難支援等に協力する。
○市は、要配慮者利用施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
○被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
要配慮者利用施設等の被災状況の把握・受入調整等	健康福祉部（避難行動要支援者支援班）	市災害対策本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況(要配慮者利用施設)
避難行動要支援者の安否確認	健康福祉部（避難行動要支援者支援班）	避難行動要支援者の安否関連情報等を入手次第	・避難行動要支援者の安否情報(防災関係機関)
避難行動要支援者の避難支援	健康福祉部（避難行動要支援者支援班）	使用できる避難施設や要配慮者の情報を入手次第	・必要な支援の内容(要配慮者利用施設、避難所等)
要配慮者の生活環境の確保等	健康福祉部（避難行動要支援者支援班）	要配慮者の情報を入手次第	・必要な支援の内容(要配慮者利用施設、避難所等)

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　要配慮者利用施設等の被災状況の把握・受入調整等

要配慮者利用施設、福祉避難所の被災状況の把握、施設との受入調整等に努める。

２　避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否を確認するとともに、必要な避難施設等の把握に努める。

３　避難行動要支援者の避難支援及び要配慮者の生活環境の確保

(1) 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境の確保等

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、要配慮者の生活環境の確保を図る。

４　避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに避難所での生活が困難になった要配慮者については、福祉避難所等に移送する。福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

５　要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに的確な情報提供を行う。

６　外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。また、やさしい日本語や多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、ＮＰＯ等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　地域住民等による取組み

地域住民や住民自治協議会、自治会等、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険サービス事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿の活用等により、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともにあらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援するものとする。また、市及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施するものとする。

２　要配慮者及びその家族等の対策

要配慮者及びその家族等は、避難の際には地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努めるものとする。

第３節　学校・園における児童生徒等の安全確保

第１項　活動方針

○地震発生時には、学校関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
学校・園（幼稚園、保育所、保育園）における児童生徒等の安全確保	教育委員会部（教育支援班） 健康福祉部（救助防疫班）	発災後できる限り速やかに	・被災状況及び救助活動の状況（学校・防災関係機関）
登下校時の児童生徒等の安全確保	教育委員会部（教育支援班） 消防部（消防班）	発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況（学校・防災関係機関）
夜間・休日等における対応	教育委員会部（教育支援班） 健康福祉部（救助防疫班）	発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況（学校・防災関係機関）
学校・園の被害状況の把握、情報提供	教育委員会部（教育施設班） 健康福祉部（救助防疫班）	発災後できる限り速やかに	・被害状況（学校・防災関係機関）
児童生徒等の下校又は保護継続の判断	教育委員会部（教育支援班） 健康福祉部（救助防疫班）	下校経路・手段等の状況に応じて	・被害状況（学校・防災関係機関）

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　学校・園（幼稚園、保育所、保育園）における児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園（幼稚園、保育所、保育園）の教職員等は、地震による校（園）舎の損壊等により校（園）内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。　（推進計画）

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員等の安否確認を行い、教育委員会部等に対し安否情報を報告するとともに行方不明者等がいる場合は警察、消防機関等に通報する。

(1) 在校(園)中の安全確保

児童生徒等の危険が予想される場合は、教育長又は学校長、園長の判断で次により臨時休校（園）の措置をとる。

ア　在校(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な防災教育、安全指導を行うとともに地震災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう啓発する。

イ　地震災害が始業後にあった場合は早急に児童生徒等を帰宅させることとし、保護者等に連絡し引き渡すものとする。また、小中学校で集団下校等により帰宅させる際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに必要に応じ教職員等が地区別に付き添う。

なお、幼稚園、保育所、保育園については、保護者等に連絡し引き渡すものとする。ただし、保護者等が不在の者又は居住地域に危険のおそれがある者は、学校等で保護する。

登校（園）前に休校（園）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡する。

ウ　学校長等は、地震災害等で校舎等が危険であると予想される場合は直ちに教育委員会部等に報告し、適切な緊急避難の措置を行うとともに教職員等を誘導にあたらせる。

２　登下校時の児童生徒等の安全確保

公立小中学校・園（幼稚園、保育所、保育園）の教職員等は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を掌握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。また、児童生徒等の安否の確認に努め、教育委員会部等に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防機関等に通報する。さらに、地震災害に関する情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員等、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。（推進計画）

３　夜間・休日等における対応

公立小中学校・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、地震発生を確認次第、参集基準に従い登校し、安全を確保しつつ被害情報の収集に努める。

地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在の確認に努め、教育委員会部等に対し安否情報を報告する。

４　学校・園（幼稚園、保育所、保育園）の被害状況の把握、情報提供

教育委員会部は、公立小中学校、健康福祉部は、園（幼稚園、保育所、保育園）の人的被害及び施設の被害状況を各学校及び園から収集し、整理する。また、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努めるとともに児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供する。

５　児童生徒等の下校又は保護継続の判断

帰宅経路等の安全が確認できた児童生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらうことにより下校させる。

保護者が迎えに来ることができない児童生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

■地域・住民が実施する対策

地域住民や住民自治協議会、自治会等、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努めるものとする。

第４節　ボランティア活動の支援

第１項　活動方針

○地震災害発生後、被災者の生活や自立を支援するため、伊賀市災害ボランティアセンターは、災害時体制に移行し、ボランティアが被災者ニーズに応えて支援活動が円滑に展開できるよう受入体制を確立する。
○被災者の多様なニーズに対応するため、様々な専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。
○感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、ボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と共有	企画振興部（情報班） 地域連携部（地域対策班） 防災総括班（総括班）	発災後速やかに	市災害対策本部等からの情報収集と情報共有
伊賀市災害ボランティアセンターの災害時体制移行	地域連携部（地域対策班）	災害ボランティア受入れが必要と認められた場合	被災状況、現地災害ボランティアセンターの設置状況
ボランティア団体への支援(災害支援団体との連携)	地域連携部（地域対策班） 健康福祉部（救助防疫班）	災害ボランティア受入れ後速やかに	被災地のボランティアニーズ、災害ボランティアの受入状況

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市、伊賀市社会福祉協議会、ＮＰＯが協働して実施する対策

１　被害情報の収集と共有

災害ボランティアセンターの災害時体制への移行を判断する情報収集及び情報共有を図る。

２　伊賀市災害ボランティアセンターの災害時体制移行

関係機関と連携・協働し、被災状況等に応じて常設の「伊賀市災害ボランティアセンター」を災害時体制に移行し、みえ災害ボランティア支援センター等との連携を図りながら市内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1) 災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、伊賀市災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき「伊賀市災害ボランティアセンター」を災害時体制に移行する。

(2) 現地災害ボランティアセンター

市は、災害の規模に応じて「伊賀市○○地区災害ボランティアセンター現地本部」、「○○地区現地災害ボランティアセンター」を設置するために必要な場所として市内の公共施設等を提供する。

(3) 専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等との連携

様々な専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことがで

きるよう、情報提供など必要な支援を行う。

(4) 災害ボランティアセンターの活動項目

ア　災害ボランティアの募集、受入れ及びコーディネートの実施
イ　被害状況及び必要な災害ボランティア活動の内容等の把握
ウ　災害発生初期の避難所等における運営への協力
エ　被災者に対する炊出し、飲料水輸送等の協力
オ　被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の協力
カ　要配慮者の安否確認への協力
キ　要配慮者の介助への協力
ク　災害ボランティアの安全管理
ケ　被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
コ　地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
サ　災害時における情報収集活動への協力（外国語、手話通訳要員等を含む。）
シ　こころのケアへの協力

３　ボランティア団体への支援（災害支援団体との連携）

伊賀市災害ボランティアセンターは、被災者の多様なニーズに対応するため専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）

(1) 日本赤十字社三重県支部

ア　みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣するものとする。

(2) 三重県社会福祉協議会

ア　みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに伊賀市社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターへの職員の派遣を求め、センターの立ち上げ、運営にかかる支援を行うものとする。
イ　みえ災害ボランティア支援センターを中心にボランティアのコーディネート、活動支援等を行うものとする。

(3) 災害支援団体等

ア　みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請するものとする。
イ　みえ災害ボランティア支援センターを中心にボランティアのコーディネート、活動支援等を行うものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　被災状況の把握とボランティアの要請

住民自治協議会、自治会等や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、住民自治協議会を通じて伊賀市災害ボランティアセンターへ情報を提供するとともに必要に応じ、ボランティアの要請を行うものとする。

２　伊賀市災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、伊賀市災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボ

ランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力するものとする。

３　ボランティアの受入支援

伊賀市災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行うものとする。

４　ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加するものとする。

第５節　防疫・保健衛生活動

第１項　活動方針

○感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
○食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
○地震災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防疫活動の実施	健康福祉部（救助防疫班）	発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況
被災者の健康管理等	健康福祉部（救助防疫班） 地域連携部（地域対策班）	発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　防疫活動の実施

(1) 市の責務

市は、知事が感染症の予防上必要と認めて次の指示命令を発した場合、地震災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに防疫活動を行わなければならない。

ア　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（本節において以下「法」という。）第 27 条第２項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示
イ　法第 28 条第２項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示
ウ　法第 29 条第２項の規定による物件に係る措置に関する指示
エ　法第 31 条の第２の規定による水の使用制限等の指示
オ　予防接種法第６条の着手による臨時予防接種に関する命令(市長をして実施されるのが適当な場合に限る。)

(2) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市長が行う。

(3) 防疫班の編成

市災害対策本部は、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動体制を整える。

(4) 防疫実施要領

市長が実施する消毒その他の措置は、感染症予防法施行規則第 14 条から第 16 条までの規定により実施する。

２　被災者の健康管理等

(1) 避難所の防疫指導

避難所生活が長期化する場合は、住民自治協議会、自治会等、自主防災組織の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努める。

(2) 臨時予防接種の実施

知事の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定め、県や伊賀医師会、名賀医師会の協力のもと臨時予防接種を実施する。

(3) 保健活動

ア　保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。

要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ　栄養・食生活支援

①　関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

ａ　要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

ｂ　避難所での共同調理、炊出し等への指導・助言を行う。

ｃ　避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行う。

②　栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

ウ　衛生に関する啓発・広報活動

衛生教育とともに、防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努める。

(4) 薬剤の備蓄整備

防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請する。

(5) ペット対策

市は、(公社) 三重県獣医師会伊賀支部の助言・協力を得て、避難所又は避難所に隣接した場所に飼い主責任を基本としたペットの管理場所を設置するよう努める。(推進計画)

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がけるものとする。

２　治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を地震災害時に入手困難になることを想定し、１週間分程度保管しておき、避難時に携行するものとする。

３　ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、地震災害が発生し避難所へ避難する場合は避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行うものとする。また、市等によりペットの管理場所が設置されている場合は、ペットの管理場所での指示に従い、ペットを適正に管理するものとする。

第６節　災害警備活動

第１項　活動方針

○地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
○住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
災害警備等に関する情報の収集	地域連携部（地域対策班）	被災状況等に応じて速やかに	被害状況、交通状況、治安状況等(関係機関等)

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

県警察（伊賀警察署及び名張警察署）との緊密な連携のもとに災害応急対策を実施する。

１　災害警備等に関する情報の収集

収集する情報は、「行方不明者」「迷子」「救出・救護」「避難誘導」「民心安定を著しく低下させる行為」等とし、伊賀警察署及び名張警察署と連携して行う。

２　災害警備に関する広報

県及び伊賀警察署並び名張警察署と連携して、市民に対しての広報を行う。

３　広報の方法

市が行う広報は、緊急速報メール、伊賀市防災・情報アプリ（HAZRADON)、防災情報メール、ＳＮＳ（フェイスブック・ＬＩＮＥ)、L-アラート（テレビ、ラジオ等)、市ホームページ、ケーブルテレビ（文字放送）等で行う。

４　活動拠点の調整

市は、警察による警備に際して活動拠点の調整を図る。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進するものとする。

第７節　遺体の取扱い

第１項　活動方針

○大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
○市は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整・開設	健康福祉部（救助防疫班） 人権生活環境部（衛生班）	市災害対策本部設置後速やかに	被害状況、救助活動の状況（県、自衛隊、警察、消防機関）
遺体の収容、処置等	健康福祉部（救助防疫班） 人権生活環境部（衛生班）	検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 （防災関係機関等）
遺体保存用資材等の支援	健康福祉部（救助防疫班） 人権生活環境部（衛生班）	検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 （防災関係機関等）

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

市災害対策本部において消防機関、警察、自衛隊等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具等を借上げて実施する。

(2) 応援の要請等

市災害対策本部において被災その他の条件により実施できないときは、隣接市町村に遺体捜索の応援を要請する。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

①　遺体が埋没していると思われる場所
②　遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
③　応援を求める人数又は資機材等
④　その他必要な事項

２　検視場所・遺体安置所の設置場所の調整・開設

県及び警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

なお、検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、県及び警察署と調整を図り候補地を事前に検討しておく。

３　遺体の収容、処置

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市災害対策本部は速やかに県及び警察署等と連携して、指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに警察署等による検視・検案後の身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処置する。

（1）実施者及び方法

市は、警察署及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市において実施できないときは、他の市町の出動応援を求める等の方法により実施する。

（2）遺体保存用資材の確保

検視･検案･身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間､遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を「災害時における葬祭業務等の協力に関する協定」により確保する。ただし、市において資材が不足する場合は、県に対し応援を要請する。

４　遺体の埋火葬

地震災害の際に死亡したもので市災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

（1）実施者及び方法

埋火葬の実施は、市において直接火葬若しくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が市災害対策本部でできないときは､「市が実施する対策１(2)　応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。また、埋火葬の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア　事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋火葬する。

イ　身元不明の遺体については、警察、医師会、歯科医師会に連絡し、その調査にあたるとともに埋葬にあたっては土葬とする。

（2）遺体の搬送

市は「災害時における葬祭業務等の協力に関する協定」により、埋火葬場までの搬送車両を確保するが、不足する場合は車両の手配を県に要請する。

５　火葬処置の応援

大規模地震災害等により死体の数が多いとき、又は市火葬施設が損壊し、市施設だけでは処置しきれないときは、近隣市町に火葬の協力を依頼するとともに県に対して必要な措置を要請する。

６　費用負担

遺体捜索のためにかかる費用は、市の負担とする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　自衛隊の対策

自衛隊は､県からの要請に基づき市､警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行い、遺体を発見した場合は市等へ引き継ぐものとする。

第５章　救援物資等の供給

第１節　緊急輸送手段の確保

第１項　活動方針

○南海トラフ沿いを震源域とする大規模な地震が発生した場合、市内で甚大な被害を受け、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
市有車両等の確保	財務部（管財班）	発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・市有車両等(管財班)
輸送ルートの情報収集・伝達	建設部（土木河川班） 産業振興部（農業施設班）	発災後速やかに情報収集を行う	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報
輸送手段の確保 応援の要請等	財務部(物資・被害調査班) 防災総括部(総括班)	緊急の必要があると認める場合、速やかに	・県(輸送手段の要請) ・各協定締結団体

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　市有車両等の確保

各部局及び各事務所等が所有する公用車では輸送手段が十分確保できないときは、財務部（管財班）に市有集中管理車両の確保を要請する。また、財務部（管財班）は、緊急通行車両等の燃料の確保に努める。

車両等の確保は概ね次の順序による。

ア　応急対策実施機関所有の車両等
イ　公共的団体の車両等
ウ　自動車運送事業用車両等
エ　その他の自家用車両等

２　輸送ルートの情報収集・伝達

市は、交通規制等道路情報を一元的に収集し、関係機関や緊急通行車両の運転者等に提供できる体制を敷く。また、輸送上の拠点となる「しらさぎ運動公園」等の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保する。

３　輸送手段の確保

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。

要請にあたっては、輸送に必要となる情報を提供するとともに緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

ア　指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第 86 条の 18）

緊急輸送が必要となった場合、基本法に基づき運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して支援を要請する。

＜指定公共機関＞　　日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社

＜指定地方公共機関＞　（一社）三重県トラック協会

イ　国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

ウ　自衛隊への要請

上記による輸送が困難なとき、又は急を要するときは「第１章　第３節　自衛隊への災害派遣要請等」の要求に基づき、県を通して自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

(2) 航空輸送手段の協力要請

「第２章　第５節　ヘリコプターの活用」に準じる。

４　応援の要請等

市長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第 68 条第１項の規定に基づき県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜各協定締結団体の対策＞

１　緊急対策

各協定締結団体内及び市災害対策本部、関係機関との連絡体制を確保するものとする。また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認するものとする。

２　各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき市から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行うものとする。

第２節　救援物資等の供給

第１項　活動方針

○市民の非常用備蓄等にもかかわらず地震災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
○市は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市が備蓄している物資等を供給するとともにそのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
○孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
必要物資情報の収集・整理・調整	財務部(物資・被害調査班)	随時	・被災状況と必要物資
救援物資の受入れ	財務部(物資・被害調査班)	随時	・広域物資提供情報
物資等の調達	財務部（調達班）	避難所開設後、速やかに	・物資確保状況（協定締結団体等） ・物資調達要請状況
物資等の供給	財務部(物資・被害調査班)	避難所開設後、速やかに	・物資拠点状況 ・物資配送状況（協定締結団体等）
燃料の確保	財務部（調達班）	随時	・必要な市有車両等 ・庁舎非常電源設備

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　食料の調達・供給活動

市は、避難所等の食料の状況について情報収集を行い、調達が必要となる食料の品目・数量を的確に把握することに努める。　（推進計画）

(1) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や市外からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給は、概ね次の計画を目安とし、地震災害の規模に応じて調整する。
食料は原則として、１日３回提供する。

発災後の時間帯	供給食料の内容
地震発生～12 時間以内	住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
地震発生 12 時間後～	協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
地震発生 24 時間後～	協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
地震発生 72 時間後～	住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

市が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢など多様なニーズに対応できるよう食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

２　生活必需品等の調達・供給活動

市は、避難所等の生活必需品等の状況について情報収集を行い、調達が必要となる生活必需品等の品目・量を的確に把握することに努める。　（推進計画）

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や市外からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給は概ね次の計画を目安とし、地震災害の規模に応じて調整する。

発災後の時間帯	主な品目
地震発生～ 24 時間以内	医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ（※必要に応じて）、感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）など
地震発生 24 時間後～	日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、ＬＰガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート、ブルーシート等）など

(2) 県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

市で設置する物資拠点で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

３　燃料の確保

調達班は、庁舎非常電源設備及び応急対策に必要な緊急通行車両等（市有車等）の燃料を確保する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜生活必需物資等の調達に関する協定等締結団体の対策＞

以下の団体については、市との協定に基づき、生活必需物資等の供給を行うものとする。

１　生活必需物資等の調達に関する協定締結団体

・イオンリテール株式会社東海カンパニー
・イオンリテール株式会社西日本カンパニー奈良伊賀事業部
・株式会社森永食品クック
・ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
・上野卸商業団地連合会
・マックスバリュ中部株式会社
・上野商工会議所
・伊賀市商工会
・伊賀ふるさと農業協同組合
・株式会社ＰＬＡＮＴ
・上野ガス株式会社
・株式会社堀川商店
・生活協同組合コープみえ
・コーナン商事株式会社
・株式会社ナフコ

＜東海農政局の対策＞

東海農政局は、市から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行うものとする。

＜中部経済産業局の対策＞

中部経済産業局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行うものとする。

＜自衛隊の対策＞

三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施するものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる３日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保するものとする。また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努めるものとする。

第３節　給水活動

第１項　活動方針

○水は日常の市民生活や都市機能を維持していく上で必要不可欠なものであるため、地震などの災害により水道施設の損壊又は水道水源の枯渇及び汚染等により断水となった場合に、飲料に適した水を迅速に確保し供給する。
○応急給水にあたっては、緊急を要する医療機関、福祉施設、被災者の収容先など給水拠点優先を明確にし、衛生対策、要配慮者などに充分配慮したうえで、被害状況に応じ適切な方法で効率的に給水する。
○水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保	上下水道部(上下水道総括班、給水班)	発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の調整	上下水道部（給水班）	発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の実施及び広報	上下水道部（給水班） 総務部(広報班)	応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　実施体制

地震災害の発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を供給するため、「伊賀市水道部危機管理マニュアル」に基づき応急給水活動を実施する。また、迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど応急給水体制を確立し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。さらに、医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

２　生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 飲料水の確保

住民に対して一人あたり３日分以上できれば７日分の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

地震災害時の水源として浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

なお、地震発生からの日数別の応急給水目標水量は以下を参考とする。

地震災害発生からの日数	目標水量	用途
～３日まで	１人１日３ﾘｯﾄﾙ	飲料等
～７日	１人１日 20 ﾘｯﾄﾙ～30 ﾘｯﾄﾙ	飲料、水洗トイレ、洗面等
～14 日	被災前給水量 １人１日 250 ﾘｯﾄﾙ	

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

地震災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は「三重県水道災害広域応援協定」に基づき給水車、給水タンク車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。また、応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行う。

市災害対策本部､取水施設､浄水場の非常用発電機械燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

３　応急給水活動の調整

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、市はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

ア　伊賀市は､ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況､応急給水状況等の情報を収集・集約する。

イ　伊賀市は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

ウ　伊賀市は､ブロック内の被災市からの応援要請があった場合で､地震災害の規模等からブロック内の市の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県（被災者支援部隊(水道応援班)）に応援を要請する。

エ　伊賀市は、県（被災者支援部隊(水道応援班)）を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市に応援を要請する。

(2) 県内での応援の要請

地震災害の規模等により生活用水の調達が市内の調達だけで間に合わない場合は、県及び隣接府県、市町村又は自衛隊に応援を要請する。

応援を受ける際、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する。

(3) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には､日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災害対策本部へ連絡要員等を派遣するものとする。

４　広報体制

被災後の広報については、市民に対して、断水の状況、給水拠点、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　自衛隊の対策

自衛隊は、県災害対策本部の災害派遣要請に基づき、市と連携して給水活動を実施するものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会等や地域住民が協力して行うものとする。

２　飲料水、生活用水の確保

地震発生後３日分以上できれば７日分は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努めるものとする。また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用するものとする。

第６章　特定災害対策

第１節　危険物施設等の保全

第１項　活動方針

○大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
連絡体制の整備及び施設状況の情報収集・提供 災害発生防止の緊急措置 災害応急対策	防災総括部（総括班） 企画振興部（情報班） 消防本部（消防班）	市災害対策本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒物劇物施設・放射線物質施設の被害情報(可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等)（防災関係機関）

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　連絡体制の整備及び施設状況の情報収集・提供

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとり、当該施設の状況について情報収集を図るとともに県をはじめ関係機関と情報の共有を図り、十分連携し応急対策を実施する。

２　危険物施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第 12 条の３)

３　高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

市長は、災害発生防止の緊急措置として、次の措置をとる。

ア　消防機関への出動命令及び警察官への出動要請
イ　警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
ウ　物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2)　災害応急対策

ア　住民の安全の確保

消防吏員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス事業所等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

イ　火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立入り制限について、住民に周知徹底する。

ウ　避難の指示等及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難すべき理由を周知し、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

４　毒物劇物施設

(1) 災害応急対策

市は、県、警察本部、消防署と毒物劇物の漏洩等に関する情報共有を行う。

また、市及び警察本部は、県等の関係機関と協調し、以下の措置を講ずる。

ア　住民に対する広報
イ　汚染区域の拡大防止措置
ウ　警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
エ　被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
オ　飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

５　放射性物質施設

放射性物質の事故により保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画による。

(1) 応急措置

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、市は、事故発生の通報を受けた伊賀保健所及び伊賀警察署又は名張警察署と相互に緊密な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

ア　住民に対する広報
イ　汚染区域の拡大防止措置
ウ　警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
エ　避難指示等
オ　被ばく者の救出及び救護
カ　飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡
キ　輸送中の事故にあっては、販売業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜関係事業者の実施する対策＞

１　危険物施設

危険物保安監督者、危険物取扱者等は、県、市の指導を受けて、危険物施設の実態に即して応急対策を講ずるものとする。

ア　危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
イ　初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止並びに異常反応、タンク破壊等

による広域拡散の防止

ウ　災害発生時の危険物に対する自衛消防組織との活動要領の確立

エ　防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員及び周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

２　高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとるものとする。

ア　地震発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行うものとする。

イ　漏洩等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じるものとする。

ウ　地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、市、警察、消防機関に通報するものとする。なお、高圧ガスの移動中における事故発生時には迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得るものとする。

エ　事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合においては、関係者であることを識別できる服装等を着用するものとする。

３　火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、警察、消防に届け出るものとする。

４　毒物劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに所轄の保健所、警察署又は消防署に届け出るものとする。（毒物及び劇物取締法第 17 条）

５　放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の応急対策を実施するものとする。

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報するものとする。

ア　伊賀保健所

イ　伊賀警察署、名張警察署

ウ　消防本部

エ　市（災害対策本部）

(2) 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行うものとする。

＜中部近畿産業保安監督部の実施する対策＞

１　高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとるものとする。

ア　液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等

イ　高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導

ウ　県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

第７章　復旧に向けた対策

第１節　廃棄物対策活動

第１項　活動方針

○大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
障害物の除去	建設部（土木河川班、都市計画・建築住宅班） 産業振興部（農林班）	発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請（県）
し尿処理	人権生活環境部（衛生班）	発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請（県）
生活ごみ等処理	人権生活環境部（衛生班）	発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況 ・応援要請（県）
災害廃棄物処理	人権生活環境部（衛生班）	がれき処理体制が確立した時点	・被害状況 ・応援要請（県）

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　障害物の除去

市が管理する緊急輸送道路・主要幹線道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

(1) 実施機関

ア　山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に流れ込んだ障害物の除去は、災害救助法の障害物除去基準に従い市が行う。

イ　道路､河川等にある障害物の除去は､その道路及び河川等の管理者が行うものとする。

(2) 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、その道路管理者がそれぞれ除去するとともに必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施するものとする。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や協定締結団体等の協力を得て行う。

(3) 河川等の障害物の除去

損壊（倒壊）家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、河川の管理者である国土交通省、県、市が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や協定締結団体

等の協力を得て速やかに行う。

(4) 住宅関係障害物の除去

救助法が適用された場合は知事が行うものとするが、知事から委任を受けた場合は市長がこれを行う。

救助法が適用された場合の除去対象は､救助法の住宅関係障害物除去の適用基準に従う。

(5) 障害物の処理

障害物の処理については、次のことに留意して行う。

ア　障害物の発生量を把握する。

イ　危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。

ウ　実施者は除去すべき廃棄物等についてできる限りの分別排出とリサイクルに努める。

(6) 除去した障害物の集積場所等

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積又は保管する。

ア　集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他集積に適当な場所

イ　保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

(7) 死亡獣畜の処理

ア　処理方法

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの)の処理は、必要に応じて次のように行う。

①　埋却

埋却に十分な穴を掘り、死体の上にクレゾール及び消石灰を散布し、土砂をもって覆うこと。

②　焼却

十分な薪、わら、石油等を用いて焼却させること。

また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

イ　特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行う。

２　し尿処理

地震災害により、上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合は、し尿の収集見込み量及び共同仮設トイレの必要数を把握する。また、共同仮設トイレの設置にあたっては、高齢者、障がい者、女性等多様なニーズに配慮する。

収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集する。

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。

（し尿の発生量は、一人１日あたり 1.7 リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には､「三重県災害廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用する。

(3) 被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに近隣市町及び県の対応を求める。

(4) 応援の要請

地震災害により被害を受け、その処理能力が減少又は停止し、市のみで処理ができないときは近隣市町及び県の応援を求める。

3　生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。また、特に甚大な被害を受け、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じん（特に石綿の飛散）や騒音の発生抑止に十分配慮するとともにできる限りの分別とリサイクルに努める。

4　災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「伊賀市災害廃棄物処理計画」に基づき適正かつ迅速に処理を行う。また、甚大な被害が発生した場合には、県への支援要請の判断を速やかに行う。

なお、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、災害ボランティアセンター、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなど、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うよう努める。

(2) 処理の方法

市災害廃棄物処理計画に基づき処理を行う。

人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬､処理処分を行う｡また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りのリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い適正に処理を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1　し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力するものとする。

２　生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守するものとする。また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともにごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わないものとする。

第２節　住宅の保全・確保

第１項　活動方針

○被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
○既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
○住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
○応急仮設住宅は、中期的な見通しのもと、あらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
住宅関連情報の収集	建設部（都市計画・建築住宅班）	市庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ(住宅相談窓口)
被災建築物応急危険度判定等の実施	建設部（都市計画・建築住宅班）	被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報
応急仮設住宅等の確保	人権生活環境部（衛生班） 建設部（都市計画・建築住宅班）	必要に応じて速やかに	・建設資材の確保状況(プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災害対策本部に報告する。

２　被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

市は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、市災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともにその旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、本震後の地震活動等による被災建築物の倒壊、部材の

落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者等だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともにその旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起するとともに遅延なく実施本部に報告する。

３　応急仮設住宅等の確保

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮する。

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保（賃貸型応急住宅）とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。市は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

対象者は、地震災害のため住宅が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者とする。

(3) 応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅）

応急仮設住宅の建設は原則として県が行うものとし、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

市は、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。また、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。また、ペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会伊賀支部の助言・協力を得て設置するよう努める。

第３節　文教・保育等対策

第１項　活動方針

○通常の教育・保育が行えない場合の応急教育・保育を実施する。
○教育・保育機能の早期回復をめざす。
○災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
○文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第２項　主要対策項目

対策(活動) 項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報 (収集先)
市有学校施設等の一時使用措置	教育委員会部（教育施設班） 健康福祉部（救助防疫班）	随時	・避難状況等
応急教育・保育の実施判断	教育委員会部（教育支援班） 健康福祉部（救助防疫班）	随時	・被害状況（市立及び私立学校）
教職員等の確保	教育委員会部（教育支援班） 健康福祉部（救助防疫班）	随時	・被災状況（市立及び私立学校）
被災児童生徒等の保健管理	教育委員会部（教育支援班） 健康福祉部（救助防疫班）	随時	・被害状況（市立及び私立学校）
給食の措置	教育委員会部（教育支援班）	随時	・被害状況（市立及び私立学校）
学用品の調達及び確保	教育委員会部（教育支援班）	随時	・被害状況（市立及び私立学校）
文化財・歴史的文化的資料の保護	教育委員会部（教育施設班）	随時	・被害状況（所有者・管理者等）

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　実施機関

(1) 市立小中学校・幼稚園の応急教育及び教育施設の応急対策は、教育委員会部が計画し実施する。
(2) 地震災害に対する市立小中学校・幼稚園の措置については、教育委員会部の計画に基づき、学校長が具体的な応急対策を講じる。
(3) 市立保育所・保育園の応急保育及び施設の応急対策は、健康福祉部が計画し実施する。
(4) 地震災害に対する市立保育所・保育園の措置については、健康福祉部の計画に基づき園長が具体的な応急対策を講じる。
(5) 教材、学用品の確保については、市長が実施する。

２　応急計画の策定

地震災害発生時における児童生徒等（園児を含む。）の安全及び教育施設等の確保を図るため、教育委員会部及び健康福祉部等は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して実施する。

(1) 防災上必要な体制の整備

地震災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校等では、平素から地震災害に

備え教職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における教職員等の参集等についての体制を整備する。

(2) 施設の防備

文教・保育施設、設備等を地震災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

３　市有学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校・園等においては、施設管理者として避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに災害応急対策のため、市立学校及び市営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲においてこれを使用させる。また、教育・保育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

４　応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

(1) 市立学校・幼稚園施設の応急危険度判定を行う。

(2) 校舎等の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。黒板、机、椅子その他施設の修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置する。

(3) 校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内運動場等を利用し授業を行う。

(4) 校舎等の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長期間要する場合には使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。

(5) 激甚災害により、児童生徒等が避難した場合は、教職員等の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、避難地への訪問等を実施して教育の確保に努める。

(6) 応急教育の実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対しメール、ホームページ等避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

(7) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、教育委員会部は県教育委員会（被災者支援部隊＜教育対策班＞）に対し児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

５　応急保育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ次の対策をとり、保育の低下をきたさないように努める。

(1) 市立保育所・保育園施設の応急危険度判定を行う。

(2) 施設の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。机、椅子その他施設の修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の園等の協力により措置する。

(3) 応急保育の実施にあたっては、保護者等に対しメール、ホームページ等により情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図る。

６　教職員等の確保

教職員等の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員等の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。

教職員等の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員等の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

7　被災児童生徒等の保健管理

市立学校や幼稚園・保育所・保育園では、教職員等が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。また、学校等の設置者は、救急処置器材を各学校等に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。

教育委員会部及び健康福祉部等は、被災学校や幼稚園・保育所・保育園の教職員等に対し児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校や幼稚園・保育所・保育園へ専門家を派遣する。

8　給食の措置

給食は、次のような事情を十分留意して、できる限り継続して実施する。

(1) 給食施設が被害を受け、炊飯が不可能な場合は、他給食センター及び他校・園等の協力により実施する。

(2) 災害救助のための炊出しに給食施設を使用した場合は、給食と炊出しとの調整を十分留意する。

(3) その他給食の実施が外因的事情により不可能なときは中止する。

9　学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

地震災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長（救助法が適用された場合は知事の委任による市長）が行う。

10　文化財・歴史的文化的資料の保護

(1) 被害報告

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに県（被災者支援部隊＜教育対策班＞）に報告する。

調査実施ができない状態の場合は、県に連絡の上、協議を行う。

(2) 応急対応

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、教育委員会部等は県の指示・指導等をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について必要な指導・助言を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1　応急教育・保育の実施判断（私立学校・幼稚園・保育園管理者）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ次の対策を取り、教育・保育の低下をきたさないように努めるものとする。

(1) 市立学校・園施設の危険度判定を行うものとする。

(2) 校・園舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行うものとする。

(3) 施設の安全が確保できない等により応急教育・保育が長期間実施できない場合は、教育委員会部等に対し児童生徒等の公立学校・園等への一時編入等を要請するものとする。

(4) 施設の安全が確保できず、仮校・園舎の設置もできない場合は、教育委員会部等に対し児童生徒等を他の学校・園施設へ転入させる等の調整を要請するものとする。

２　教職員等の確保（私立学校・幼稚園・保育園管理者）

教職員等の人的被害が大きく、教育・保育の実施に支障をきたすときは、非常勤講師等の任用などを行うものとする。

３　被災児童生徒等の保健管理（私立学校・幼稚園・保育園管理者）

私立学校・園では、教職員等が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行うものとする。また、学校・園の設置者は、救急処置器材を各学校・園に整備し、養護教諭等が救急処置にあたるものとする。

４　授業料の減免等の判断（私立高等学校管理者）

私立高等学校授業料減免補助金取扱要領（平成 22 年生文第 01－１号）により、授業料支弁困難な者に軽減の措置を講ずるものとする。

地震災害に伴い市民税が非課税又は減免となった場合及び地震災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずるものとする。

５　施設等の一時使用措置（私立幼稚園・保育園管理者）

避難所に指定されている園においては、施設管理者として避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力するとともに、災害応急対策のため、私営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させるものとする。また、保育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得るものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行うものとする。また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに教育委員会部へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐものとする。

第４節　中小企業・農林漁業復旧対策

第１項　活動方針

○被災した中小企業の自立を支援する。
○被災農林業者等の自立を支援する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報(収集先)
中小企業復旧対策	産業振興部(商工観光班)	災害発生後速やかに	被害状況の把握（各中小企業事業者等)
農林業復旧対策	産業振興部（農林班）	災害発生後速やかに	被害状況の把握

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　中小企業復旧対策

県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について周知に努める。

２　農林業復旧対策

(1) 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農林業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

(2) 天災融資法による災害経営基金

地震災害により農林業者等が被害を受けた場合、国県及び市が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給等を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。

なお、本法の適用は、地震災害の被害程度に応じ政令で定めるところによる。

第５節　災害義援金等の受入れ・配分

第１項　活動方針

○被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害義援金の募集	健康福祉部（救助防疫班）	募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金の保管	健康福祉部（救助防疫班）	災害義援金を受け入れた時点	災害義援金の受入状況(三重県災害義援金募集推進委員会)
災害義援金の配分	健康福祉部（救助防疫班）	災害義援金が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握

※「活動開始（準備）時期等」に記載の時期は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対　策

■市が実施する対策

１　実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、次の関係機関と共同し、あるいは協力して行う。

・三重県共同募金会、社団法人日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、県、その他各種団体

２　災害義援金の募集・保管

市内で大規模地震災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集・保管する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

災害義援品※については、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告する。

※災害義援品とは、生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

３　災害義援金の配分

被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう配分する。

なお、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体＞

１　実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入れ・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力し

て行うものとする。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、県、市町、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

２　災害義援金の募集

県内で大規模地震災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集するものとする。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行うものとする。

なお、他の都道府県で大規模地震災害が発生した場合の募集については、当該都道府県の状況等を十分考慮して行うものとする。

３　災害義援金の保管

災害義援金及び見舞金については県災害対策本部（出納局）において一括でとりまとめて保管し、災害義援品については各関係機関において保管するものとする。

４　災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等はできるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担するものとする。

■地域・住民が実施する対策

１　災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力するものとする。

２　集積引継ぎ

(1) 災害義援金品を各家庭から募集したときは、住民自治協議会、自治会等、自主防災組織等が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐものとする。

(2) 職場募集又は生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐものとする。

第４部　復旧・復興対策

第１章　復旧・復興対策

第１節　激甚災害の指定

第１項　活動方針

○地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
○指定を受けた後は、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

【主担当部署】関係各部

第２項　対　策

■県と市が連携して実施する対策

１　激甚災害の指定（各事業関係部）

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、県及び市は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査して実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。

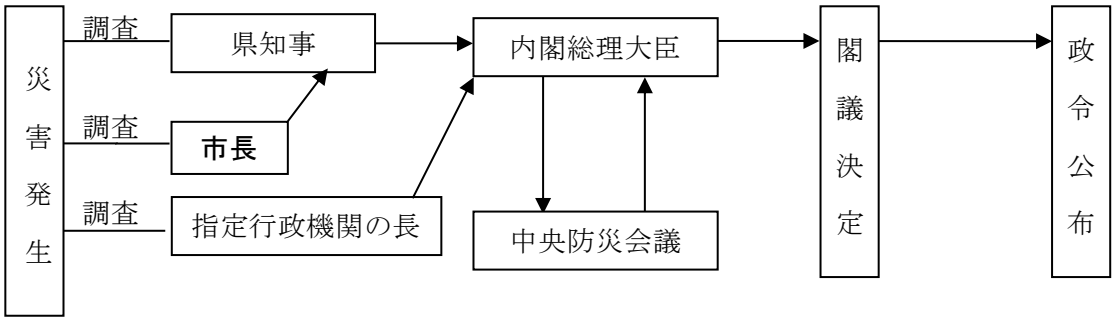

(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

①　公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

②　公共土木施設復旧事業関連事業

前号の公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が３分の２未満のもの。（道路、砂防を除く）

③　公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

④　公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第８条第３項の規定の適用を受ける公営住宅及び同施設の建設又は補修に関する事業

⑤　社会福祉施設等災害復旧事業

生活保護施設、児童福祉施設、婦人保護施設、母子福祉施設、老人福祉施設、身体障がい者社会参加支援施設、障がい者支援施設等の災害復旧事業

⑥　堆積土砂排除事業

ａ　公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法(政令)に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行する。

ｂ　公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

⑦　湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について、浸水面積が引き続き１週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で、地方公共団体が施行するもの。

イ　農林水産業に関する特別の助成

①　農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置」という。）第３条第１項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置する。

②　農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について１か所の工事費用を 13 万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

③　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

④　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第２条第１項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の２点の特別措置を行う。

ａ　天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を 250 万円に、政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額については 600 万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金については７年とする。

ｂ　政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。

⑤　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

⑥　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ　中小企業に関する特別の助成

①　中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置

ａ　激甚災害につき救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業共同組合等の再建資金の借入れに関する保証を別枠として設ける。

ｂ　災害関係保証の保険についてのてん補率を 100 分の 80 とする。

②　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　その他の財政援助及び助成

①　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第３条第１項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が一つの公立社会教育施設ごとに 60 万円以上が対象となる。

②　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する一つの学校の工事費の額を、その学校の幼児・児童・生徒又は学生の数で除して得た額が 750 円以上で、一つの学校について、幼稚園は 60 万円以上、特別支援学校は 90 万円以上、小中学校は 150 万円以上、高等学校は 210 万円以上、短期大学は 240 万円以上、大学は 300 万円以上の場合である。

③　市が施行する伝染病予防事業に関する特例

④　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例

国は、指定地方公共団体である県が、被災者に対する母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付金の財源として特別会計に繰り入れた３倍に相当する金額を、県に対して貸し付ける。

⑤　水防資材費の補助の特例

次のいずれかの地域で、国土交通大臣が告示する地域に補助される。

ａ　県に対して補助する場合は、激甚災害に関し、県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が 100 万円を超える県の区域

ｂ　水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、20 万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は３分の２である。

⑥　罹災者公営住宅建設資金の特例

⑦　公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助

⑧　雇用保険法第 10 条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業等給付金の支給

(1) 激甚災害に関する調査

ア　県

①　県は、市の被害状況を検討するものとする。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行うものとする。

②　関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

イ　市

①　市は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。

なお、関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害

の指定を受けられるよう措置する。

②　県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

２　災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

なお、市は、災害復旧事業推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

３　特別財政援助の交付(申請)手続き（各事業関係部）

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき、負担金、補助金を受けるための手続きを行うものとする。

第２節　被災者の生活再建に向けた支援

第１項　活動方針

○被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
○県と市が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

〔被災者生活再建支援の流れ〕

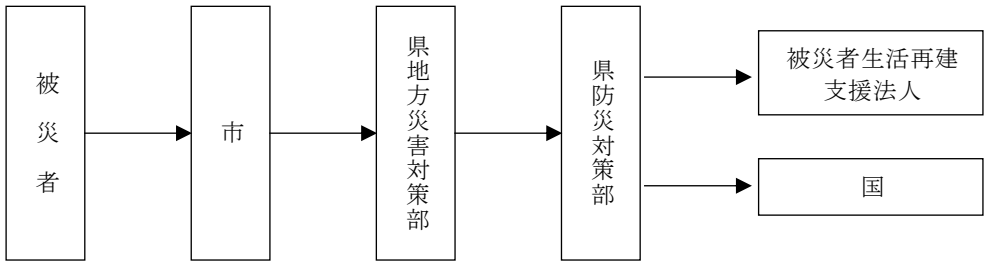

【主担当部署】総務部・財務部・健康福祉部・建設部

第２項　対　策

■県と市が連携して実施する対策

１　被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討等

市は、地震災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、市の整備促進に協力するものとする。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(2) 被災者からの申請等の受付

市は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、生業支援、中小企業支援、災害援護資金や生活福祉資金の貸付及び罹災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

(3) 罹災証明書の交付

市は、地震災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、住家被害調査のために必要な人材育成を図って名簿整備を行うとともに市の住家被害認定調査員養成の促進を図るものとする。また、市の被害認定や罹災証明書の発行事務について、調査・判定にばらつきが生じないよう市における課題の共有や対応の検討、市へのノウハウの提供等、必要な支援を行うものとする。併せて、被災者生活再建支援法にかかる県・市関係職員の対応力向上を図るものとする。

(4) 支援法適用時の住民への制度の周知徹底方法

市は、被災者に対して、市ホームページ、行政情報チャンネルなどの活用可能な広報手段を用いて、当該被災者生活再建支援制度について周知するよう努める。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

２　被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付

ア　災害援護資金

①　実施主体　：市町
②　対象災害　：県内で救助法が適用された市町が１以上ある災害
③　受給者　　：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
④　貸付限度額：350 万円

イ　母子父子寡婦福祉資金

①　実施主体：市町
②　受給者　：配偶者のない女子であって、現に児童（20 歳未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
③　貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
④　貸付資金の種類（主要なものを抜粋）

a　事業開始資金　　b　住宅資金　　c　生活資金　　d　就職支度資金
e　修学資金　　f　修業資金　　g　医療介護資金　　h　結婚資金

ウ　生活福祉資金

①　実施主体　：県社会福祉協議会
②　貸付対象者：居住する地域、所得等の貸付要件を満たす方
③　貸付資金の種類

a　緊急小口資金（災害時特例）
b　生活福祉資金（本則貸付）

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

ア　対象となる自然災害

地震等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

①　救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市の区域にかかる自然災害
②　10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市の区域にかかる自然災害
③　県内において 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
④　県内に①又は②の市町を含む場合にあって、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
⑤　①～③の区域に隣接し、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
⑥　県内に①若しくは②の市町を含む場合、又は③に該当する都道府県が２以上ある場合に、５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る。人口５万未満の市町にあっては、２以上の世帯）の区域にかかる自然災害

イ　対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、「全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯」、「長期避難世帯」、「大規模半壊した世帯」に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

また、「中規模半壊した世帯」に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》　（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補　修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補　修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100
中規模半壊した世帯	建設・購入	－	100	100
	補　修	－	50	50
	賃借（公営住宅以外）	－	25	25

《単数世帯の場合》　（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補　修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補　修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75
中規模半壊した世帯	建設・購入	－	75	75
	補　修	－	37.5	37.5
	賃借（公営住宅以外）	－	18.75	18.75

(3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携

ア　自力再建支援

住宅に関する情報提供は復旧・復興対策としても重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるようその提供体制構築も含め円滑に行う。特に、被災住宅の修理による活用は被災者にとっては早期の生活再建に、県及び市にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制にそれぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする災害発生時における住宅に関する情報については、平常時から行政内部で事前検討及び住民への情報提供に努めることにより想定外となる部分を減らしておく。

イ　災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、県及び市は将来の住宅需要も勘案したうえで、必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

ウ　住宅金融支援機構との連携

県及び市は、平常時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資すよう努めるとともに発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

（4）租税の徴収猶予及び減免等

ア　県税の減免及び期限延長

①　県税の減免

県は、地震災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。

なお、地震災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

②　各種期限の延長

広範囲にわたる地震災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ　市税の減免等の措置

市は、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について市の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜国が実施する対策＞

１　租税の徴収猶予及び減免等の対策

（1）国税の徴収猶予及び減免等

ア　災害等による期限の延長

国税通則法第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めることころによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は当該期限を延長することができるものとする。

イ　災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品に対して納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによるものとする。

２　金融対策

（1）金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関に対し機を逸せず、必要と認められる範囲内で以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請するものとする。

ア　災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるものとする。

イ　預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図るものとする。また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずるものとする。

ウ　手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮するものとする。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずるものとする。

エ　営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページ等に掲載し、取引者に周知徹底するものとする。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、保険会社に対し機を逸せず必要と認められる範囲内で以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請するものとする。

ア　保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずるものとする。

イ　保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずるものとする。

ウ　営業停止等における対応に関する措置

保険会社において窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともにその旨を新聞やホームページ等に掲載し、取引者に周知徹底するものとする。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡をとりつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請するものとする。

ア　届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図るものとする。

イ　有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力するものとする。

ウ　被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合

の可能な限りの便宜措置を図るものとする。

エ　窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともにその旨を新聞やホームページ等に掲載し、取引者に周知するものとする。

オ　その他、顧客への対応について十分配意するものとする。

３　雇用対策（三重労働局）

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア　通勤地域における適職求人の開拓

①　職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施するものとする。

②　復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施するものとする。

イ　巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

①　災害地域を巡回し、職業相談を実施するものとする。

②　避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施するものとする。

ウ　雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行うものとする。

＜日本郵便株式会社が実施する対策＞

１　郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付するものとする。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

(4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分するものとする。

＜三重弁護士会が実施する対策＞

１　被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等により被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努めるものとする。

第３節　復興体制の構築と復興方針の策定

第１項　活動方針

○本市が特定大規模災害となる地震による甚大な被害を受けた場合、速やかに「伊賀市震災復興本部（仮称）」を設置する。
○発災後、「伊賀市震災復興本部（仮称）」において、速やかに復興法に基づく復興方針や復興計画を策定する。

【主担当部署】防災危機対策局・各部

第２項　対　策

■市が実施する対策

１　復興体制の構築

(1) 市震災復興本部（仮称）等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「伊賀市復興計画（仮称）」の策定を始めとする、市の総合的な復興対策を指揮する「伊賀市震災復興本部（仮称）」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

２　復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「伊賀市復興計画（仮称）」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

【個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目】

ア　災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
イ　災害廃棄物の処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）